

広島工業大学 規程集

[令和6年4月1日現在]

広島工業大学学則（抜粋）

広島工業大学大学院学則（抜粋）

広島工業大学学位規程

広島工業大学諸規程

その他の規程

広島工業大学学則（抜粋）

- 第1章 総則
- 第2章 学年、学期及び休業日
- 第3章 授業科目及び単位数
- 第4章 入学、再入学、学士入学、編入学、休学、留学、
転学部、転学科、転学及び退学
- 第5章 授業科目の履修、単位修得の認定、
進級制限、卒業及び教員免許状
- 第6章 表彰、懲戒及び除籍
- 第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金等
- 第8章 研究生、科目等履修生、派遣学生、単位互換履修生、
委託生及び外国人留学生
- 第9章 特待生
- 第10章 教職員組織
- 第11章 協議会及び教授会
- 第12章 附属図書館等
- 第13章 保健及び厚生施設
- 第14章 寄宿舍

広島工業大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 広島工業大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園の建学の精神「教育は愛なり」及び教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に基づいて、工学、情報学、環境学及び生命学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

(1) 工学部

電子情報工学科	入学定員	70名	収容定員	280名
電気システム工学科	入学定員	90名	収容定員	360名
機械システム工学科	入学定員	120名	収容定員	480名
知能機械工学科	入学定員	90名	収容定員	360名
環境土木工学科	入学定員	70名	収容定員	280名
建築工学科	入学定員	120名	収容定員	480名

(2) 情報学部

情報工学科	入学定員	110名	収容定員	440名
情報コミュニケーション学科	入学定員	110名	収容定員	440名

(3) 環境学部

建築デザイン学科	入学定員	110名	収容定員	440名
地球環境学科	入学定員	70名	収容定員	280名

(4) 生命学部

生体医工学科	入学定員	60名	収容定員	240名
食品生命科学科	入学定員	60名	収容定員	240名

(人材の養成に関する目的)

第2条の2 前条に定める各学部及び各学科の人材の養成に関する目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工学部は、専門的な科学技術の基礎力、創造性教育のための体験学習、学際性及び社会力育成にかかる教育を重視し、ものづくりを通して、社会に奉仕、貢献できる人材の育成

- ① 電子情報工学科は、エレクトロニクス関連分野、コンピュータシステム関連分野、情報通信関連分野及び一般産業分野で活躍できる人材の育成
- ② 電気システム工学科は、高度情報化社会で必須のエネルギー技術分野、コンピュータと制御技術分野及びデジタル情報通信技術分野で活躍できる人材の育成
- ③ 機械システム工学科は、高度情報社会の機械技術に十分対応でき、かつ環境に関する問題等に対し、責任を持って対処しうる、高機能・多機能なもの作りができる人材の育成
- ④ 知能機械工学科は、機械、電子、電気及び情報等の要素技術を有機的に融合させることにより、新しい知能化機器を実現でき、また大規模かつ複雑なシステムを効率的に扱うことができる人材の育成
- ⑤ 環境土木工学科は、社会基盤の設計・建設を行う土木分野に、防災、エネルギーなどの環境領域を融合した広範な視野を持ち、安全で快適な社会基盤の整備を担う人材の育成
- ⑥ 建築工学科は、建物づくりに関する十分な基礎力と高い応用力を有し、積極的かつ主導的に

行動できる人材の育成

- (2) 情報学部は、社会生活に密着した情報学について研究教授を行い、高度情報化社会の形成に貢献できる学識を備えた、情報関連技術の中核を担う人材の育成
- ① 情報工学科は、コンピュータ構造を理解し、マルチメディア技術及びコンピュータネットワーク技術を有した、高度情報化社会をハード及びソフトの両面から支える人材の育成
 - ② 情報コミュニケーション学科は、情報システムの企画・設計・製作及び運用に関する技術に加え、情報を分析及び活用する技術を有し、それらを応用した情報による問題解決策やコミュニケーション手段を立案、開発、実施する能力を身につけた人材の育成
- (3) 環境学部は、自然環境系、社会環境系及び人間環境系の分野を融合した新しい概念の上に立ち、良好な環境の保全や形成を行う観点から物事を考察できる姿勢と能力を有した人材の育成
- ① 建築デザイン学科は、建築物と自然環境及び都市環境との共生を志向し、生活の質と心豊かな居住環境を創造できる人材の育成
 - ② 地球環境学科は、地球環境にかかわる知識と情報技術を駆使し、環境共生型・循環型社会の構築に貢献できる人材の育成
- (4) 生命学部は、工学分野に保健衛生及び農学分野を含めた学際領域として研究教授を行い、健康な社会の形成に貢献できる学識と豊かな人間性を備えた生命関連技術の中核的・実践的専門的職業を担う人材の育成
- ① 生体医工学科は、工学と臨床基礎医学の専門教育を介し、臨床現場で医療機器の操作や維持管理を行い、医師と共にチーム医療を実践することができる人材の育成
 - ② 食品生命科学科は、生命科学とバイオテクノロジーを基盤とした食品の開発、流通過程での衛生管理に加え、様々なバイオテクノロジーにも精通した実践型の人材の育成

(修業年限)

第3条 本大学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第4条 学生は、8年の在学期間を超えて在学することができない。ただし、第19条第1項、第19条の2第1項及び第20条第1項の規定により入学した学生の在学できる年数は、別に定めるところによる。

(学位)

第5条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(大学院)

第5条の2 本大学に大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別にこれを定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、特別な事情があると認めた場合、前項に定める学期の期間を変更することができる。
- 3 第1項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。この場合における前前半を第1

クォーター、前期後半を第2クォーター、後期前半を第3クォーター及び後期後半を第4クォーターとする。

(休業日)

第8条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月4日まで
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業 12月19日から翌年1月7日まで
 - (6) 学年末休業 2月21日から3月31日まで
- 2 学長は、特別な事情があると認めた場合、前項第3号から第6号までに定める休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。
- 4 学長が教育上必要と認めた場合、休業日に授業を行うことができる。

第3章 授業科目及び単位数

(授業科目の区分等)

第9条 授業科目の区分は、リベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目、専門教育科目、教職課程に係る教職に関する科目及びリメディアル科目とする。

- 2 教育課程は、リメディアル科目を除く各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、各学年に配当し編成する。

(高次レベル科目)

第9条の2 前条第1項に定める専門教育科目に高次レベル科目を置く。

(プール科目)

第9条の3 第9条第1項に定めるリベラルアーツ教育科目にプール科目を置く。

- 2 プール科目は、「プールA」及び「プールB」の科目群に分類する。

(授業の方法)

第9条の4 授業は、講義、演習、実験又は実習のいずれか若しくはこれらの併用により行う。

- 2 前項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に定める授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第10条 第9条第1項に定めるリベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目及び専門教育科目は、工学部にあっては別表1、情報学部にあつては別表2、環境学部にあつては別表3及び生命学部にあつては別表4に定めるとおりとする。

- 2 第9条第1項に定める教職課程に係る教職に関する科目は、別表5に定めるとおりとする。
- 3 工学部、情報学部、環境学部及び生命学部における1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、単位の計算基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 講義については、別表1から別表4の教育課程表に定める15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習及び実験については、別表1から別表4の教育課程表に定める30時間の授業をもって1

単位とする。

- (3) 実習については、別表 1 から別表 4 の教育課程表に定める 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、生命学部生体医工学科の実習については、別表 4 の教育課程表に定める 30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 4 教職課程に係る教職に関する 1 単位の授業科目は、前項の規定を準用する。
- 5 第 9 条第 1 項に定めるリメディアル科目は次のとおりとし、単位は設定しない。

学 部	学 科	授業科目名
工学部	電子情報工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B (リメディアル)」
	電気システム工学科	
	機械システム工学科	
	知能機械工学科	
	環境土木工学科	
情報学部	建築工学科	「数学Ⅰ・A (リメディアル)」
	情報コミュニケーション学科	
環境学部	建築デザイン学科	「数学Ⅰ・A (リメディアル)」
	地球環境学科	
生命学部	生体医工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B (リメディアル)」 「情報処理入門」
	食品生命科学科	

第11条 削 除

第12条 削 除

第13条 削 除

第13条の2 削 除

第13条の3 削 除

第14条 削 除

第 4 章 入学、再入学、学士入学、編入学、休学、留学、転学部、転学科、転学及び退学

(入学)

第15条 入学は、学年の始めとする。

第16条 本大学の第 1 年次学生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満

たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規程(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第17条 前条の規定により入学を志願する者は、入学志願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて本大学に願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 前2項の規定は、第19条、第19条の2及び第20条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第18条 入学志願者について、所定の選考を行う。

(再入学)

第19条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続きを経て再入学を願出たときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本大学を第30条により退学し、再入学を願出た者

(2) 第41条第2号により除籍された者で、別に定める規程により再入学を願出た者

(3) 学長が前各号に準じると認めた者

(学士入学)

第19条の2 本大学に学士入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、学士入学の取扱いに関し必要な事項は、学士入学規程の定めるところによる。

(編入学)

第20条 本大学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、編入学の取扱いに関し必要な事項は、編入学規程の定めるところによる。

第21条 入学を許可すべき者は、教授会の議を経て学長が定める。

(入学手続)

第22条 第18条、第19条、第19条の2及び第20条に定めるところにより入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる手続きを完了しなければならない。

(1) 別に定める書類の提出

(2) 所定の入学金、授業料、施設設備資金その他諸納入金の納入

2 前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(休学)

第23条 学生は、疾病その他の事由により、引き続き3か月以上修学を中止しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書並びに在籍料を添えて、保証人連署をもって学長に休学を願出でて許可を受けなければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が教授会の議を経て期間を定め休学を命ずる。

第24条 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可する。

第25条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

第26条 休学期間は、休学した日を含む学期の全てを休学したものとして取扱い、第4条の在学期間に算入しない。

第27条 休学期間内であっても、事由が消滅し修学しようとするときは、修学願を提出して学長の許可を受け、修学することができる。

(留学)

第28条 学生が、本大学と学生交流に関する協定を締結している外国の大学に留学を願い出た場合、学長は、教授会の議を経て、留学を許可する。

2 前項に定める留学の期間は、原則として1年以内とし、当該期間は、第4条に規定する在学期間に算入する。

3 前2項に定めるもののほか、留学については別に定める。

(転学部及び転学科)

第29条 学生が、所属学科から他の学部又は同一学部の他の学科へ転学部又は転学科を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に転学部又は転学科を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転学部及び転学科については、別に定める規程による。

(転学)

第29条の2 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 学生が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

第5章 授業科目の履修、単位修得の認定、進級制限、卒業及び教員免許状

第31条 削除

(トラック制度)

第31条の2 第2条に定める各学科にトラック制度を設けるものとする。

2 前項に定めるトラック制度に関する取扱いは、別に定める。

(履修の要件及び単位修得)

第32条 学生は、在学中所定の授業科目の履修申請を行い、単位を修得しなければならない。

2 卒業の要件として修得すべき単位数について、年間及び学期に履修申請を行うことができる単位数の上限は、各年次とも、次のとおりとする。

<生体医工学科以外の学科>

対象期間	年間	学期
学生の種別		
基本トラックの学生	40 単位	24 単位
発展トラックに認定された学生	48 単位	32 単位

<生体医工学科>

対象期間	年間	学期
学生の種別		
全学生	52 単位	制限なし

3 別に定める学生については、前項に定める単位数の上限を超えて履修申請を行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、履修に関する要件等については、別に定める。

(単位修得の認定)

第33条 学則第34条の2に定める成績の評価において合格した授業科目については、認定の上、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、学生が本大学に入学する前に行った第33条の4に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第33条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条の4 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(規程への委任)

第33条の5 前3条に規定する単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(認定単位数の上限)

第33条の6 第33条の2第1項及び同条第2項の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位(本大学において修得した単位数を除く)とする。ただし、再入学、編入学及び学士入学した者(以下「再入学者等」という。)の取扱いは、第3項の定めるところによる。

2 第33条の3及び第33条の4の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位とする。

3 再入学者等に対する第33条の2、第33条の3及び第33条の4の規定により認定する単位数の上限は、合わせて62単位とする。

4 自由科目として認定する科目の単位数は、前3項に定める上限単位数に含めないものとする。

第34条の1 単位修得の認定は、試験その他によって行う。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(成績の評価)

第34条の2 授業科目の評価は、@、A、B、C、D、Pの評語をもって表し、@、A、B、C、Pを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項に定める評価基準は、学業成績評価原表の作成及び提出に関する規程の定めるところによる。

(GP制度)

第34条の3 学生が履修し、修得した成績に沿った学修に関する指導を行うためにGP制度を定めるものとする。

2 GP制度に関して必要な事項は、GP制度に関する取扱い規程の定めるところによる。

(進級)

第34条の4 1年次末において、在学期間が1年以上の者は、2年次へ進級できるものとする。

2 2年次末において、リメディアル科目に合格するとともに、学則第35条に定める卒業に必要な単

位数（以下「卒業単位数」という。）を 64 単位以上修得し、在学期間が 2 年以上の者は、3 年次へ進級できるものとする。

3 3 年次末において、卒業単位数を 104 単位以上修得し、在学期間が 3 年以上の者は、4 年次へ進級できるものとする。

（卒業）

第35条 工学部の学生にあつては、本大学に 4 年以上在学し、別表 1 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計 124 単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
電子情報工学科	必修科目 9 単位、選択科目 15 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
電気システム工学科		
機械システム工学科		
知能機械工学科		
環境土木工学科		
建築工学科		

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
電子情報工学科	必修科目 51 単位、選択科目 49 単位以上の合計 100 単位以上	—
電気システム工学科	必修科目 54 単位、選択科目 46 単位以上の合計 100 単位以上	「エネルギーシステム」「情報通信システム」「コンピュータシステム」の各分野から各 4 単位以上を修得
機械システム工学科	必修科目 65 単位、選択科目 35 単位以上の合計 100 単位以上	—
知能機械工学科	必修科目 59 単位、選択科目 41 単位以上の合計 100 単位以上	線形代数、ベクトル解析、機械系の微分方程式、機械系の応用数学の 4 つの選択科目から 4 単位以上を修得
環境土木工学科	必修科目 58 単位、選択科目 42 単位以上の合計 100 単位以上	—
建築工学科	必修科目 65 単位、選択科目 35 単位以上の合計 100 単位以上	—

2 情報学部の学生にあつては、本大学に 4 年以上在学し、別表 2 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計 124 単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
情報工学科	必修科目 8 単位、選択科目 16 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
情報コミュニケーション学科		

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
情報工学科	必修科目 42 単位、選択科目 58 単位以上の合計 100 単位以上	—
情報コミュニケーション学科	必修科目 40 単位、選択科目 60 単位以上の合計 100 単位以上	「経営情報システム」「データサイエンス」分野の組合せ、あるいは「ソーシャルメディア」「コミュニケーション」分野の組合せ、これら 2 つの組合せのどちらか一方の組合せから 8 単位以上（高次レベル科目を除く）、又、他方の組合せから 4 単位以上（高次レベル科目を除く）を修得

3 環境学部の学生にあつては、本大学に 4 年以上在学し、別表 3 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い、合計 124 単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
建築デザイン学科	必修科目 9 単位、選択科目 15 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
地球環境学科		

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
建築デザイン学科	必修科目 51 単位、選択科目 49 単位以上の合計 100 単位以上	—
地球環境学科	必修科目 46 単位、選択科目 54 単位以上の合計 100 単位以上	—

4 生命学部の学生にあつては、本大学に 4 年以上在学し、別表 4 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い、生体医工学科は合計 132 単位以上、食品生命科学科は合計 124 単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
生体医工学科	必修科目 9 単位、選択科目 15 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
食品生命科学科		

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
生体医工学科	必修科目 104 単位、選択科目 4 単位以上の合計 108 単位以上	—
食品生命科学科	必修科目 45 単位、選択科目 55 単位以上の合計 100 単位以上	「応用生物」と「食品製造」の各分野から 6 単位以上を修得

5 前各項に定める卒業に必要な単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程に定めるメディア授業科目の修得単位数は、60 単位を超えないものとする。

(前期末卒業)

第35条の2 年度末に卒業と認定されなかった者が、次年度前期末に前条に定める卒業の要件を満たした場合、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(教員免許状)

第35条の3 教員免許状の取得を志望する者は、教育職員免許法及び同法施行規程に定めるところにより、別に定める教職課程に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	教員免許状の種類及び免許教科
工 学 部	電 子 情 報 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業 高等学校教諭一種免許状 情 報
	電 気 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業 高等学校教諭一種免許状 情 報
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業 高等学校教諭一種免許状 情 報
	知 能 機 械 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業 高等学校教諭一種免許状 情 報
	環 境 土 木 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業
	建 築 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業
情 報 学 部	情 報 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 情 報
	情報コミュニケーション学科	高等学校教諭一種免許状 情 報
環 境 学 部	建 築 デ ザ イ ン 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業
	地 球 環 境 学 科	中学校教諭一種免許状 理 科 高等学校教諭一種免許状 理 科 高等学校教諭一種免許状 情 報
生 命 学 部	食 品 生 命 学 科	高等学校教諭一種免許状 理 科

第6章 表彰、懲戒及び除籍

(表彰)

第36条 学生が他の模範となる行為をしたときは、学長が教授会の議を経てこれを表彰する。

(懲戒)

第37条 学生が本大学の諸規程に違反し学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為などをしたときは、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

第38条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓 告
停 学
退 学

第38条の2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第39条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、懲戒により退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

- (2) 正当の理由がなくて欠席が多い者
- (3) 本大学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第40条 削 除

(除籍)

第41条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て除籍する。

- (1) 第4条の在学期間を修学しても卒業の認定を得られない者
- (2) 諸納入金の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金等

(納入金)

第42条 本大学の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 30,000 円
- (2) 入 学 金 250,000 円
- (3) 授 業 料 1,120,000 円
- (4) 施設設備資金 1年次 220,000 円 (ただし、生命学部生体医工学科は 320,000 円)
2年次以降 260,000 円 (ただし、生命学部生体医工学科は 360,000 円)

2 第23条第1項に定める在籍料は、次のとおりとする。

在 籍 料 (月額) 10,000 円

第43条 削 除

第44条 第42条の諸納入金及びその他の諸納入金は、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 所定の期日までに諸納入金の納入を怠っている者には、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

第45条 休学期間中は、授業料及び施設設備資金の納入を免除する。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第46条 転学、退学、懲戒退学又は除籍された者の、当該期分の諸納入金は納入しなければならない。

2 停学期間中の諸納入金は、納入しなければならない。

第47条 在学中の諸納入金に変更のあったときは、新たに定められた金額をその期から納入しなければならない。

第48条 既納の諸納入金は、一切返還しない。ただし、新たに入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、第42条に定める授業料及び施設設備資金等の返還を求めた場合の取り扱いは、別に定める。

第8章 研究生、科目等履修生、派遣学生、単位互換履修生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本大学において、特定の教員の指導のもとに研究することを願い出た者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として許可する。

(科目等履修生)

第49条の2 本大学生以外の者が本大学の一又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、選考のうえ科目等履修生として許可する。

(派遣学生及び単位互換履修生)

第49条の3 学生が、単位互換協定を締結している大学又は短期大学(高等専門学校を含む。)の指定する授業科目について履修を願い出たときは、派遣学生として履修を許可することができる。

2 本大学が単位互換協定を締結している大学又は短期大学（高等専門学校を含む。）の学生が、本大学の指定する授業科目について履修を願い出たときは、単位互換履修生として履修を許可することができる。

3 前2項に関する規程は別に定める。

（委託生）

第50条 公共団体その他の機関から本大学の特定の授業科目について修学を委託されたときは、選考のうえ委託生として許可する。

（外国人留学生）

第51条 日本国に留学のため入国を許可された者で、次の各号の一に該当する入学資格を有する外国人は、選考の上、外国人留学生として入学することができる。

- (1) 第16条に定める資格を有する者
- (2) 学士入学規程第2条に定める資格を有する者
- (3) 編入学規程第2条に定める資格を有する者

2 前項第2号及び第3号に定める入学資格を有する者の選考等については、学士入学規程並びに編入学規程の定めるところによる。

3 前各項に定めるものの他、外国人留学生に関する事項は、外国人留学生規程の定めるところによる。

第51条の2 削除

第52条 前6条に関する規定は、別に定める。

第9章 特待生

（特待生）

第53条 人間力を有し、かつ、学業成績が特に優秀な者を特待生とする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第54条 削除

第55条 削除

第10章 教職員組織

（教職員）

第56条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び経営事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、本大学に、副学長、学長補佐、学部長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項に定める者の職務は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (4) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (5) 経営事務職員は、事務に従事する。

4 前項に定める者以外の職務等については、別に定める。

第11章 協議会及び教授会

（協議会）

第57条 本大学に、大学における基本問題、長期計画等に関する事項の協議並びに学部その他の機関の連絡調整を行うために、協議会を置く。

2 協議会に関する規程は、別にこれを定める。

(教授会)

第58条 本大学の学部に、教授会を置く。

2 教授会は、専任教員（助手を除く。）をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、教員の資格審査に関する事項、その他別段の定めのある事項を審議する場合の構成は、教授のみとする。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、再入学、編入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会に関する規程は、別に定める。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第12章 附属図書館等

(附属図書館等の設置)

第62条 本大学に、附属図書館、教学支援機構、HIT教育機構、研究支援機構、教学IRセンター、SDGs推進センター、地域防災減災教育研究推進センター、IoT・AI・データサイエンス教育研究推進センター、体育館、工作センター、学生相談室、人権室及び沼田校舎を置く。

2 前項の施設の管理運営に関する規程は、別に定める。

第13章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第63条 本大学に、保健並びに厚生に関する諸施設を設ける。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(健康診断)

第64条 教職員及び学生の保健のため、健康診断を定期的に行う。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第65条 学生のために寄宿舍を設けることができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第15章 その他

(改廃)

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第67条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前入学生にかかる第2条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 3 工学部建築工学科、環境学部建築デザイン学科及び生命学部食品生命科学科の令和4年度から令和6年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築工学科	450名	460名	470名
建築デザイン学科	410名	420名	430名
食品生命科学科	300名	280名	260名

- 4 第10条第1項に定める別表1（工学部 環境土木工学科 教育課程表）の規定は、令和2年度入学生から適用する。
- 5 第10条第2項に定める別表5（教職に関する科目）の規定は、令和4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和5年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。

広島工業大学大学院学則（抜粋）

- 第1章 総則
- 第2章 課程及び研究料
- 第3章 学年、学期及び休日
- 第4章 教育課程の編成方針及び教育課程表並びに研究指導
- 第5章 入学、再入学、転入学、休学、転学及び退学
- 第6章 研究指導教員及び単位修得の認定
- 第7章 課程の修了要件及び単位の授与
- 第8章 表彰、徴戒及び除籍
- 第9章 入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金
- 第10章 聴講生・委託生・履修証明プログラム履修生、
特別聴講学生及び外国人留学生
- 第11章 特待生
- 第12章 教職員組織及び運営組織
- 第13章 その他

広島工業大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 広島工業大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検・評価を行うものとする。

第2章 課程及び研究科

(課程等)

第3条 大学院に、博士課程を置き、標準修業年限は5年とする。この場合において、当該課程を、博士前期課程（以下「前期課程」という。）及び博士後期課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

2 前期課程は2年及び後期課程は3年とし、前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

3 第1項に定める各課程の人材養成及び教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 後期課程は、専攻分野について、自立した研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識の養成

(2) 前期課程は、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力の育成

(研究科、専攻及び収容定員)

第4条 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置き、その収容定員を定めるものとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学系研究科	電気電子工学専攻	10人	20人	—	—
	機械システム工学専攻	10人	20人	—	—
	建設工学専攻	10人	20人	—	—
	情報システム科学専攻	10人	20人	—	—
	環境学専攻	10人	20人	—	—
	生命機能工学専攻	10人	20人	—	—
	知的機能科学専攻	—	—	8人	24人

(研究科の課程)

第5条 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

2 後期課程は、専攻分野についての研究者として自立して研究活動を行いまたは高度に専門的な職業に従事するに必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うものとする。

(在学年数)

第6条 前期課程には、4年を超えて在学することはできないものとする。

2 後期課程には、6年を超えて在学することはできないものとする。

3 優れた成績を上げた者は、前期課程において1年または後期課程においては前期課程の在学期間

を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

第3章 学年、学期及び休日

(学年、学期及び休日)

第7条 学年、学期及び休日については、広島工業大学学則の定めるところによる。

第4章 教育課程の編成方針及び教育課程並びに研究指導

(教育課程の編成方針並びに教育課程表)

第8条 大学院は、教育上の目的を達成するために、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養する教育課程を編成する。

2 前項に定める教育課程について、後期課程にあつては別表1及び前期課程にあつては別表2に定めるとおりとする。

(研究指導)

第9条 大学院の学生は、その在学期間中に、前条に定められた授業科目を履修し、かつ、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受けなければならない。

(単位の計算基準)

第10条 各授業科目の単位の計算基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で、別表1及び別表2の教育課程表に定める時間数をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 1の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により授業を行なう場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項に定める基準を考慮して別表1及び別表2の教育課程表に定める時間数をもって1単位とする。

第5章 入学、再入学、転入学、休学、転学及び退学

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

第12条 前期課程に入学することができる者は、次に掲げる各号の一に該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) わが国において、外国の大学の課程を有するものとして文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣が指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
 - (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。)で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- 2 後期課程に入学することができる者は、次に掲げる各号の一に該当するものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) わが国において、外国の大学院の課程を有するものとして文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣が指定した者
 - (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 3 後期課程に編入学できる者は、学校教育法施行規則の定めるところによる。

第13条 入学志願者は、入学志願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、指定期日までに願出しなければならない。

2 前項の規定は、第15条及び第16条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学選考)

第14条 入学志願者に対しては、所定の選考を行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(再入学)

第15条 次の各号の一に該当する者が再入学を願出たときは、入学選考又は事情を考慮した上で学期の始めに限り入学を許可することができる。

- (1) 大学院研究科の一専攻を修了し、さらに他の専攻に入学を願出た者
- (2) 大学院を第22条の規定により退学し、同一専攻に入学を願出た者
- (3) 大学院を除籍された者で、同一専攻に入学を願出た者

(転入学)

第16条 他大学の大学院学生(修了者を含む。)が、大学院に転入学を志願したときは、入学選考又は事情を考慮した上で学期の始めに限り入学を許可することができる。

(再・転入学者の単位等の認定)

第17条 再入学者及び転入学者の在学年数並びに既修の授業科目及び単位数は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

(合・否の決定)

第18条 入学選考又は事情を考慮した者に対する合否の決定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学手続き)

第19条 前条の規定により合格した者は、指定の期日までに、次に掲げる手続きをしなければならない。

- (1) 所定の書類の提出
- (2) 所定の入学金、授業料、施設設備資金その他諸納入金の納入

2 前項の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(休学)

第20条 疾病その他の事由により、引き続き3か月以上休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な事由書並びに在籍料を添え、保証人連署をもって学長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長が研究科委員会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、休学した日を含む学期の全てを休学したものとして取扱い、在学期間に算入しない。
- 5 休学期間内に休学の事由が消滅したときは、修学願を提出して、学長の許可を受け修学することができる。

(転学)

第21条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署をもって学長に願い出て、その許可を受け、退学しなければならない。

(退学)

第22条 学生が疾病その他の事由により、退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第6章 研究指導教員及び単位修得の認定

(研究指導教員)

第23条 学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員を定め、研究科委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

- 2 研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、学長が研究科委員会の議を経てこれを認めることができる。

(履修指導)

第24条 学生は、履修すべき授業科目の選択については、研究指導教員の指導を受けなければならない。

(単位の認定)

第25条 単位修得の認定は、筆記試験又は口述試験若しくは研究報告等により、授業科目担当教員が行う。

- 2 前項の認定は、各授業科目の授業の終了時に行う。ただし、特別の事情があるときは、学長が研究科委員会の議を経て時期を変えることができる。

(成績の評価)

第26条 授業科目の成績評価は、@、A、B、C、D及びPの評語をもって表し、@、A、B、C及びPを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項に定める成績評価基準は、規程において別に定めるものとする。

(他大学の大学院での履修)

第27条 学長が、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学を含む。以下同じ。）とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学の大学院の授業科目を履修し、修得した単位は、10単位を超えない範囲内で、本学大学院において修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条の2 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他大学の大学院の授業科目を履修し修得した単位を、研究科委員会の議を経て、本学大学院において修得した単位とみなすことができる。

この場合において、修得したとみなすことができる単位数は、前条に規定する他大学の大学院で修得した単位を含め 10 単位を超えないものとする。

- 2 学長は、学生が入学前に大学院授業科目を先行履修し単位を修得した場合、研究科委員会の議を経て、当該単位を大学院において修得した単位とみなすことができる。

(規程への委任)

第27条の3 前2条に定める単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 課程の修了要件及び単位の授与

(修了要件)

第28条 前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第8条に定める授業科目について、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じた修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格するものとする。

- 2 後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、第8条に定める授業科目について20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。

- 3 第6条第3項に定める者の修了要件にかかる在学期間については、前各項の規定にかかわらず、当該規定の定めるところによる。

(学位の授与)

第29条 前期課程を修了した者には修士の学位をまた後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 前項に定める者のほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、後期課程を修了した者と同等以上の学識を有すると確認された者に対し行うことができる。

(学位規則)

第30条 学位論文の審査及び最終試験その他学位授与に関し必要な事項は、広島工業大学学位規則の定めるところによる。

第8章 表彰、徴戒及び除籍

(賞罰)

第31条 学生の表彰、徴戒及び除籍については、広島工業大学学則の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第9章 入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金

(納入金)

第32条 大学院の前期課程及び後期課程の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前期課程

- | | |
|----------|-------------|
| ① 入学検定料 | 30,000 円 |
| ② 入学金 | 250,000 円 |
| ③ 授業料 | 1,010,000 円 |
| ④ 施設設備資金 | 170,000 円 |

(2) 後期課程

- | | |
|---------|-------------|
| ① 入学検定料 | 30,000 円 |
| ② 入学金 | 250,000 円 |
| ③ 授業料 | 1,010,000 円 |

④ 施設設備資金 170,000 円

2 第 20 条第 1 項に定める在籍料は、次のとおりとする。

在籍料（月額） 10,000 円

3 前 2 項の諸納入金及びその他の諸納入金は、別に定めるところにより納入しなければならない。

4 所定の期日までに諸納入金の納入を怠っている者には、それを納入するまで、授業及び試験の出席並びに図書館における図書の閲覧を禁止することができる。

（休学期間中の納入金）

第33条 休学期間中は、授業料及び施設設備資金の納入を免除する。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（退学等の場合の納入金）

第34条 退学（懲戒による退学を含む。）又は除籍された者の当該期分の諸納入金は、納入しなければならない。

2 停学期間中の当該期分の諸納入金は、納入しなければならない。

（納入金の変更）

第35条 在学中の諸納入金に変更のあったときは、新たに定められた金額をその期から納入しなければならない。

（納入金の返還）

第36条 既納の納入金は、一切返還しない。ただし、新たに入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、第 32 条に定める授業料及び施設設備資金の返還を求めた場合の取り扱いは、別に定める。

第 10 章 聴講生・委託生・履修証明プログラム履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（聴講生、委託生、履修証明プログラム履修生）

第37条 聴講生、委託生及び履修証明プログラム履修生については、別に定めるもののほか、広島工業大学学則の規定を準用する。

（他の大学院からの特別聴講学生）

第38条 他大学の大学院学生が、大学院において特定の授業科目の履修を希望するときは、その大学院との協議に基づき、学長が研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修し、試験に合格したときは、その科目の履修証明書を交付する。

（外国人留学生）

第39条 大学院入学資格者と同等以上の学力を有し、かつ、本邦所在の外国公館の証明のある外国人で、大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に関する規定は、別に定める。

第 11 章 特待生

（特待生）

第40条 大学院学生の中から、入学試験及び在学中の成績並びに人物及び健康状況等を総合的に判定し、特に優秀な者を特待生とする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第 12 章 教職員組織及び運営組織

(授業及び研究指導教員)

第41条 大学院の授業及び研究指導は、大学院教育担当資格規程に定める教員が担当する。

(研究科委員会)

第42条 大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長及び第41条の教員(教授、准教授、講師及び助教)をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、研究科長が必要があると認めるとき又は構成員の3分の1以上の要求があったとき、研究科長がこれを招集し、その議長となる。
- 4 研究科長に支障があるときは、前項に定める議長の職務は、研究科長が指名した教授がこれを代行する。
- 5 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第43条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、再入学、転入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認める事項
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(事務職員)

第44条 大学院には、事務の処理及び学生の厚生指導のため事務職員を置く。

第13章 その他

(学部学則の準用)

第45条 大学院学則に定めるもののほか、大学院の教育、研究その他運営に関する事項については、広島工業大学学則を準用する。

(改廃)

第46条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第47条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

広島工業大学学位規則

第1章	総則
第2章	博士の学位
第3章	修士の学位
第4章	学士の学位
第5章	補則

広島工業大学学位規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに広島工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第29条、第30条及び広島工業大学学則（以下「学則」という。）第5条の規定に基づき、広島工業大学（以下「本学」という。）が授与する学位の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 博士の学位

研究科	専攻	学位
(博士後期) 工学系研究科	知的機能科学専攻	博士(工学)

(2) 修士の学位

研究科	専攻	学位
(博士前期) 工学系研究科	電気電子工学専攻	修士(工学)
	機械システム工学専攻	修士(工学)
	建設工学専攻	修士(工学)
	情報システム科学専攻	修士(情報学)
	環境学専攻	修士(環境学)
	生命機能工学専攻	修士(工学)

(3) 学士の学位

学部	学科	学位
工学部	電子情報工学科	学士(工学)
	電気システム工学科	学士(工学)
	機械システム工学科	学士(工学)
	知能機械工学科	学士(工学)
	環境土木工学科	学士(工学)
	建築工学科	学士(工学)

情報学部	情報工学科	学士（情報学）
	知的情報システム学科	学士（情報学）
	情報コミュニケーション学科	学士（情報学）
環境学部	建築デザイン学科	学士（環境学）
	地球環境学科	学士（環境学）
生命学部	生体医工学科	学士（生体医工学）
	食品生命科学科	学士（食品生命科学）

2 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「広島工業大学」の名を付記するものとする。

第2章 博士の学位

（課程による学位の授与）

第3条 課程による博士の学位は、本学大学院の工学系研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたいえ、博士論文の審査並びに最終試験に合格した者にこれを授与する。

2 大学院学則第6条第3項に定める者の在学年数については、前項に定める在学年数の規定は適用しないものとする。

（論文による学位の授与）

第4条 論文による博士の学位は、学長及び研究科長並びに広島工業大学大学院教育担当資格規程第3条第3号に定める者で構成する工学研究科委員会（以下、本規則において「博士後期委員会」という。）の承認を得て博士論文を提出のうえ、論文審査に合格し、かつ、学識の確認（以下「学識確認」という。）により、大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学識があると認められた者にこれを授与する。

2 本学大学院工学系研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、再入学しないで博士の学位を申請するときは、前項の規定を準用する。

（課程による博士論文の提出）

第5条 課程による博士論文を提出しようとする者は、博士後期課程第3年次の始めにおいて、その論文主題を研究指導教員を通じて博士後期委員会に提出する。

2 前項の規定により論文主題を提出した者は、別に定める期日までに学位申請書、論文要旨、博士論文その他必要書類を添え、研究指導教員を通じて博士後期委員会に提出する。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文による博士論文の提出）

第6条 論文による博士論文を提出しようとする者は、学位申請書、論文要旨、博士論文その他必要書類を添え、学位審査料とともに博士後期委員会へ提出する。

2 受理した論文及び学位審査料は、返還しない。

（学位審査料）

第7条 前条第1項に規定する学位審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第4条第1項に定める者 10万円
- (2) 第4条第2項に定める者 5万円

(3) 本学において学士又は修士の学位を与えられた者 5万円

(審査手続き)

第8条 第5条及び第6条に定めるもののほか、審査手続きについては、別に定める。

(博士論文の審査)

第9条 博士の論文審査は、論文審査委員会において、これを行う。

(論文審査委員会)

第10条 論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、研究指導教員を含む博士後期委員会が指名した3名以上の委員をもって構成する。

2 論文審査の主査は、研究指導教員とする。

3 博士後期委員会が審査のため必要と認めるときは、他の大学又は研究所等の適任者を審査委員の副査として加えることができる。ただし、副査の半数以上は、本学の専任教員とする。

4 審査委員会は、審査のため必要と認めるときは、論文提出者に対して参考文献その他資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、第3条の規定により学位を申請する者に対して行うものとする。

2 審査委員会が論文審査の結果、その論文内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験は行わないものとする。

(学識確認)

第12条 第4条第1項に定める学識確認は、論文を中心としてこれに関連のある科目及び外国語科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 第4条第2項の規定により、博士の学位を申請する者が、退学の日から起算して2年以内に論文を提出し、受理された場合は、学識確認を免除することができる。

3 審査委員会は、博士の学位を申請する者の経歴及び博士論文以外の業績を審査し、学識確認の全部又は一部を行う必要がないと認められた場合は、その経歴及び博士論文以外の業績をもって、学識確認の全部又は一部に代えることができる。

(審査期間)

第13条 課程による博士論文を提出した者の論文審査期間は3か月以内とし、論文による博士論文を提出した者の論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、博士後期委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(論文審査、最終試験又は学識確認の報告)

第14条 審査委員会は、論文審査、最終試験又は学識確認を終了したときは、速やかに論文審査結果の要旨、最終試験又は学識確認の結果の要旨に博士の学位を授与できるか否かの意見を添え、博士後期委員会に文書をもって提出する。

(学位授与の決定)

第15条 博士後期委員会は、前第14条の報告に基づき審議を行い、学長は、博士の学位を授与するか否かを決定する。

2 前項の決定を行うにあたっては、博士後期委員会の構成員の3分の2以上の出席がなければならない。

(論文要旨等の公表)

第16条 本学において博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位授与に係る論文内容要旨及び論文審査結果要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第17条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

2 前項に定める公表は、本学の協力を得てインターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は当該学位を授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第3章 修士の学位

(学位の授与)

第19条 修士の学位は、大学院の工学系研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査並びに最終試験に合格した者にこれを授与する。

2 大学院学則第6条第3項に定める者の在学年数については、前項に定める在学年数の規定は適用しないものとする。

3 前項に定める者の第20条から第24条に定める修士論文等審査、最終試験等の取扱いについては、別に定めるものとする。

(修士論文等主題及び題目の提出)

第20条 修士論文等を提出しようとする者は、学位審査が必要となる年度の始めにおいて、その主題を研究指導教員を通じて工学系研究科委員会に提出するものとする。

2 前項に定めるところにより、主題を提出した者は、次条に定める修士論文等提出1か月前までに、その題目を研究指導教員を通じて工学系研究科委員会に提出するものとする。

(修士論文等の提出)

第21条 修士論文は、2月15日までに研究指導教員を通じて工学系研究科委員会に提出するものとする。

(修士論文等の審査)

第22条 修士論文等の審査は、研究指導教員を主査とし、ほかに工学系研究科委員会の選定する構成員1名以上の教員が審査委員となり、これを行うものとする。

2 審査委員は、修士論文等審査に際し必要であると認めるときは、論文等提出者に対して当該論文等の参考文献その他の資料の提出を求めることができるものとする。

3 修士論文等の審査は、論文等提出後1か月以内にこれを行うものとする。

(最終試験)

第23条 最終試験は、提出された修士論文等を中心として、これに関連する授業科目について行うものとする。

2 審査委員が修士論文等審査の結果、修士の学位授与について適当でないと認めたときは、最終試験は行わないものとする。

3 最終試験は、修士論文等提出後1か月以内にこれを行うものとする。

(修士論文等審査及び最終試験の報告)

第24条 審査委員は、修士論文等審査を終了したときは、速やかに論文等審査要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、工学系研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

2 専攻長は、最終試験を終了したときは、速やかにその合否を工学系研究科委員会に報告するもの

とする。

(学位授与の決定)

第25条 学長は、工学系研究科委員会において、前条の規定に基づき審議を行い、学位を授与するか否かを決定するものとする。

2 前項の決定を学長が行うにあたっては、工学系研究科構成員の3分の2以上の出席がなければならないものとする。

第4章 学士の学位

(学位の授与)

第26条 学士の学位は、工学部、情報学部、環境学部又は生命学部にて4年以上在学し、所定の授業科目について124単位以上を修得した者にこれを授与する。

(学位授与の決定)

第27条 学長は、工学部教授会、情報学部教授会、環境学部教授会又は生命学部教授会において、前条に定める者について、学則その他の規則の定めるところにより審議を行い、学位を授与するか否かを決定する。

2 前項の決定を学長が行うにあたっては、構成員の過半数の出席がなければならないものとする。

第5章 その他

(学位記の授与)

第28条 学長は、第15条、第25条及び第27条の規定に基づき、学位を授与すべき者に所定の学位記を授与する。

2 学位記の様式は、別に定めるところによる。

3 学位を授与できない者には、その旨通知する。

(学位授与の取消し)

第29条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会又は教授会において審議を行い、学位の授与を取消し、学位記を返還させるものとする。

2 前項の学位の取消しを行うに際しては、第15条、第25条及び第27条の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第30条 学位記は、再交付できるものとする。この場合において、再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に所定の手数料を添え、学長に願出するものとする。

(改廃)

第31条 この規則の改廃は、研究科委員会及び教授会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、本学が授与する学位の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第33条 この規則に関する事務は、経営管理部及び教学支援部が担当する。

附 則

1 この規則は、令和2年度入学生から適用する。

2 平成31年度以前入学生の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 4 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広島工業大学諸規程

(共通)

- ・ 学生準則
- ・ 休学に係る在籍料に関する規程
- ・ 広島工業大学授業料等納入規程
- ・ 休学許可及び除籍に係る授業料等納入の取扱い規程
- ・ 学生の自動車等による通学に関する規程
- ・ 広島工業大学学生懲戒規程
- ・ 自然災害及び交通機関の運休に伴う授業等の取扱い

(学部)

- ・ 試験に関する規程
- ・ GP 制度に関する取扱い規程
- ・ 入学前又は本学以外において修得した単位等の認定に関する取扱い規程
- ・ トラック制度に関する規程
- ・ 広島工業大学 HIT ポイント制度に関する取扱い規程
- ・ 広島工業大学特待生選考規程
- ・ 成績優秀者奨学金制度に関する規程
- ・ 広島工業大学教育ローン利息支援制度に関する取扱い規程
- ・ 高等教育修学支援制度に係る授業料減免に関する規程
- ・ 転学部及び転学科規程
- ・ 広島工業大学教職課程の履修に関する規程
- ・ 再入学規程
- ・ 編入学規程
- ・ 学士入学規程
- ・ 広島工業大学研究生規程
- ・ 広島工業大学科目等履修生規程
- ・ チューター制に関する規程
- ・ TA・SA 制度に関する規程
- ・ 入試特待生制度に関する規程
- ・ 遠隔地学生給付奨学金に関する規程

- ・ 鶴虎太郎奨学金給付規程
- ・ 同窓会奨学金給付規程
- ・ 学園内推薦入学者奨学金制度に関する規程
- ・ 多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程
- ・ 広島工業大学学士修士接続早期修了制度に関する規程
- ・ 履修に係る要件規程

(大学院)

- ・ 広島工業大学大学院工学系研究科における修士論文の審査
手続き要領
- ・ 広島工業大学大学院工学系研究科における博士論文の審査
手続き要領
- ・ 広島工業大学大学院学位論文評価基準
- ・ 他専攻開講科目の履修及び単位の取扱いに関する規程
- ・ 本学大学院以外において修得した単位等の認定に関する規程
- ・ 大学院前期末学位授与に関する細則
- ・ 広島工業大学大学院奨学金規程
- ・ 大学院特待生選考基準に関する細則

学生準則

(趣旨)

第1条 この準則は、広島工業大学学則（以下「大学学則」という。）及び広島工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、広島工業大学学生（大学院生を含む。以下「学生」という。）が遵守しなければならない一般的な事項を定める。

(一般心得)

第2条 学生は、建学の精神「教育は愛なり」並びに教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」を体し、大学学則、大学院学則及び各種規程等（以下「諸規程」という。）を遵守するとともに、学生の本分を全うし、学業に精励しなければならない。

(諸規程)

第3条 諸規程は、社会の要請に応えるべく不断の教育改革のもとに変更する場合がある。

2 諸規程に変更があった場合は、学生及び保証人に周知する。

(入学に必要な提出書類)

第4条 大学学則第22条及び大学院学則第19条に規定する入学に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣誓書、誓約書
- (2) 個人情報の同意書
- (3) 保証書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) その他本学が指定するもの

2 前項各号の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、入学時に学生証（身分証明書）の交付を受け、いつでもこれを携帯しなければならない。

2 学生は、本学教職員から要求があった場合は、学生証を提示しなければならない。

3 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

第6条 学生は、学生証を紛失又は毀損したとき、速やかに再交付を受けなければならない。

(住所)

第7条 学生は、入学時、現住所並びに保護者及び保証人住所の登録を行い、異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(服装)

第8条 学生は、服装を正しく、本学学生としての品位と体面を保たなければならない。

(健康診断)

第9条 学生は、本学実施の健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由でこれを受けることができないときは、その旨を届け出て指示を受けなければならない。

(諸調査)

第10条 学生は、本学が行う学生満足度調査、授業アンケート及びその他の調査に協力しなければならない。

(学生団体)

第11条 学生が本学の学生として活動することを目的に団体を結成しようとするときは、発起人代表は、様式8に会員名簿並びに団体の規約（会則）案を添付して教学支援部に願い出て、許可を得なければならない。

第12条 本学の学生団体が学外の団体に加入しようとするときは、発起人代表は様式 10 に学外団体の規約を添付して教学支援部に願い出て、許可を得なければならない。

第13条 前 2 条の許可事項に変更が生ずるときは、様式 11 により教学支援部に願い出て、許可を得なければならない。

第14条 団体が解散したときは様式 12 により、又加入の学外団体から脱退したときは様式 13 により責任者は速やかに教学支援部へ届け出なければならない。

(集会及び行事)

第15条 学生又は学生団体は、次に掲げる集会又は行事を自由に開催することができる。

(1) 親睦を目的とした集会又は行事

(2) 学生団体の日常の活動

2 学生又は学生団体は、次に掲げる集会又は行事を開催する場合、実施 10 日前までに、様式 14 により教学支援部に届け出なければならない。

(1) 文化行事

(2) スポーツ行事

(3) 合宿・遠征

(4) 学外団体の主催する集会又は行事への学生団体の参加

3 学生又は学生団体は、次に掲げる集会又は行事を開催する場合、実施 10 日前までに、様式 15 により教学支援部に願い出て許可を得なければならない。

(1) 正規の授業時間を使用しなければならない集会又は行事

(2) 既に使用を許可されているもの以外の学内施設を使用する集会又は行事

(3) 学外者が参加する集会又は行事

(4) その他示威運動、署名運動、募金などに類するもの

第16条 学長は、学生又は学生団体が本準則に反し、教育・研究の遂行上の秩序を乱し、その他学生の本分にもとると認められるときは、その行為の制限、停止、禁止、団体の解散などを命ずることができる。

(弁償)

第17条 学生又は学生団体が集会又は行事等を行うにあたり、学内施設を使用し、施設及び設備を故意又は過失により滅失、毀損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(安全)

第18条 学生は、常に安全に留意し、人災及び風水害等の罹災防止に努めなければならない。

(学内風紀の維持)

第19条 学生は、学内の風紀を乱し、喧騒にわたる行為をしてはならない。

(学内の美化等)

第20条 学生は、学内美化に努め、所定の場所以外では飲酒、喫煙及び飲食をしてはならない。

(活動の制限)

第21条 学生は、学内で政治、宗教及びこれに類する活動を行ってはならない。

(印刷物の刊行、配布、販売)

第22条 学生又は学生団体が、印刷物の刊行、配布、販売を行う場合は、次の各号によらなければならない。

(1) 第 15 条第 1 項の集会又は行事に関連するものは自由とする。

(2) 第 15 条第 2 項の集会又は行事に関連するものは、集会又は行事の届け出のときに印刷物の写

1部を添付して、教学支援部へ届け出なければならない。

(3) 第15条第3項の集会又は行事に関連するもの及びその他前各号の集会又は行事に関連する以外のものについては、印刷物の写1部を実施10日前までに教学支援部へ提出して、許可を得なければならない。

2 前項の印刷物には、責任者の氏名及び学生番号を明記しなければならない。

3 個人及び団体などの中傷誹謗及び虚偽の内容などは、これを禁止する。

4 学外団体の印刷物の刊行、配布、販売などを本学の学生又は学生団体が学内で行う場合は、実物1部を10日前までに教学支援部へ提出して、許可を得なければならない。

(掲示)

第23条 学生又は学生団体の学内における掲示は、自由とする。ただし、次の各号を守らなければならない。

(1) 場 所

学内所定の学生用掲示板

(2) 期 間

掲示の年月日を明記し、期間は掲示の日より1か月以内とする。その期間を経過した場合は、掲示責任者において撤去すること。

(3) 内 容

個人及び団体などの中傷誹謗及び虚偽の内容などは、これを禁止する。

(4) 掲示責任者

個人の場合にあつてはその氏名及び学生番号を、学生団体にあつてはその団体名及び代表者名を記載すること。

(立看板、放送)

第24条 学生又は学生団体が、立看板の設置又は拡声放送を行う場合は、様式16により実施1週間前までに教学支援部へ願い出て、許可を得なければならない。

(物品の販売)

第25条 学生又は学生団体が学内において物品の販売を行う場合は、様式17により実施1週間前までに教学支援部へ願い出て、許可を得なければならない。

(改廃)

第26条 この準則の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第27条 この準則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第28条 この準則に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この準則は、令和4年4月1日から施行する。

休学に係る在籍料に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則第44条第1項及び広島工業大学大学院学則第32条第3項の規定に基づき、休学に係る在籍料の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(在籍料)

第2条 在籍料は、各月10,000円とする。ただし、9月中の後期授業日については10月分として取扱う。

2 休学開始日が月の中途である場合は、当該日の翌月から起算し、休学終了日が月の中途である場合は、当該日の前月までをもって算出する。

3 休学を希望する者は、休学期間分の在籍料を休学申請時に納入しなければならない。

(在籍料の返還)

第3条 休学が許可されなかった場合は、既に納入された在籍料を返還する。

2 休学終了日前に復学する場合は、復学した月から許可された休学終了月までの在籍料を返還する。

3 休学終了日前に退学する場合は、退学日の翌月から許可された休学終了月までの在籍料を返還する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、休学に係る在籍料の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、経営管理部及び教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島工業大学授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「大学学則」という。）第42条第1項及び広島工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条第1項に定める諸納入金（以下「授業料等」という。）の納入に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、授業料等とは、授業料、施設設備資金、その他の諸納入金をいう。

(納入告知)

第3条 授業料等の納入告知は、所定の場所に掲示する。

(納入期限)

第4条 授業料等の納入期限は、次のとおりとする。ただし、当該期日が休日に当たる場合は、その前日とする。

- (1) 前期 4 月末日
後期 10 月末日
- (2) 納入猶予を許可された者は、猶予期限満了の日
- (3) 納入猶予の許可を取消された者は、当該許可を取消された月の末日
- (4) 期中途中で復学する休学者は、復学した月の末日
- (5) 新たに入学を許可された者の前期分授業料等については、別に定める期日
- (6) 高等教育修学支援制度に係る授業料等減免申請において、授業料等の納入猶予を希望した者は、審査結果の通知日から 20 日経過した日

(督促)

第5条 授業料等の滞納に対する督促は、次のとおり行う。

- (1) 前条第1号に定める納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、別表第1-1に定めるとおり督促を行う。
 - (2) 前号に定める督促にもかかわらず、当該納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、再度、別表第1-2に定めるとおり、督促を行う。
 - (3) 前条第2号に定める納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、別表第1-2に定めるとおり督促を行う。
 - (4) 前条第3号及び第4号に定める納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、別表第1-3に定めるとおり督促を行う。
 - (5) 前条第6号に定める納入期限までに授業料等を完納していない者に対しては、別表第1-3に定めるとおり督促を行う。
- 2 前項に定める督促は、文書の送付をもって行う。

(納入猶予)

第6条 経済的事由あるいは災害の発生その他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の納入猶予を許可することがある。

- 2 納入猶予は、延納及び分納の2種類とする。
- 3 納入猶予を希望する者は、納入期限の20日前までにその事由と延納又は分納の種類を記載し、保証人連署の上、納入猶予許可願を学長に提出し、許可を受けなければならない。
- 4 納入猶予を許可された者で、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、ただちにその旨を学長に届出なければならない。この場合、届出の日から許可の効力を失う。

- 5 許可された事項について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。
- 6 納入猶予の期限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該期日が休日に当たる場合は、その前日とする。
 - (1) 前期 6月末日
 - (2) 後期 12月末日
- 7 納入期日は、前項に定める期限内に、任意の期日を指定することができる。なお、分納を希望する場合は、各期とも2回を超えることはできない。
- 8 前各号に定めるもののほか、授業料等の納入猶予に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(休学時の取扱い)

第7条 休学期間中は、授業料及び施設設備資金の納入を免除する。

- 2 期の中で休学する場合は、月割計算による休学期間相当額の納入を免除する。この場合において、休学開始日又は休学終了日が月の中途であるときは、休学期間相当額は、休学開始日の月の翌月から休学終了日の月の前月までをもって計算するものとする。
- 3 期の中で復学する場合は、月割計算による復学後の修学期間相当額を納入しなければならない。この場合において、復学開始日が月の中途であるときは、修学期間相当額は、復学を開始した月から当該期の最終月までをもって計算するものとする。

(授業料等の返還)

第8条 新たに入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、別に定める期日までに授業料等の返還を求めた場合、返還することができる。

- 2 休学期間中の授業料及び施設設備資金が、既に納入されている場合は、休学期間相当額を返還する。

(未納者の取扱い)

第9条 第5条の督促にも拘らず、授業料を納入しない者は、大学学則第41条第1項第2号又は大学院学則第31条により除籍する。ただし、休学許可及び除籍に係る授業料等納入の取扱規程第7条に定めるものは除くものとする。

- 2 前項による除籍日は、授業料等納入済の期の末日とする。ただし、第6条の適用を受けて授業料等の一部を納入している者にあつては、除籍日は、当該一部の授業料等が納入された日とする。
- 3 授業料等未納者から退学願が提出された場合の退学許可日の決定にあたっては、前項の取扱いを準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、授業料等の納入に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、経営管理部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

		納入期限	
		前期	後期
1.	保証人	6月15日	12月15日
2.	本人及び保証人	7月31日	1月31日
3.	本人及び保証人	第4条第3号及び第4号及び第6号に定める納入期限から 14日経過後の日	

※当該期日が休日にあたる場合は、その前日とする。

休学許可及び除籍に係る授業料等納入の取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第23条から第27条及び広島工業大学授業料等納入規程（以下「納入規程」という。）第7条及び第8条に定める休学並びに学則第41条第2号及び納入規程第9条に定める除籍に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において定める休学に関する事項は、授業料等（「納入規程第2条に定めるもの」をいう。以下同じ。）の納入に係る休学に関することをいう。

2 この規程において定める除籍に関する事項は、授業料等の納入に係る除籍に関することをいう。

第2章 休学

(休学許可)

第3条 休学は、休学開始日以前に手続きを行うものとし、休学開始日を遡及する願出は許可しない。

2 休学を願出の場合は、休学開始日の前日までの在籍期間に相当する授業料等及び別に定める在籍料を納入しなければならない。

3 前項に定める取扱いは、授業料等の納入猶予を許可された者にも適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該各号の定めるとおり、休学開始日の遡及を許可する。

(1) 休学願を、前期は4月末日までに、また、後期は10月末日までに提出する場合は、当該期の初日まで。

(2) 休学願を、前期は5月から7月末日までに、また、後期は11月から1月末日までに提出する場合は、提出月の初日まで。

5 前各項に定めるところにより休学が許可された者に対しては、納入規程第7条第1項の規定により、休学期間中の授業料及び施設設備資金を免除する。

第3章 除籍

(除籍)

第4条 納入規程第5条に定める督促を行ったにもかかわらず、授業料等が納入されない場合は、除籍として取扱うものとする。

2 学長は、教授会の承認を得て、除籍措置を講じた者に除籍通知書を送付する。

(除籍日延期の特例)

第5条 学長は、前条に定める除籍通知を行った後、当該除籍者から除籍日延期の願出があったときは、当該願出の事由等を調査し、特別の事情があると判断した場合は、教授会の承認を得て、除籍日を延期することができる。ただし、除籍日の延期は、原則として、当該年度の学年暦に定める前期又は後期の期間内とする。

2 学長が、次の各号に掲げる条件を全て満たしていると当該除籍者を判断した場合は、教授会の承認を得て、当該年度の学年暦に定める前期の期間を超えて、除籍日を延期することができる。ただし、当該日の延期は、当該年度の12月末日までとする。

(1) チューター又は卒業研究指導教員（「ゼミ」を含む。）が、大学での修学状況、人物、学業成績等から判断して、引き続き勉学の向上があると認めること。

- (2) 前期授業料等の一部が分納されていること。
- (3) 前期未納授業料等及び後期授業料等が、当該年度の 12 月末日までに完納できる条件を満たしていること。

(除籍日延期者の諸措置)

第 6 条 前条第 2 項に定める除籍日延期者については、授業料等が完納されるまでの間、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 授業料等未納期に係る成績の認定は行わない。
- (2) 履修申請は、特例として許可する。
- (3) 保護者及び当該除籍者は、授業料等納入期日までに授業料等が納入できないときは、除籍日延期措置願取り消しに係る念書を学長に提出する。

第 4 章 雑則

(大学院生への準用)

第 7 条 前各条に定める取り扱いは、大学院生にも準用する。この場合において、第 5 条第 2 項第 1 号に定めるチューター又は卒業研究指導教員は、研究指導教員に読み替えるものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、休学許可及び除籍に係る授業料等納入の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第 10 条 この規程に関する事務は、経営管理部及び教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

学生の自動車等による通学に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学生の自動車等による通学上の交通事故、騒音ならびに大学付設の駐車場の混乱を防止し、学内外の環境を保全するため、自動車等による通学の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(適用者)

第2条 この規程の適用を受ける者は、本学の学生、研究生、科目等履修生及び委託生とする。

(自動車等)

第3条 この規程において自動車等とは、自動車、単車及び自転車(単車及び自転車は以下「二輪車」という。)をいう。(自動車等による通学)

第4条 自動車による通学をする場合は、第5条及び第7条の規定により、学長の許可を受けなければならない。

2 二輪車による通学をする場合は、第16条の規定により、登録をしなければならない。

第2章 自動車通学等

(自動車通学の許可)

第5条 自動車通学は、次の各号の一に該当し、学長が駐車場収容能力その他の事情を考慮して、適当と思われる者に許可をする。

- (1) 身体に障害があり、かつ、公共の交通機関を利用して通学することが困難な者
- (2) 通学に相当の距離があり、かつ、公共の交通機関を利用することが著しく困難な者
- (3) その他自動車による通学を特に必要とする理由のある者

2 前項に該当する場合においても、本学の学部1年次生並びに運転免許取得後1年未満の者については許可しない。ただし、前項第1号の規定に該当する者を除く。

(自動車通学する者の遵守事項)

第6条 前項の規定により許可を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める額の任意保険(対人)に加入していること。
- (2) 通学に使用する自動車は、小型車以下であること。
- (3) 自動車通学に関して、保証人の同意があること。
- (4) 住所に当該自動車のための駐車場があること。なお、自動車検査証記載の使用者住所以外から通学する場合は、駐車場等の管理者の証明証(様式7)を提出すること。

(臨時自動車通学の許可)

第7条 特別な理由により、短期間自動車による通学を必要とする者に、学長は臨時自動車通学を許可することができる。ただし、第2項の規定に該当する者を除く。

2 卒業研究、学生団体等の活動のため、短期間自動車による通学を必要とする者に、学長は別に定めるところにより臨時自動車通学を許可することができる。

3 前2項の規定により許可を受けた者に、第6条の規定を準用する。

4 前2項の規定により許可を受けた者に、第5条第2項の規定を準用する。

(通学許可申請)

第8条 自動車通学を希望する者は、自動車通学許可願(様式1)を、在学生にあつては、別に定める日までに次年度のものを、新入生にあつては、年度当初に当該年度のものを学長に提出しなければならない。

ない。ただし、特別な事情がある場合においては、年度中途において提出することができる。

- 2 第 7 条の規定により臨時自動車通学を希望する者は、臨時自動車通学許可願（様式 4）を学長に提出しなければならない。

（許可証・ステッカーの交付）

第 9 条 自動車通学を許可された者に、自動車通学許可証及びステッカーを交付する。

- 2 臨時自動車通学を許可された者に、臨時自動車通学許可証を交付する。

（有効期間）

第 10 条 自動車通学許可証の有効期間は、1 年間とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。ただし、年度中途において交付された自動車通学許可証の有効期限は、当該年度の末日までとする。

- 2 臨時自動車通学許可証の有効期間は、学長の許可した期間とする。

（許可証・ステッカーの表示）

第 11 条 大学構内においては、第 9 条の規定による許可証を、正面助手席のダッシュボード上の外部より見やすい所に表示しておかなければならない。

- 2 第 9 条の規定によるステッカーは、後部ウインドガラス上にはり付けなければならない。

（再交付）

第 12 条 第 9 条の規定による許可証及びステッカーを紛失した者、又は汚損、損耗等により判別が困難となったものを保持している者は、再交付願（様式 3）を提出し、再交付を受けるものとする。

（許可内容の変更）

第 13 条 第 5 条の規定による自動車通学の許可を受けた者が、第 8 条の規定による自動車通学許可願の内容を変更しようとする場合は、自動車通学許可内容変更願（様式 5）を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更願を提出された場合において、第 5 条、第 6 条及び第 9 条の規定を準用する。

（許可の取消し）

第 14 条 次の各号の一に該当すると認められる者に対し、学長は自動車通学の許可を一定期間停止又は取消することができる。

- (1) この規程に違反した者
- (2) 第 5 条の規定に該当しなくなった者
- (3) 道路交通法等の関係法令に著しく違反した者
- (4) その他自動車通学を許可しておくことが、不適當であると認められる事由が生じた者

- 2 次の各号の一に該当すると認められる者に対し、学長は臨時自動車通学の許可を取消することができる。

- (1) この規程に違反した者
- (2) 臨時自動車通学を許可しておくことが、不適當であると認められる事由が生じた者

（許可証の返納）

第 15 条 許可証の交付を受けた者で、次の各号の一に該当する者は、所持している許可証を速やかに返納しなければならない。

- (1) 本学の学籍を離れた者
- (2) 自動車通学を中止した者
- (3) 有効期限を過ぎた許可証を所持している者
- (4) 許可を取消された者
- (5) 第 13 条の規定により新たに許可証の交付を受けた者

2 自動車通学の許可を停止された者は、自動車通学許可証を停止期間中、返納しなければならない。

第3章 二輪車通学

(二輪車通学の登録)

第16条 二輪車通学を希望する者は、二輪車通学登録申込書(様式2)を学長に提出のうえ、登録しなければならない。

(登録ステッカーの交付)

第17条 二輪車通学登録の申込みを行った者に、登録ステッカーを交付する。

2 前項の規定による登録ステッカーの再交付については、第12条の規定を準用する。

(二輪車通学の登録有効期間)

第18条 二輪車通学登録の有効期間は、在学期間中とする。

(登録ステッカーの表示)

第19条 第17条の規定による登録ステッカーは、二輪車後部の見やすい位置にはり付けなければならない。

第4章 雑則

(学生用駐車場)

第20条 自動車通学及び臨時自動車通学の許可を受けた者が利用できる駐車場の位置については、別に指定するものとする。

2 二輪車通学の登録をした者が利用できる駐車場は、別表1に定める。

(手数料)

第21条 自動車通学を許可された者は、別に定める許可証交付手数料を納入しなければならない。

(管理責任)

第22条 大学構内における自動車等に関し、盗難、事故等により損害が生じた場合において、大学は一切その責めを負わないものとする。

(学生休業日の適用)

第23条 学生休業日の取扱いについては、別に定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、自動車等による通学の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島工業大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第38条の2の規定に基づき、学生の懲戒に関して、必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第2条 学則第38条に定める懲戒の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 一定期間又は期間を定めずに登校を停止し、教育課程の履修、課外活動及び大学施設の利用を禁止すること。ただし、学長が指導上必要であると認めたときは、この限りでない。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。

2 停学は、有期又は無期とし、有期の停学とは期限を付して命ずる停学をいい、無期の停学とは期限を付さずに命ずる停学をいう。

(教育的措置)

第3条 学長は、学生が行った学則第37条に定める行為等（以下「非違行為等」という。）が懲戒処分に相当しないと決定した場合においても、当該学生に対し厳重注意を行うことができる。

(懲戒処分の量定)

第4条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項及びその他諸般の事情を総合的に判断するものとする。

- (1) 非違行為等の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 他の学生及び社会に与える影響
- (4) 過去の非違行為等の有無
- (5) 日常の生活態度及び非違行為等後の態度

2 懲戒処分の量定は、別表第1のとおりとする。ただし、個々の事案に即して、懲戒処分の量定を変更することがある。

(事実確認)

第5条 懲戒処分に相当すると思われる事案が発生した場合、慎重かつ速やかに非違行為等にかかる事実確認を、当該学生及び関係者から行うものとする。

2 事実確認は、学生・教務センター長、同副センター長及びその他学長が必要と認める者で行うものとする。

3 学生・教務センター長は、事実確認の結果を学長に報告する。

(調査会)

第6条 学長は、前条第3項に定める学生・教務センター長からの報告を受け、懲戒処分に相当すると判断した場合は、必要に応じて、調査会を設置することができる。

2 調査会の構成員は学長が別に定める。

3 調査会は、当該学生及び関係者から公正な事実確認を行い、その結果を速やかに学長に報告するものとする。

(教授会等での審議)

第7条 学長は、懲戒処分に相当すると判断した場合、学務委員会及び教授会の審議に付すものとする。

(懲戒の決定)

第8条 懲戒処分の量定は、教授会の議を経て学長が決定する。

(通知・周知)

第9条 学長は、当該学生の処分が決定した後、本人及び保証人に文書で通知する。

2 学長は、学内に懲戒処分の内容（個人を特定できる情報を除く。）及び事由を掲示により学生へ周知する。

3 前項に定める掲示の期間は、1週間（学生休業期間を除く。）とする。

(懲戒処分の効力)

第10条 懲戒処分の効力は、本人に文書を通じたときから発生するものとする。

(異議申立て)

第11条 懲戒処分の通知を受けた学生は、受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、

1 回に限り学長に書面をもって異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項に定める異議申立てがあった場合、教授会で再度審議の上、異議申立ての棄却又は処分量定の変更を決定する。

3 学長は、異議申立てによる再調査等の結果、懲戒処分を課さない場合又は処分量定を変更する場合は、当該学生が懲戒処分によって被った不利益を解消するよう努めるものとする。

4 異議申立ての行為は、懲戒処分の効力を妨げない。

(自宅謹慎)

第12条 学長は、非違行為等が停学又は退学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎中は、登校を停止し、教育課程の履修、課外活動及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学長が指導上必要であると認めたときは、この限りではない。

3 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(無期の停学の解除)

第13条 無期の停学の解除は、学部長からの申出により、学務委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

(停学中の学生指導)

第14条 停学中の学生に対する指導は、学科長及びチューターが行うものとする。

(期末試験の受験及び履修申請)

第15条 停学又は自宅謹慎期間中における当該学生の期末試験の受験については、認めないものとする。

ただし、学長が認めたときは、この限りではない。

2 停学又は自宅謹慎期間中における当該学生の履修申請については、認めるものとする。

(在学期間)

第16条 停学の期間は、在学期間に含めることができる。

(証明書等への記載の禁止)

第17条 懲戒処分の決定及び解除は、本学が発行する証明書等に記載しない。

(学籍の異動)

第18条 懲戒に関し、事実確認を行っている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の願出があった場合は、この願出を受理しない場合がある。

(再入学)

第19条 退学の懲戒処分を受けた者については、再び本学に入学することを許可しない場合がある。

(守秘義務)

第20条 学生の懲戒に関する事項に関わった教職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(試験中の不正行為)

第21条 試験中に不正行為を行った学生の懲戒に関しては、試験中不正行為の懲戒に関する細則に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第24条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条第2項関係)

懲戒処分の量定

区分	非違行為等	懲戒の内容
刑罰法規に抵触する行為	殺人、強盗、強姦性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告
	麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪行為（栽培、売買、不正所持又は使用）	退学又は停学（無期）
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為（痴漢行為、覗き見、盗撮行為等）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）、性暴力行為（強制わいせつ等）又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通法規に違反する行為	飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転又は無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転又は無免許運転等悪質な交通法規違反により人身事故（高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。）を起こした場合	退学又は停学（無期）
	飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転又は無免許運転	停学
研究活動上の不正行為	研究活動における捏造、改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告

人権を侵害する行為	セクシャル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学、停学又は訓告
その他	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火（結果が重大なものに限る。）	退学、停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束	退学、停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊、汚損又は失火（結果が重大なものに限る。）	停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報の漏洩、紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して非違行為等を実行させた場合又は人の非違行為等を幫助した場合	退学、停学又は訓告
その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告	

自然災害及び交通機関の運休に伴う授業及び試験の取扱い

(趣 旨)

第1条 この取扱いは、自然災害又は交通機関の運休（以下「災害・運休」という。）が発生した場合の授業及び「試験に関する細則」第3条に定める試験（以下「試験」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(災害・運休)

第2条 この取扱いは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 本学周辺の小学校（五日市観音小学校、五日市観音西小学校、五日市中央小学校、楽々園小学校、佐方小学校）のいずれかの学区において「避難指示（緊急）」が発令された場合
- (2) JR 西日本山陽本線の広島駅から五日市駅までの区間内及び広島電鉄宮島線が同時に運休した場合
ただし、自然災害の場合は、前述の JR 西日本山陽本線区間内が運休又は運休が予告された場合とする。
- (3) 次のいずれかの観測点において震度6弱以上を観測した場合
 - ア 広島中区上八丁堀（気象庁が設置する震度計）
 - イ 広島佐伯区利松（地方公共団体が設置する震度計）
 - ウ 廿日市市下平良（地方公共団体が設置する震度計）

(災害・運休による授業及び試験の取扱い)

第3条 前条に定める災害・運休が発生した場合の授業及び試験（以下「授業・試験」という。）は、次の各号に定めるとおり取扱うものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号の場合は、別表第1「災害・運休の発生による授業・試験の取扱い」に定めるとおりとする。
- (2) 前条第3号の場合は、当面の間休講又は試験延期（以下「休講等」という。）とする。
 - 2 前項第2号にかかる休講等の解除は、諸状況を勘案して学長が決定する。
 - 3 オンラインで実施可能な授業・試験については、第1項の定めにかかわらず実施する場合がある。

(不測の事態が発生した場合の休講等)

第4条 前2条の定めにかかわらず、その状況からして学生の安全が確保できないと学長が判断した場合は、授業・試験の全部又は一部を休講等とすることができる。

(周知方法)

第5条 休講等については、広島工業大学ポートフォリオシステムなどを通じて学生に周知する。

(通学が困難な場合の救済措置)

第 6 条 学生の居住地又は通学経路において第 2 条各号に準ずる災害・運休が発生し、学生が授業・試験に出席できなかった場合は、当該学生からの欠席届による申出により、授業担当教員は必要な措置を講じるものとする。

2 欠席届は「試験に関する細則」第 11 条に準じ、該当する証明書を添付するものとする。

(休講等に伴う代替措置)

第 7 条 この取扱いにより休講等となった授業・試験の代替措置は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 休講となった授業は、原則当該期中に補講を行う。

(2) 延期となった試験は、当該試験期間中又は期間後に実施する。

(取扱いの改廃)

第 8 条 この取扱いの改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第 9 条 この取扱いの実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事 務)

第 10 条 この取扱いに定める事務は、学務部において処理する。

附 則

1 この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 自然災害及び交通ストライキ等が発生した場合の授業等の取扱要項(平成 17 年 9 月 13 日施行)は、廃止する。

別表第 1「災害・運休の発生による授業・試験の取扱い」

	第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める状況	授業等の取扱い
(1)	6 時の時点で継続 又は 6 時から 8 時 49 分 (1 時限開始時刻) までの間に発生	1・2 時限及び 3・4 時限は休講等とする。
(2)	8 時 50 分から 10 時 44 分 (3 時限開始時刻) までの間に発生	3・4 時限は休講等とする。
(3)	10 時 45 分の時点で解消	5・6 時限以降は実施する。
(4)	10 時 45 分の時点で継続 又は 10 時 45 分から 13 時 14 分 (5 時限開始時刻) までの間に発生	5・6 時限以降は休講等とする。
(5)	13 時 15 分から 15 時 9 分 (7 時限開始時刻) までの間に発生	7・8 時限以降は休講等とする。

(6)	15時10分から17時4分（9時限開始時刻）までの間に発生	9・10時限以降は休講等とする。
備考 授業・試験実施中に発生した場合は、原則、当該授業を継続するが、学生の安全確保上緊急を要すると学長が認めた場合は、授業等の途中であっても休講等とすることができる。		

試験に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則第34条第2項に基づき、単位修得の認定に関して、必要な事項を定める。

(認定方法)

第2条 授業科目履修の認定は、試験その他の方法によって行い、合格した者には単位を与える。ただし、実験、実習、演習、製図、体育実技などは、平常の成績をもってこれに代えることができる。

(区分)

第3条 試験は、期末試験、追試験及び再試験に区分する。

(定義)

第4条 前条に定める試験区分は、次のとおり定義する。

- (1) 期末試験とは、各クォーター末及び各学期末において、全履修生を対象として当該試験期間中に行う試験をいう。
- (2) 追試験とは、別表に定める欠席事由により、期末試験が受けられなかった者に対して行う試験をいう。
- (3) 再試験とは、学修状況が良好であるにもかかわらず、期末試験の成績が不合格であった者に対して行う試験をいう。

(試験方法)

第5条 試験は筆記試験をもって行うことを原則とするが、口述試験又は論文、実技、成果物、報告書などの審査によって行うことができる。

(試験時間)

第6条 筆記試験の時間は、50分、60分、70分及び80分のいずれかとする。

(周知)

第7条 期末試験の実施期間及び実施要項については、当該試験開始2週間前に掲示する。

(追試験及び再試験の実施)

第8条 追試験は、授業担当教員が欠席事由について妥当と判断した場合に行う。

- 2 再試験は、授業担当教員が必要と認めた場合に行うことができる。
- 3 追試験及び再試験の実施期間は、評価原表の提出期限内とする。

(受験不可者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目の履修申請を行っていない者
- (2) 出席回数が、授業回数の2/3に満たない者
- (3) 授業料、施設設備資金その他諸納入金を、所定の期日までに完納していない者
- (4) 受験中に学生証を所持していない者
- (5) 試験開始後20分以上遅刻した者

(不正行為への対応)

第10条 受験中、不正行為を行なった者の懲戒については、別に定める試験中不正行為の懲戒に関する細則の定めるところによる。

(追試験の受験申請)

第11条 追試験を受けようとする者は、すみやかに別表に定める証明書類を欠席届に添付し授業担当教員に申し出なければならない。

(重複試験の受験申請)

第12条 期末試験において、同じ時間帯に試験科目が2科目以上重なる場合は、教学支援部に申し出なければならない。

(その他)

第13条 配付された試験のための用紙はすべて特別な指示がない限り試験場から持ち出してはならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、単位修得の認定に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

欠席事由	条件	証明書類
1.病気、傷害	医師が就学能耐えられないと診断した場合	医師の診断書又はそれに類する証明書
2.忌引	二親等以内の親族の死亡	死亡を証明する書類又は会葬礼状(死亡日明記のもの)
3.災害	地震、火災等で被災した場合	罹災証明書
4.交通機関の支障	通学区間におけるすべての交通機関が運休又は30分以上遅延した場合	運休又は遅延証明書
5.就職試験	採用選考を伴わない会社説明会及びインターンシップ等は含まない	企業からの通知書等
6.単位互換科目の試験との重複		単位互換科目受験証明書又はそれに類する証明書(科目開設大学の発行したもの)
7.教育実習等の実習期間との重複	「教育実習」「臨床実習」の履修者	
8.勤務先の都合によるもの	勤務先(アルバイト先等を除く)の都合により、やむを得ない場合	やむを得ない事由を記した勤務先の証明書又はそれに類する証明書
9.裁判員としての裁判への参加		裁判員として裁判への参加を証明するもの
10.その他	欠席事由が、1から9の欠席事由に準ずると認められる場合	欠席事由を証明する書類等

GP 制度に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第34条の3第2項に基づき、GP(Grade Point)制度の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において定める用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) GPとは、学生が履修申請を行った授業科目（以下「履修科目」という。）の成績の評語に対応した値をいう。
- (2) GPTとは、定められた期間の全履修科目に対するGPの合計値をいう。
- (3) GPAとは、定められた期間の全履修科目に対するGPの平均値をいう。

(算出方法)

第3条 GPT及びGPAに係る算出期間の単位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通算（入学時からの通算）
- (2) 当該年度
- (3) 当該期

2 GPTは、履修科目ごとに、単位数と別表1に定めるGP（Grade Point）を乗じて得た値の合計で表すものとする。

{ (履修科目の単位数) × (履修科目のGrade Point) } の合計

3 GPAは、GPTを履修科目（未修得の履修科目を含む）の単位数の合計で除して算出し、小数点以下第2位（第3位を四捨五入）までの値で表すものとする。

{ (履修科目の単位数) × (履修科目のGrade Point) } の合計

履修科目（未修得の履修科目を含む）の単位数の合計

4 前2項に定めるGPT及びGPAの算出にあたっては、次に掲げる授業科目は算出の対象としないものとする。

- (1) 学則第33条から第33条の4までの規定により、成績評価がPにより認定された授業科目。
- (2) 学則第9条に規定する授業科目の区分が自由科目として単位認定された授業科目。

5 前項において、学則第29条に規定する転学部及び転学科（以下「転学科」という。）した者については、転学科した学科における成績評価及び授業科目の区分により算出する。

(呼称)

第4条 GPT及びGPAは前条第1項に定める算出期間を冠して称する。

(GPA順位の決定方法)

第5条 GPA順位は、第3条第1項第1号及び第2号に定める算出期間において付すものとする。

2 GPA順位は、各年次の年度末において学科ごとに次の各号に基づき決定する。

- (1) 別表2に定める在学期間を満たさない者は、同基準を満たす者より下位とする。
- (2) 別表2に定める修得単位数を満たさない者は、同基準を満たす者より下位とする。
- (3) GPAの高い者を上位とし、同じ場合は同順位とする。
- (4) 前3号による順位付けは、当該号数の順に行うものとする。

- 3 GPA順位を決定する際のGPAは、第3条第3項の定めにかかわらず、小数点以下第4位（第5位を四捨五入）まで求めた値とする。
- 4 発展トラックの認定並びに特待生及び成績優秀者奨学生を選考にかかる GPA 順位の決定方法は別に定める。

（学修指導）

第6条 学科は、各期において学生の単位修得状況及びGP制度をもとに、必要に応じて学生に対して学修指導を行うものとする。

- 2 前項に定める指導を再三にわたり行ったにもかかわらず、当該期GPAが4期連続0.1に満たず、修学意欲を示さない在学者に対しては、退学を勧告する場合がある。
- 3 前2項に定める学修意欲に係る取扱いは別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、GP制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

（事務）

第9条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

成績の評語	Grade Point
@	4
A	3
B	2
C	1
D	0

別表2

年次	順位決定基準	
	在学期間	修得単位数（学則第35条に定める卒業に必要な修得単位数）
1年次	1年	30単位
2年次	2年	64単位
3年次	3年	104単位
4年次	4年	124単位

入学前又は本学以外において修得した単位等の認定に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第33条の5に基づき、入学前に修得した単位、在学中に修得した他大学授業科目の単位又は大学以外の教育施設等における学修（以下「学外修得単位等」という。）を、本学において修得した単位として認定する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

2 他大学等との単位互換協定に基づき、学生が他の大学又は短期大学（高等専門学校を含む。）において修得した授業科目の単位を本学において修得した単位として認定する場合の取扱いに関して必要な事項については、別に定める。

(認定範囲)

第2条 認定できる修得単位は、リベラルアーツ教育科目並びに所属する学科の社会実践教育科目及び専門教育科目とする。

(認定申請)

第3条 学外修得単位等を、本学において修得した単位として認定を受けようとするときは、学業成績証明書及びシラバス等（外国語で記載されたものは日本語訳を含む）を添付して、所定の単位認定申請書を、教学支援部に提出しなければならない。

(申請期間)

第4条 前条に規定する認定申請は、次の各号に定める期間内に行うものとする。

- (1) 新たに本学の1年次に入学した学生については、1年次の前期履修申請期間
- (2) 学則第29条に規定する転学部又は転学科した学生については、転学部又は転学科した年度の前期履修申請期間
- (3) 学則第33条の3及び第33条の4の適用を受けようとする者については、当該単位の修得後又は当該学修の修了後6か月以内

(認定)

第5条 第3条に定める認定申請があった場合は、認定申請を行った学生の所属学科が作成した単位認定原案に基づき、学務委員会及び教授会において、当該授業科目の適否及び単位数について審議し、学長がこれを認定する。

2 前項の規定により単位の認定を行うに当たっては、授業科目の成績評価はしないものとする。この場合、当該授業科目の単位認定については、「認定 (P)」をもって表すものとする。

3 前項の定めにかかわらず、入学前に本学において修得した単位を認定する場合は、当該既修得科目の成績評価をもって認定する。

4 単位認定する授業科目の認定区分及び認定授業科目名は、下表のとおりとする。

	認定区分	認定授業科目名
(1) 学則第33条の2第1項及び同条第2項に規定する単位認定授業科目	必修科目、選択科目、自由科目	学則別表1から5に定める授業科目名 ただし、編入学の一括認定及び学士入学の包括認定における授業科目名については、別に定める。

(2) 学則第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 に規定 する単位認定授業科目	選択科目、自由科目	他の大学等で修得した授業科目名
--	-----------	-----------------

(指導)

第 6 条 本学において修得した単位として認定を行った場合は、単位認定した授業科目以外の選択科目・自由科目・他学科の授業科目などを履修させるよう、学務委員並びにチューターが適切な指導を行うものとする。

(修業年限)

第 7 条 学則第 33 条の 2 第 1 項、同条第 2 項、第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 の規定により、本学において修得した単位として認定を受けた者については、修得単位等の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

第 8 条 削 除

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、学外修得単位等の認定に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第 11 条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

トラック制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則第31条の2第2項及び第32条第4項に基づき、学ぶ意欲の高い学生に高い人間力を身に付け、社会に貢献できる優れた人材を輩出することを目的として設置するトラック制度の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(トラックの種類等)

第2条 トラック制度は、基本トラックと発展トラックの2種類とする。

- 2 広島工業大学に在学する学部生は、基本トラック又は発展トラックのいずれかで学修する。
- 3 基本トラックは学科の教育課程を学修し、発展トラックはそれを学びの広さと深さをもって学修するものとする。
- 4 発展トラックで学修する学生(以下「発展トラック学生」という。)は第5条に定める条件を満たした者とする。

(発展トラックの特長)

第3条 発展トラック学生は、次の各号に定める取扱いを受けることができる。

- (1) 1年間に履修申請できる単位数：48単位(生命学部生体医工学科に在籍する者を除く)。
- (2) 人間力育成プログラムの受講
- (3) 特待生の選考対象
- (4) 4年次における大学院開講授業科目の先行履修
- (5) 海外留学への各種支援
- (6) その他学長が第1条に定める目的の達成のために有効と認めた事項

(発展トラック算入ポイント)

第4条 発展トラック学生の選考基準として発展トラック算入ポイント(以下「算入ポイント」という。)を定める。

- 2 算入ポイントは、広島工業大学 HIT ポイント制度に関する取扱い規程(以下「HIT ポイント取扱い規程」という。)第9条第2項に定める認定 HIT ポイントを積算し、年度ごとに算出する。
- 3 算入ポイントは、HIT ポイント取扱い規程第5条第1項に定める HIT ポイント活動の各大分類において 25 ポイントを上限として算出する。

(発展トラック学生)

第5条 発展トラック学生は、次に掲げる条件をすべて満たした2年次以上の在學生とする。

- (1) 当該年度に進級した者で次条に定める認定 GPT 順位及び認定 GPA 順位が、前年度末において当該学科及び年次(以下「クラス」という。)に在籍する者の上位 30%(小数点以下第1位を四捨五入)以内にあり、かつ、前条に定める算入ポイントを前年度に 50 ポイント以上獲得していること。
- (2) 第3条に定める発展トラックの特長に対して積極的に取組む意思を示していること。

(認定 GPT 順位及び認定 GPA 順位)

第6条 認定 GPT 順位は、クラスごとに次のとおり決定する。

- (1) 順位は、前年度における当該年度 GPT(以下「当該年度 GPT」という。)の高い順に付すものとする。ただし、別表に定める認定基準単位数以上を修得(自由科目を除く。以下同じ。)していない者の順位は、当該単位数以上を修得している最後の者の次の順位から付すものとする。
- (2) 順位を決定するにあたり、当該年度 GPT が同じ場合は、同順位とする。

2 認定 GPA 順位は、クラスごとに次のとおり決定する。

- (1) 順位は、前年度における当該年度 GPA(以下「当該年度 GPA」という。)の高い順に付すものとする。ただし、別表に定める認定基準単位数以上を修得していない者の順位は、当該単位数以上を修得している最後の者の次の順位から付すものとする。

(2) 順位を決定するにあたり、当該年度 GPA が同じ場合は、同順位とする。

3 前2項に定める当該年度 GPT 及び当該年度 GPA の算出は、GP 制度に関する取扱い細則第3条及び第4条を準用する。この場合における当該年度 GPA は、小数点以下第4位（第5位を四捨五入）まで求めた値とする。

(発展トラックの認定日及び期間)

第7条 発展トラックの認定日は4月1日とし、認定期間は1年間とする。

(認定通知)

第8条 発展トラックの認定結果は、学務委員会へ報告するとともに、該当学生へは、前期履修申請期間までに通知する。

(表彰)

第9条 発展トラック学生が次に掲げる条件をすべて満たし卒業する場合、学長はこれを表彰する。

(1) 2年次から4年次まで継続して発展トラック学生であること。

(2) 卒業時において、所属学科が開講する高次レベル科目を1科目以上修得していること。

2 前項に基づき学長から表彰された学生については、高い専門力と人間力を備えた者である旨を学業成績証明書に記載するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、トラック制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

前年度の 年次	認定基準単位数	
	工学部、情報学部、環境学部及び 生命学部（食品生命科学科）	生命学部（生体医工学科）
1年次	35単位	46単位
2年次	35単位	35単位
3年次	30単位	30単位

広島工業大学 HIT ポイント制度に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）の在學生（以下「學生」という。）が豊かな人間力を身につけるために設置する HIT ポイント制度の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において定める用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人間力とは、社会と環境を重視する認識と環境保全や社会奉仕のために行動する力及び高い技術者倫理とそれをもって実践する力をいう。
- (2) HIT ポイント活動とは、學生の人間力向上が期待できる課外教育活動等をいう。
- (3) HIT ポイントとは、前号に定める HIT ポイント活動に対する學生の取組みを測る値をいう。

(人間力の指標)

第3条 人間力は、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」「社会に奉仕する力」（以下「4つの力」という。）を指標として測るものとする。

(HIT ポイント活動の対象期間)

第4条 各年次における HIT ポイント活動の対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1年次生 当年度4月1日から2月末日まで
- (2) 2年次生から4年次生 前年度3月1日から当年度2月末日まで

(HIT ポイント活動の分類)

第5条 HIT ポイント活動は、大分類として、次に掲げる6種類に区分する。

- (1) 課外教育活動
- (2) 社会貢献活動
- (3) 自己啓発活動
- (4) 大学協力活動
- (5) 語学、全学共通資格活動
- (6) 学科の活動

2 前項に定める大分類のほか、別に定める中分類及び小分類を設ける。

(HIT ポイントの種類)

第6条 HIT ポイントは、基礎ポイント、付加ポイント及び継続ポイントの3種類とする。

- (1) 基礎ポイントとは、HIT ポイント活動への参加又は取組みに対して定めた HIT ポイントをいう。
- (2) 付加ポイントとは、HIT ポイント活動における役割、優れた評価に対して定めた HIT ポイントをいう。
- (3) 継続ポイントとは、資格を取得した翌年度から資格保持に対して付与する HIT ポイントをいう。

(HIT ポイント活動及び HIT ポイントの値の決定)

第7条 HIT ポイント活動及び各活動に対する HIT ポイントの値（以下「HIT ポイント活動等」という。）は、各学科又は各部署（以下「担当」という。）が原案を作成し、学務委員会の議を経て、学長が決定する。

2 HIT ポイント活動等は、年度ごとに定める。

(HIT ポイント活動等の周知)

第8条 HIT ポイント活動等は、第4条に定める対象期間の初めに本学学生ポートフォリオシステム（以下「HITPO」という。）により、學生に周知する。

(HIT ポイントの認定)

第9条 HIT ポイントは、次の手順をもって認定する。

- (1) 学生は、HIT ポイント活動の活動結果を、別に定める方法により所定の期日までに担当に報告する。
- (2) 担当は、前号の定めにより報告を受けた HIT ポイント活動が確実に行われたことを確認し、指定された様式をもって所定の期日までに教学支援部に報告する。
- (3) 教学支援部は、前号の定めにより報告された HIT ポイント活動に対し HIT ポイントを認定する。

2 認定した HIT ポイントは「認定 HIT ポイント」と称する。

(認定 HIT ポイントの開示)

第10条 認定 HIT ポイントは、HITPO により学生に開示する。

(認定 HIT ポイントの訂正)

第11条 認定 HIT ポイント開示後の訂正は原則行わない。

- 2 前項の定めにかかわらず、担当が指定された期間内に「HIT ポイント訂正の願出書」を提出し、学長の許可を得た場合に限り、認定 HIT ポイントを修正することができる。

(認定 HIT ポイントの合計値)

第12条 認定 HIT ポイントは、次の 2 種類の値をもって取扱うものとする。

(1) 通算 (入学時からの通算)

(2) 当該年度 (第 4 条に定める期間)

- 2 同一年次に複数年度在籍した者の通算の認定 HIT ポイントは、各年次における最も高い当該年度の認定 HIT ポイントの値を合計して算出する。

(表彰)

第13条 学生が次の各号に該当した場合は、学長がこれを表彰する。

- (1) 1 年次生、2 年次生及び 3 年次生については、当該年度の認定 HIT ポイントが在籍する学科及び年次において上位 5 位かつ 60 ポイント以上の学生
- (2) 4 年次生については、通算の認定 HIT ポイントが在籍する学科及び年次において上位 5 位かつ 240 ポイント以上の学生
- (3) その他、学長が表彰するに相応しいと認めた学生

(指導)

第14条 当該年度の認定 HIT ポイントが 10 ポイント未満の学生に対しては、人間力育成の観点から自主的な活動を促すことを目的として、チューターによる指導を実施する。

(保管)

第15条 活動結果に関する書類等は、担当が 1 年間、その後は教学支援部が保管する。

(発展トラック)

第16条 発展トラックの認定にかかる認定 HIT ポイントの算出方法は別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、HIT ポイント制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

広島工業大学特待生選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第53条第2項に基づき、特待生の選考に関して、必要な事項を定める。

(特待生)

第2条 特待生とは、人間力を有し、かつ、学業成績が特に優秀な学生のうち、本規程に基づき選考された者をいう。

(種類)

第3条 特待生の種類は、A特待生及びB特待生の2種類とする。

2 特待生に対しては、当該年度の授業料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）を次のとおり免除する。

- (1) A特待生は、授業料等の半額
- (2) B特待生は、授業料等のうち20万円

(期間)

第4条 特待生の期間は当該年度1年間とする。

(選考対象者)

第5条 特待生の選考対象者は、当該年度の4月1日に在学し、かつ、発展トラックに認定されている者のうち、別表に定める選考基準単位数以上を修得（自由科目を除く。以下同じ。）した者とする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する者は、選考対象者から除外する。

- (1) 学則第34条の4に規定する進級ができなかった履歴のある者
- (2) 学則第35条に規定する卒業が認定されなかった者
- (3) 学則第37条に規定する懲戒を受けた者

3 前項各号に該当する者のうち、学長が特別な事情があると認めた場合、選考対象者として扱うことができる。

(候補者)

第6条 特待生の候補者は、前条に定める選考対象者のうち、前年度末における当該年度GPA（以下「当該年度GPA」という。）又は次条に定める特待生GPA順位が、次の各号に該当する者とする。

- (1) A特待生は、当該年度GPAが3.5以上の者又は特待生GPA順位が当該年度の4月1日において、当該学科及び年次（以下「クラス」という。）に在学する者の上位5%（小数点以下第1位を四捨五入）以内の者
- (2) B特待生は、特待生GPA順位が当該年度の4月1日において、クラスに在学する者の上位10%（小数点以下第1位を四捨五入）以内の者

2 前項に定める特待生の候補者は、トラック制度に関する規程第4条に規定する発展トラック算入ポイントを、前年度に50ポイント以上獲得していなければならない。

3 A特待生及びB特待生は、重複して候補者となることはできない。

(特待生GPA順位)

第7条 特待生GPA順位は、クラスごとに次のとおり決定する。

(1) 順位は、当該年度GPAの高い順に付すものとする。ただし、別表に定める選考基準単位数を修得していない者の順位は、当該単位数以上を修得している最後の者の次の順位から付すものとする。

(2) 順位を決定するにあたり、当該年度GPAが同じ場合は、前年度末における当該年度GPT（以

下「当該年度 GPT」という。)が高い者を上位とし、当該年度 GPT も同じ場合は、同順位とする。

- 2 前項に定める当該年度 GPA 及び当該年度 GPT の算出は、GP 制度に関する取扱い細則第 3 条及び第 4 条を準用する。この場合における当該年度 GPA は、小数点以下第 4 位(第 5 位を四捨五入)まで求めた値とする。

(転学部及び転学科した者の取扱い)

第 8 条 転学部及び転学科した者については、転学部及び転学科前における当該年度 GPA において選考を行う。

(他制度との併用)

第 9 条 特待生は鶴虎太郎奨学会奨学金、広島工業大学同窓会奨学金及び成績優秀者奨学金を重複して受給できないものとする。

- 2 本学における他の減免及び給付制度を併用する場合の減免額及び給付額の総額は、授業料等を上限とし、その適用順位については、別に定める。

(決定)

第 10 条 特待生は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(通知)

第 11 条 特待生には、特待生としての証書を交付するとともに、保証人に通知する。

(減免方法)

第 12 条 特待生に対する減免は、学期ごとに、第 3 条第 2 項に定める免除額の半額を当該期の授業料等から控除することにより行う。ただし、既に授業料等が納入されている場合は、免除額を返還することでこれに換える。

(資格の取消)

第 13 条 特待生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 学生としての本分にもとる行為があった場合
- (2) 疾病その他の事由により休学した場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、学長が特待生として不相当と認めた場合

(授業料等の納入)

第 14 条 特待生が、前条の規定により資格を取り消された場合は、取り消された日が属する月の末日までに授業料等を納入しなければならない。

- 2 前項に定める納入額は、資格を取り消された日が属する月を起算月とし、月割計算により算出する。

(督促及び除籍)

第 15 条 前条第一項に定める期日までに授業料等を納入しないものに対しては、当該期日から 14 日経過後の日を期限とする督促を行うものとする。

- 2 前項の督促にもかかわらず授業料等を納入しないものは、学則第 41 条第 1 項第 2 号により除籍する。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、特待生の選考に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第 18 条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

前年度の 年次	選考基準単位数	
	工学部、情報学部、環境学部及び 生命学部（食品生命科学科）	生命学部（生体医工学科）
1年次	35単位	46単位
2年次	35単位	35単位
3年次	30単位	30単位

成績優秀者奨学金制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学に在学する成績優秀な学部生を対象として支給する成績優秀者奨学金(以下「奨学金」という。)の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(奨学金)

第2条 奨学金は、学業成績に優れ、かつ、品行方正な2年次以上の学部生に授業料及び施設設備資金(以下「授業料等」という。)の一部として給付する。

(給付額)

第3条 奨学金として給付する金額は、一人あたり年額40万円とする。

(期間及び給付回数)

第4条 奨学金の給付対象期間は当該年度1年間とし、同一年次において1回を限度とする。

(選考対象者)

第5条 奨学金の受給者(以下「奨学生」という。)の選考対象者は、当該年度の4月1日に在学し、別表に定める選考基準単位数以上を修得(自由科目を除く。以下同じ。)した者とする。ただし、当該年度の4月1日に学則34条の4に規定する進級ができなかった者、学則第35条に規定する卒業が認定されなかった者及び学則第37条に規定する懲戒を受けた者を除く。

(候補者)

第6条 奨学生の候補者は、前条に定める選考対象者のうち、次条に定める奨学生GPA順位が、当該学科及び年次(以下「クラス」という。)において1位の者とする。

(奨学生GPA順位)

第7条 奨学生GPA順位は、クラスごとに次のとおり決定する。

(1) 順位は、前年度末における当該年度GPA(以下「当該年度GPA」という。)の高い順に付すものとする。ただし、別表に定める選考基準単位数を修得していない者の順位は、当該単位数以上を修得している最後の者の次の順位から付すものとする。

(2) 当該年度GPAが同じ場合は、前年度末における当該年度GPT(以下「当該年度GPT」という。)が高い者を上位とし、当該年度GPTも同じ場合は、同順位とする。

2 前項に定める当該年度GPA及び当該年度GPTの算出は、GP制度に関する取扱い細則第3条及び第4条を準用する。この場合における当該年度GPAは、小数点以下第4位(第5位を四捨五入)まで求めた値とする。

(転学部及び転学科生の取扱い)

第8条 転学部又は転学科した者は、転学部又は転学科前のクラスにおいて選考を行う。

(選考等)

第9条 学科は、前条に定める候補者について面接を行い、奨学生として適当と判断した者を教授会に推薦する。

2 前項に定める面接は、原則としてチューターが行う。

(他制度との併用)

第10条 奨学生は鶴虎太郎奨学会奨学金及び広島工業大学同窓会奨学金と重複して受給できないものとする。

2 本学における他の減免及び給付制度を併用する場合の減免学及び給付額の総額は、授業料等を上限とし、その適用順については、別に定める。

(決定)

第11条 奨学生は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(通知)

第12条 奨学生に対して、奨学生証書を交付するとともに、保証人に通知する。

(給付方法)

第13条 奨学金は、前期については当該期の授業料等が納入された後、第3条に定める給付額の半額を給付する。後期については第3条に定める給付額の半額を当該期の授業料等から控除することでこれに換える。

(資格の取消)

第14条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 学生としての本分にもとる行為があった場合
- (2) 疾病その他の事由により休学した場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、学長が奨学生として不相当と認めた場合

(奨学金の返還)

第15条 奨学生が、前条の規定によりその資格を取り消された場合は、取り消された日が属する月の末日までに奨学金を返還しなければならない。

2 前項に定める返還額は、資格を取り消された日が属する月を起算日とし、月割計算により算出する。

(督促及び除籍)

第16条 前条第一項に定める期日までに奨学金を返還しない者に対しては、当該期日から14日経過後の日を期限とする督促を行うものとする。

2 前項の督促にも関わらず奨学金を返還しない者は、大学学則第41項第2号により除籍する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

前年度の 年次	選考基準単位数	
	工学部、情報学部、環境学部及び 生命学部（食品生命科学科）	生命学部（生体医工学科）
1年次	35単位	46単位
2年次	35単位	35単位
3年次	30単位	30単位

広島工業大学教育ローン利息支援制度に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）の授業料、施設設備資金、臨床実習費及び諸会費（以下「授業料等」という。）を納入する目的で教育ローンを利用する場合に発生する利息の一部を支援金として給付する「広島工業大学教育ローン利息支援制度」（以下「支援制度」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(対象教育ローン)

第2条 支援制度の対象となる教育ローンは、次のとおりとする。

教育ローンの名称	取扱金融機関の名称
〈ひろぎん〉広島工業大学提携教育ローン	(株)広島銀行
広島工業大学提携教育ローン「学費サポートプラン」	(株)オリエントコーポレーション

(対象利息)

第3条 支援制度の対象となる利息は、前条の教育ローンを利用する場合に発生する利息のうち、次に該当する利息（支払遅延に対する利息を除く。以下同じ。）とする。

- (1) 入学年度の前年度に支払った利息
- (2) 在籍期間中に支払った利息

(申請対象者)

第4条 支援制度に申請できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 本学に在籍している者又は申請の前年度に卒業した者
- (2) 品行方正で、過去に停学又は訓告の処分を受けていない者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、第3条に定める対象利息のうち、申請の前年度1年間に支払った利息の額とする。

- 2 支援金の額の上限は、1回の申請あたり5万円とする。

(申請)

第6条 支援制度の利用を希望する者は、次の書類を、毎年度4月1日から4月末日までに経営管理部に提出するものとする。

- (1) 広島工業大学教育ローン利息支援制度申請書
- (2) 取扱い金融機関が発行した返済予定表又は利用代金明細書の写し
- (3) 取扱い金融機関が発行した前年度分の利息支払証明書（オリエントコーポレーションが取扱う広島工業大学提携教育ローン「学費サポートプラン」利用者は提出不要）

(選考委員会)

第7条 支援制度の適用を受ける者（以下「支援対象者」という。）を選考するため、本学に支援制度選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学部長
 - (2) 事務局長

- (3) 経営管理部長
- (4) 学生・教務センター長
- (5) 教学支援部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、学生・教務センター長をもって充てる。

4 選考は、家計及び学籍状況等をもとに行う。

(支援対象者の決定)

第8条 支援対象者は、委員会の議を経て、学長が決定する。

(支援金の給付)

第9条 支援金は、所定の期日に申請者が指定する口座に振込むものとする。

(取消)

第10条 支援対象者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取消すものとする。

- (1) 停学又は訓告の処分を受けた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったと判明した場合
- (3) その他支援対象者として適当でないと認められる事由が生じた場合

(支援金の返還)

第11条 支援対象者が、前条の規定によりその資格を取消された場合は、当該年度に受給した支援金のすべてを返還しなければならない。

2 支援対象者が、退学又は除籍により給付日に在籍していないことが明らかになった場合は、当該年度に受給した支援金のすべてを返還しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、支援制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、経営管理部及び教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

高等教育修学支援制度に係る授業料等減免に関する規程（大学）

（趣旨）

第1条 この規程は、「大学等における修学の支援に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき、広島工業大学（以下「本学」という。）の入学金及び授業料（以下「授業料等」という。）を減免する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

（適用対象者）

第2条 授業料等減免の適用対象者は、次のいずれかに該当する本学学部在學生とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が給付する奨学金（以下「給付型奨学金」という。）を受給している者
 - (2) 給付型奨学金との併給を制限しているその他の支援制度を利用している者のうち、給付型奨学金の認定条件（家計及び成績等）を満たす者
- 2 授業料等のうち入学金の減免適用対象者は、入学年度の4月に前項各号のいずれかに該当する者とする。

（減免額）

第3条 授業料等の減免額は、機構が定める家計基準の区分（以下「認定区分」という。）に基づき、別表第1に定める額とする。

（減免の回数）

第4条 入学金の減免は、本学入学時の1回限りとする。

- 2 授業料の減免は、各年次・各学期に1回限りとし、継続して申請することができるものとする。ただし、家計急変等の場合は、この限りではない。
- 3 前2項にかかわらず、本学入学以前に在籍した高等教育機関において、法律に基づく授業料等の減免を適用された者の取扱いは、法律の定めるところによる。

（減免申請）

第5条 授業料等の減免を新規又は継続して希望する者は、それぞれ所定の様式により別に定める期日までに学長へ申請するものとする。

- 2 減免申請は、前項に定める申請締切日を越えて受付けないものとする。

（減免者の決定等）

第6条 減免者及び認定区分は、提出書類をもとに教学支援部が審査を行い、学長が決定する。

- 2 学長は、前項に定める審査結果を本人及び保証人に文書で通知する。

（減免方法）

第7条 減免者に対する減免は、次のとおり行う。

- (1) 入学金は、既納された入学金から別表第1に定める減免額を返還する。
- (2) 授業料は、次のとおりとする。
 - ① 1年次前期分は、既納された前期分授業料から別表第1に定める減免額を返還する。ただし、授業料等の納入猶予を願い出ている場合、前期分授業料から別表第1に定める減免額を控除した額を徴収する。
 - ② 1年次後期分以降は、各学期に別表第1に定める減免額を控除した額を徴収する。

2 前項の定めにかかわらず、家計急変等の場合は、高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領に基づき減免処理を行う。

(資格変更)

第8条 第2条第1項第1号に定める者において、給付型奨学金の受給資格に異動が生じた場合は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 廃止の場合は、減免者としての資格を取消す。
- (2) 休止及び停止の場合は、減免者としての資格を停止する。
- (3) 休止又は停止の事由が解消し、受給資格が復活した場合は、減免者としての資格を復活させ、以後の授業料の減免を行う。
- (4) 認定区分に変更が生じた場合は、別表第1に定める同区分の減免額に変更する。

2 第2条第1項第2号に定める者において、その成績等が前項各号と同等であった場合は、減免者としての取扱いも当該各号と同様とする。

3 学長は、前2項に定める減免決定の変更が生じた場合、本人及び保証人にその旨文書で通知する。

(その他の変更)

第9条 減免者は、申請内容に変更が生じる場合、変更に係る必要書類を添えて速やかに学長に届け出るものとする。

(減免額の納入)

第10条 減免者が、第8条第1項(第3号を除く)若しくは第2項の定めにかつ当した場合は、減免された授業料を速やかに納入しなければならない。

(他の制度との併用)

第11条 本学のその他の減免及び給付制度との併用に係る取扱いは、別に定める。

(改廢)

第12条 この規程の改廢は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雜則)

第13条 この規程に定めるもののほか、高等教育修学支援制度に係る授業料等の減免に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、教学支援部及び経営管理部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

入学金・授業料の別		認定区分 (減免割合)	減 免 額		
			第Ⅰ区分 (満額)	第Ⅱ区分 (満額の 2/3)	第Ⅲ区分 (満額の 1/3)
入学金	入学前に全額を納入している場合		250,000 円	166,700 円	83,400 円
	入学前に半額を納入している場合		125,000 円	83,400 円	41,700 円
授業料			<p>【減免額の計算式】</p> <p>$(A) / 12 \text{ か月} \times 3/3 \times \text{第Ⅰ区分の適用月数} + (A) / 12 \text{ か月} \times 2/3 \times \text{第Ⅱ区分の適用月数} + (A) / 12 \text{ か月} \times 1/3 \times \text{第Ⅲ区分の適用月数}$</p> <p>※上記計算式における(A)は、適用対象者の 4 月 1 日時点の年間授業料又は 700,000 円のどちらか少ない額とする。</p> <p>(1)前期授業料に係る減免額は、4 月から 9 月までの認定区分及び適用月数を基に、上記計算式を用いて算出した額（100 円未満切上げ）とする。</p> <p>(2)後期授業料に係る減免額は、4 月から翌年 3 月までの認定区分及び適用月数を基に、上記計算式を用いて算出した年間総減免額（100 円未満切上げ）から、前期授業料に適用した減免額を減じた額とする。</p>		

転学部及び転学科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、転学部及び転学科（以下「転学部等」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(手続)

第2条 転学部等を志願する者は、前年度の2月末日までに、別に定める様式により、所属する学科の学科長及びチューターを経て、学長に願い出るものとする。

(選考等)

第3条 前条の規定により学生から願い出があった場合は、当該学生の入学後の履修状況（単位取得を含む。）、転学部等後の学習意欲等を基にして、受入れ学部・学科において選考する。

2 転学部等の許可・不許可は、前項の選考結果を基にして、学務委員会の議を経て教授会で決定する。

(許可する学生数)

第4条 転学部等を許可する場合の学生数は、受入れ学科の在学学生数等の状況に応じて、学部長及び学科が協議のうえ決定する。

(転学部等の許可年次)

第5条 転学部等を許可する年次は、2年次または3年次とする。

(転学部等の時期)

第6条 転学部等を許可する時期は、翌年度の4月1日とする。

(既修得単位の認定)

第7条 転学部等を許可された者の転学部等後の既修得単位の認定は、学務委員会の議を経て教授会で決定する。

(学則等の適用)

第8条 転学部等を許可された者は、転学部等後の学部・学科の学則等を適用する。

2 転学部等を許可された者の授業料等諸納入金は、入学年度の額を適用する。

(修業年限及び在学期間)

第9条 転学部等を許可された学生の在学すべき年数及び在学できる年数は、学則第3条及び第4条の規定を準用する。

(書類の返還)

第10条 提出済みの書類は、返還しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、転学部等の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島工業大学教職課程の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第35条の3に定める教員免許状の取得に関して、授業科目及び関連する実習の履修等について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程に定める用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中学理科とは、中学校教諭一種免許状（理科）をいう。
- (2) 高校理科とは、高等学校教諭一種免許状（理科）をいう。
- (3) 高校情報とは、高等学校教諭一種免許状（情報）をいう。
- (4) 高校工業とは、高等学校教諭一種免許状（工業）をいう。

(授業科目)

第3条 授業科目は、教育職員免許法施行規則（以下「法施行規則」という。）の定めに基づき、次の科目種別に分類する。

- (1) 教職第66条に関する科目
法施行規則第66条の6に定める科目をいう。
 - (2) 教職に関する科目
法施行規則第4条第1項及び第5条第1項に定める科目のうち、「各教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」をいう。
 - (3) 教科に関する科目
法施行規則第4条第1項及び第5条第1項に定める科目のうち、教科に関する専門的事項に関する科目をいう。
- 2 前項各号に定める科目種別において、学科で開講する授業科目、単位数及び単位修得条件等（以下「修得条件等」という。）は第4条から第6条に定める。
- 3 前項の修得条件等は、学則第35条に定める卒業に必要な授業科目及び単位数とは異なる。

(教職第66条に関する科目)

第4条 教職第66条に関する科目は次のとおりとし、合計8単位以上を修得しなければならない。

授業科目名	開講年次	開講単位数	必要修得単位数
日本国憲法	1	2	2
生涯スポーツA	1	2	2
生涯スポーツB	1	2	
キャリア英語A	2	2	2
情報技術基礎	3	2	2
合計単位数		10	8

(教職に関する科目)

第5条 教職に関する科目は、次のとおりとし、免許状の種類別に指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

授業科目名	開講年次	単位数	中学理科	高校理科	高校情報	高校工業
教職論	1	2	●	●	●	●
教育原理	1	2	●	●	●	●
教育心理学	1	2	●	●	●	●
特別支援教育	2	2	●	●	●	●

理科教育法Ⅰ（中・高）	3	2	●	●		
理科教育法Ⅱ（中・高）	3	2	●	●		
理科教育法Ⅲ（中）	4	2	●			
理科教育法Ⅳ（中）	4	2	●			
工業科教育法Ⅰ	3	2				●
工業科教育法Ⅱ	3	2				●
情報科教育法Ⅰ	3	2			●	
情報科教育法Ⅱ	3	2			●	
教育実習指導	4	1	●	●	●	●
教育実習（中・高）	4	4	●			
教育実習（高）	4	2		●	●	●
教育社会学	2	2	●	●	●	●
教育方法学	2	2	●	●	●	●
総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●	●	●
特別活動論	2	2	●	●	●	●
生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●	●	●	●
教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●	●	●	●
教職実践演習（中・高）	4	2	●	●	●	●
道德教育の指導法	2	2	●			
合計単位数		47	必修：37	必修：29	必修：29	必修：29

（教科に関する科目）

第6条 教科に関する科目の修得条件等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中学理科にあつては、別表第1の項目「中学理科」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイ及びウで修得した単位数の合計が28単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(2) 高校理科にあつては、別表第1の項目「高校理科」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイからエまでで修得した単位数の合計が36単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「◎」を記した選択必修科目から2単位以上を修得

エ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(3) 高校情報にあつては、別表第1の項目「高校情報」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイ及びウで修得した単位数の合計が36単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(4) 高校工業にあつては、別表第1の項目「高校工業」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイ及びウで修得した単位数の合計が36単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

（教育実習の履修要件）

第7条 教育実習を履修できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中学理科にあつては、次のすべての条件を満たすこと。

- ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得
 - イ 教職に関する科目 26 単位以上の修得
 - ウ 教科に関する科目 22 単位以上の修得 (ただし、別表第 1 の項目「中学理科」の欄に●を記した授業科目を全て含む)
- (2) 高校理科にあつては、次の各号をすべて満たすこと。
- ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得
 - イ 教職に関する科目 24 単位以上の修得
 - ウ 教科に関する科目 27 単位以上の修得 (ただし、別表第 1 の項目「高校理科」の欄に●を記した授業科目を全て含む)
- (3) 高校情報にあつては、次の各号をすべて満たすこと。
- ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得
 - イ 教職に関する科目 24 単位以上の修得
 - ウ 教科に関する科目 27 単位以上の修得 (ただし、別表第 1 の項目「高校情報」の欄に●を記した授業科目を全て含む)
- (4) 高校工業にあつては、次の各号をすべて満たすこと。
- ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得
 - イ 教職に関する科目 24 単位以上の修得
 - ウ 教科に関する科目 27 単位以上の修得 (ただし、別表第 1 の項目「高校工業」の欄に●を記した授業科目を全て含む)

(介護等体験)

第 8 条 中学理科の取得においては、別途指定する内容の介護等体験を行い、「介護等体験証明書」の発行を受けていなければならない。

(履修モデル)

第 9 条 免許の取得にかかる履修モデルは、別表第 2 のとおりとする。なお、本履修モデルは、一例であり、履修科目を指定するものではない。

(規定の準用)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修については、学則及び履修に係る要件規程の関係規定を準用する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、授業科目及び関連する実習の履修等に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第 13 条 この規程に関する事務は、教職課程センター及び教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1-1

< 電子情報工学科 >

必修 : ● 選択 : ○

授業科目	開講年次	単位数	高校情報		高校工業	
物質科学	1	2				○
熱と波動	2	2				○
プログラミングのための命題論理	1	2		○		
解析基礎A	1	1		○		
線形代数A	1	1		○		
離散数学	1	2		○		
解析基礎B	1	1		○		
線形代数B	1	1		○		
解析基礎C	1	1		○		
線形代数C	1	1		○		
ベクトル解析	2	2		○		
微分方程式	2	2		○		
数理統計学A	2	2		○		
数理統計学B	3	2		○		
情報代数学	3	2		○		
基礎電気回路 I	1	2				○
基礎電気回路 II	2	2				○
基礎電磁気学 A	2	2				○
基礎電磁気学 B	3	2				○
プログラミング A	1	2	●			
プログラミング B	2	2		○		
データベース	2	2	●			
符号と暗号	4	2		○		
人工知能	4	2		○		
数値シミュレーション	3	2	●			
知的所有権	4	2				○
電気通信法規	4	2				○
固体電子工学	2	2				○
集積回路工学	4	2				○
電子デバイス	3	2				○
デバイス応用	4	2				○
量子物理学	2	2				○
高周波工学	3	2				○
応用電波工学	4	2				○
電子回路	2	2				○
アナログ電子回路	4	2				○
電気回路理論	3	2				○
デジタル回路	4	2				○
計測工学	4	2				○
制御工学	3	2	●			
電子計測	3	2				○
コンピュータ工学	2	2	●			

アーキテクチャとOS	2	2		○		
情報理論	2	2	●			
ネットワーク工学	3	2	●			
組み込みシステム	3	2				○
情報システム設計	2	2	●			
画像とマルチメディア	3	2	●			
通信工学	3	2		○		
デジタル交換工学	3	2				○
職業指導 I	3	2			●	
職業指導 II	3	2			●	
工業概論 A	3	2			●	
工業概論 B	3	2			●	
技術者倫理	3	1	●			
情報と職業	1	1	●			
合計単位数	—	104	20	30	8	46

別表第 1-2

<電気システム工学科>

必修：● 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校情報		高校工業	
微分方程式	2	2				○
応用数学A	3	2				○
応用数学B	3	2		○		
応用数学C	3	2				○
基礎電気回路I	1	2				○
基礎電気回路II	2	2				○
電気回路理論A	2	2				○
電気回路理論B	2	2				○
基礎電磁気学I	2	2				○
基礎電磁気学II	2	2				○
波動と熱の物理	2	2				○
電子物性	3	2				○
電気電子材料	4	2				○
電気ものづくり基礎実習	1	1	●			
デジタル電子回路	2	2		○		
情報基礎実習	1	1	●			
プログラミング	1	2	●			
電気基礎実験A (PBL)	1	2				○
電気基礎実験B (PBL)	1	2		○		
電気応用実験A (PBL)	2	2				○
電気応用実験B (PBL)	2	2		○		
電気応用実験C	3	2				○
電気応用実験D	3	2		○		
知的所有権	4	2				○
電気機器A	2	2				○
電気機器B	3	2				○
パワーエレクトロニクス	3	2				○
電力伝送工学	3	2				○
電気応用	4	2				○

電力発生工学	3	2				○
エネルギー総合管理及び法規	4	2				○
プログラム実践基礎	1	1		○		
プログラム実践応用	2	1		○		
コンピュータシステム	2	2	●			
コンピュータエンジニアリング	3	2	●			
プログラミング演習	2	1		○		
電気電子計測	2	2	●			
コンピュータ計測システム	3	2		○		
制御工学I	3	2	●			
制御工学II	3	2	●			
情報理論	4	2		○		
信号処理	2	2	●			
通信工学	3	2	●			
デジタル交換工学	3	2	●			
電磁波工学	3	2				○
高周波工学	3	2				○
電気通信法規	4	2				○
情報技術基礎	3	2		○		
職業指導 I	3	2			●	
職業指導 II	3	2			●	
工業概論A	3	2			●	
工業概論B	3	2			●	
情報と職業	1	1	●			
合計単位数	—	100	21	19	8	52

別表第 1-3

＜機械システム工学科＞

必修：● 選択：○

授業科目	開講 年次	単位数	高校情報		高校工業	
機械系の微分方程式	2	2				○
機械系の応用数学	2	2				○
実践基礎A	1	2		○		
情報の基礎	1	2		○		
実践基礎F	2	2				○
実践基礎G	2	2		○		
実践基礎H	2	2				○
電気の基礎	1	2		○		
材料の基礎	1	2				○
知的所有権	4	2				○
製図の基礎	1	2				○
機械システム設計製図	3	2				○
設計製図A	2	2	●			
設計製図B	2	2		○		
機械工学実習A	2	2				○
機械工学実習B	2	2				○
機械工学実験A	3	2		○		
機械工学実験B	3	2		○		
機械材料	2	2				○
航空宇宙材料	3	2				○

航空宇宙工学	4	2				○
材料力学A	2	2				○
材料力学B	2	2				○
材料強度学	4	2				○
機械力学A	2	2				○
機械力学B	3	2				○
機械要素の設計A	3	2				○
機械要素の設計B	3	2				○
流れの力学A	2	2				○
流れの力学B	3	2				○
流体機械	3	2				○
熱力学A	2	2				○
熱力学B	2	2				○
伝熱工学	3	2				○
機械加工学	3	2				○
生産工学	3	2				○
品質管理	3	2				○
エネルギー変換	3	2				○
精密加工・計測	4	2		○		
工作機械	2	2				○
CAD・CAM・CAE	4	2		○		
ロボット工学	4	2		○		
制御工学	3	2	●			
システム制御	3	2		○		
電子機械システム	3	2		○		
数値計算	2	2	●			
情報システム	1	2	●			
情報システム応用	2	2	●			
情報ネットワーク	3	2	●			
情報技術基礎	3	2	●			
職業指導 I	3	2			●	
職業指導 II	3	2			●	
工業概論 A	3	2			●	
工業概論 B	3	2			●	
技術者倫理	3	1	●			
情報と職業	1	1	●			
合計単位数	—	110	16	24	8	62

別表第 1-4

< 知能機械工学科 >

必修：● 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校情報		高校工業	
機械系の微分方程式	2	2				○
機械系の応用数学	2	2				○
知的所有権	4	2				○
材料力学A	2	2				○
材料力学B	2	2				○
流れの力学A	2	2				○
流れの力学B	3	2				○
熱力学A	2	2				○

熱力学B	2	2				○
機械力学A	2	2				○
機械力学B	3	2				○
機械加工学	3	2				○
電気電子基礎	2	2		○		
情報システム	1	2	●			
情報システム応用	2	2	●			
電子機械システム	2	2		○		
情報ネットワーク	3	2	●			
数値計算	2	2	●			
制御工学	3	2		○		
知能システム制御	3	2		○		
3次元CAD基礎	1	2	●			
基礎製図	1	2				○
CAD・CAM・CAE	4	2		○		
材料の基礎	1	2				○
機械要素設計	2	2				○
機械設計工学	3	2				○
知能機械工学実習A	2	2				○
知能機械工学実習B	2	2				○
知能機械工学実験A	3	2	●			
知能機械工学実験B	3	2	●			
コンピュータ支援設計・製図	2	2		○		
コンピュータ支援設計・解析	3	2				○
ロボット基礎工学	3	2		○		
ロボット運動制御	3	2		○		
知的制御系デザイン	4	2		○		
生産システム工学	3	2		○		
生産管理工学	3	2		○		
次世代知能化技術	4	2		○		
情報技術基礎	3	2	●			
職業指導Ⅰ	3	2			●	
職業指導Ⅱ	3	2			●	
工業概論A	3	2			●	
工業概論B	3	2			●	
技術者倫理	3	1	●			
情報と職業	1	1	●			
合計単位数	—	88	18	24	8	38

別表第 1-5

<環境土木工学科>

必修：● 選択：○

授業科目	開講 年次	単位数	高校工業	
測量学Ⅰ	2	2		○
測量学実習	3	2		○
測量学Ⅱ	3	2		○
環境と土木	1	2		○
都市計画	1	2		○
空間創造設計	3	2		○

交通計画	2	2		○
水理学Ⅰ	2	2		○
水理学Ⅰ演習	2	1		○
水理学Ⅱ	3	2		○
河川工学	3	2		○
構造力学Ⅰ	1	2		○
構造力学Ⅰ演習	1	1		○
構造力学Ⅱ	2	2		○
構造設計学	2	2		○
コンクリート工学	3	2		○
鉄筋コンクリート工学	3	2		○
地盤工学Ⅰ	2	2		○
地盤工学Ⅰ演習	2	1		○
地盤工学Ⅱ	2	2		○
地盤基礎工学	3	2		○
職業指導Ⅰ	3	2	●	
職業指導Ⅱ	3	2	●	
工業概論A	3	2	●	
工業概論B	3	2	●	
合計単位数	—	47	8	39

別表第 1-6

< 建築工学科 >

必修：● 選択：○

授業科目	開講 年次	単位数	高校工業	
構造力学	1	2		○
構造力学演習	1	1		○
材料力学	1	2		○
材料力学演習	1	1		○
建築設計製図Ⅰ	2	2		○
建築設計製図Ⅱ	3	2		○
構造解析法Ⅱ	2	2		○
建築木質構造学	2	2		○
鉄筋コンクリート構造学	2	2		○
鋼構造学	3	2		○
建築材料学	2	2		○
地盤工学	3	2		○
建築材料実験	2	2		○
建築計画A	2	2		○
建築計画B	2	2		○
建築意匠・技法	3	2		○
建築環境工学A	2	2		○
建築設備A	2	2		○
職業指導Ⅰ	3	2	●	
職業指導Ⅱ	3	2	●	
工業概論A	3	2	●	
工業概論B	3	2	●	
合計単位数	—	42	8	34

別表第 1-7

<情報工学科>

必修：● 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校情報	
情報コミュニケーション概論	1	2	●	
技術者倫理	3	1	●	
情報とキャリア	1	1	●	
回路入門	1	2	●	
アルゴリズム入門	1	2	●	
プログラミング入門	1	2	●	
アルゴリズム基礎	2	2		○
プログラミング基礎	2	2		○
情報テクノロジー	1	2		○
データベース	2	2	●	
情報システム開発	2	2	●	
アプリケーションデザインA	2	2		○
アプリケーションデザインB	3	2		○
自然言語処理	3	2		○
情報ネットワーク入門	1	2	●	
ネットワーク技術	2	2	●	
情報セキュリティ	3	2		○
ネットワークプログラミング	3	2		○
メディア活用	1	2		○
マルチメディア表現	3	2	●	
画像音声処理	3	2		○
合計単位数	—	40	20	20

別表第 1-8

<情報コミュニケーション学科>

必修：● 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校情報	
情報コミュニケーション概論	1	2	●	
技術者倫理	3	1	●	
情報とキャリア	1	1	●	
回路入門	1	2	●	
アルゴリズム入門	1	2	●	
プログラミング入門	1	2	●	
アルゴリズム基礎	2	2		○
プログラミング基礎	2	2		○
オブジェクト指向言語	3	2		○
データベース	2	2		○
情報システム開発	2	2	●	
アプリケーションデザインA	2	2	●	
アプリケーションデザインB	3	2		○
自然言語処理	3	2	●	
情報ネットワーク入門	1	2	●	
Webデザイン	2	2	●	
ソーシャルネットワーク科学	2	2		○
マルチメディア表現	3	2	●	

メディア活用	1	2		○
シミュレーション	3	2		○
画像音声処理	3	2		○
合計単位数	—	40	22	18

別表第 1-9

< 建築デザイン学科 >

必修：● 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校工業	
世界建築史	1	2		○
近代建築史	2	2		○
日本建築史	2	2		○
現代の建築	1	1		○
環境工学A	2	2		○
建築設備	3	2		○
建築設備演習	3	1		○
住居計画	1	1		○
集合住宅計画	2	1		○
建築計画	1	1		○
建築一般構造	1	1		○
建築材料学A	1	1		○
建築材料学B	2	1		○
施設計画A	2	1		○
施設計画B	3	1		○
構造力学A	2	2		○
構造力学基礎演習	2	1		○
構造力学B	2	2		○
構造デザインA	3	2		○
構造デザインB	3	1		○
建築材料実験	3	2		○
都市・コミュニティ計画	4	2		○
建築生産	2	2		○
建築施工管理	3	2		○
建築維持管理	4	2		○
職業指導 I	3	2	●	
職業指導 II	3	2	●	
工業概論 A	3	2	●	
工業概論 B	3	2	●	
合計単位数	—	46	8	38

別表第 1-10

< 地球環境学科 >

必修：● 選択必修：◎ 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校情報		
			中学理科	高校理科	
A I ・データサイエンス入門	1	1			○
A I ・データサイエンス応用	3	2			○
環境基礎物理学A	1	2	●	●	
環境基礎物理学B	1	2	●	●	
環境基礎生物学	1	2	●	●	

環境基礎物理学実験	2	2	●			◎			
環境数理基礎	2	2						●	
環境解析演習	3	1							○
地球科学概論	1	2	●		●				
地圏の科学	2	2		○			○		
地球環境物理学	2	2		○			○		
地球環境システム論	2	2							○
大気水圏の科学A	1	2		○			○		
大気水圏の科学B	1	2		○			○		
地球科学実習	3	2	●			◎			
気象と水の災害	2	2							○
自然災害科学概論	1	2							○
自然災害対策演習	3	1							○
応用地球科学論	4	2							○
地圏の災害	2	2		○			○		
地盤と地震	3	2		○			○		
生物圏の科学	1	2		○			○		
環境基礎化学	1	2	●		●				
生態学	2	2	●		●				
生物保護学	2	2		○			○		
環境応答学	2	2		○			○		
自然環境再生学	3	2		○			○		
環境生物実験	3	2	●			◎			
水質環境学	2	2		○			○		
環境分析化学	2	2		○			○		
環境分析化学実験	3	2	●			◎			
循環資源論	3	2		○			○		
環境情報概論	1	2						●	
情報処理基礎A	1	2							○
情報処理基礎B	1	1						●	
画像処理工学	2	2							○
リモートセンシングA	2	2							○
リモートセンシングB	3	2							○
リモートセンシング演習	3	1						●	
空間情報処理論	1	2							○
空間情報処理演習	2	1						●	
測量情報処理論	2	2							○
測量情報処理実習	3	2						●	
プログラミングⅠ	2	2							○
プログラミングⅡ	3	2							○
環境情報処理A	3	2							○
環境情報処理演習	3	1						●	
環境情報処理B	4	2							○
技術者倫理	3	1						●	
情報と職業	1	1						●	
合計単位数		91	20	26	12	8	26	12	33

別表第 1-11

<食品生命科学科>

必修：● 選択：○

授業科目	開講年次	単位数	高校理科	
基礎物理学A	1	2	●	
化学A	1	2	●	
基礎生物学	1	2	●	
基礎物理学B	1	2	●	
地学概論	2	2	●	
生物化学Ⅰ	1	2	●	
生理学	1	2	●	
解剖学	1	2		○
分析化学	2	2		○
化学B	1	2	●	
生物化学Ⅱ	2	2	●	
遺伝学	2	2		○
生物化学Ⅲ	2	2		○
環境科学概論	3	2		○
微生物学	1	2		○
食品生命科学実験Ⅰ	1	2	●	
食品生命科学実験Ⅱ	2	2		○
食品生命科学実験Ⅲ	2	2		○
生物資源利用学A	3	2		○
遺伝子・細胞操作管理学	3	2		○
植物育種学	3	2		○
分子細胞生物学	1	2		○
植物生理学	2	2		○
細胞工学	2	2		○
合計単位数	—	48	20	28

別表第 2-1

<電子情報工学科>

※1 から「高校情報」「高校工業」とも 13 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校情報	高校工業
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●	●
		H I T リベラルアーツ	1	1	●	●
		アメリカ学A	1	1	※1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1	※1
		アジア学A	1	1	※1	※1
		広島学A	1	1	※1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●	●
		アメリカ学B	3	1	※1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1	※1
		アジア学B	3	1	※1	※1
		広島学B	3	1	※1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1	※1

		海外語学研修	2	2	※1	※1	
		野外活動実習	2	1	※1	※1	
		ボランティア実習	3	1	※1	※1	
		学外研修	3	2	※1	※1	
		海外体験研修	1	2	※1	※1	
		派遣留学	3	2	※1	※1	
		インターンシップ	3	2	自由科目		
		日本国憲法	1	2	●	●	
		A I ・データサイエンス入門	1	1	●	●	
		情報技術基礎	3	2	●	●	
人文	哲学A	1	1	※1	※1		
	歴史学A	1	1	※1	※1		
	言語・文学A	1	1	※1	※1		
	芸術学A	1	1	※1	※1		
	哲学B	3	1	※1	※1		
	歴史学B	3	1	※1	※1		
	言語・文学B	3	1	※1	※1		
	芸術学B	3	1	※1	※1		
社会	経済学A	1	1	※1	※1		
	法学A	1	1	※1	※1		
	社会学A	1	1	※1	※1		
	心理学A	1	1	※1	※1		
	経済学B	3	1	※1	※1		
	法学B	3	1	※1	※1		
	社会学B	3	1	※1	※1		
心理学B	3	1	※1	※1			
外国語	E T C A	1	2	●	●		
	E T C B	1	2	●	●		
	キャリア英語A	2	2	●	●		
	キャリア英語B	2	2	※1	※1		
	プレゼンテーション英語A	3	2	※1	※1		
	プレゼンテーション英語B	3	2	※1	※1		
	技術英語A	3	2	※1	※1		
	技術英語B	3	2	※1	※1		
	中国語Ⅰ	1	2	※1	※1		
	中国語Ⅱ	2	2	※1	※1		
社会実践教育科目	実践基礎	社会実践A	1	2	●	●	
		社会実践B	1	2	●	●	
		社会実践C	1	2	●	●	
		社会実践D	1	2	●	●	
		社会実践E	2	2	●	●	
		社会実践F	2	2	●	●	
		社会実践G	2	2	●	●	
		社会実践H	2	2	●	●	
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●	●	
		専門ゼミナールB	3	2	●	●	
		卒業研究A	4	2	●	●	
		卒業研究B	4	2	●	●	
		専門基	技術者倫理	3	1	●	●

	知的所有権	4	2		●
	産学連携実習	3	2		
	電気通信法規	4	2		●
	プログラミングのための命題論理	1	2	●	●
	電子・情報の基礎	1	1	●	●
	解析基礎A	1	1	●	●
	線形代数A	1	1	●	●
	基礎物理学A	1	2	●	●
	基礎物理学A演習	1	1	●	●
	離散数学	1	2	●	
	解析基礎B	1	1	●	●
	線形代数B	1	1	●	●
	解析基礎C	1	1	●	●
	線形代数C	1	1	●	●
	基礎物理学B	1	2	●	●
	物理学実験	1	2	●	●
	ベクトル解析	2	2	●	●
	微分方程式	2	2	●	●
	数理統計学A	2	2	●	●
	数理統計学B	3	2		
	情報代数学	3	2	●	
	数値シミュレーション	3	2	●	
	情報コミュニケーション概論	1	2	●	
	AI・データサイエンス応用	3	2	●	
電子デバイス	物質科学	1	2		●
	熱と波動	2	2		●
	量子物理学	2	2		●
	固体電子工学	2	2	●	●
	基礎電磁気学A	2	2	●	●
	電子デバイス	3	2	●	●
	高周波工学	3	2		●
	集積回路工学	4	2		●
	デバイス応用	4	2		●
	応用電波工学	4	2		●
	基礎電磁気学B	3	2	●	●
回路・通信	基礎電気回路Ⅰ	1	2	●	●
	基礎電気回路Ⅱ	2	2	●	●
	電子回路	2	2	●	●
	通信工学	3	2	●	
	制御工学	3	2	●	
	電気回路理論	3	2		●
	電子計測	3	2	●	●
	組み込みシステム	3	2		●
	アナログ電子回路	4	2	●	●
	デジタル回路	4	2	●	●
	計測工学	4	2		●
	応用電気回路	4	2		●
	ネットワーク情報	プログラミングA	1	2	●
コンピュータ工学		2	2	●	●
情報システム設計		2	2	●	

		プログラミングB	2	2	●	●
		アーキテクチャとOS	2	2	●	
		データベース	2	2	●	
		情報理論	2	2	●	●
		ネットワーク工学	3	2	●	
		画像とマルチメディア	3	2	●	
		符号と暗号	4	2		
		人工知能	4	2	●	
		デジタル交換工学	3	2		●
	教職科目	情報と職業	1	1	●	
		職業指導Ⅰ	3	2		●
		職業指導Ⅱ	3	2		●
		工業概論A	3	2		●
		工業概論B	3	2		●
		教職論	1	2	●	●
		教育原理	1	2	●	●
		教育心理学	1	2	●	●
		特別支援教育	2	2	●	●
		工業科教育法Ⅰ	3	2		●
		工業科教育法Ⅱ	3	2		●
		情報科教育法Ⅰ	3	2	●	
		情報科教育法Ⅱ	3	2	●	
		教育実習指導	4	1	●	●
		教育実習(高)	4	2	●	●
		教育社会学	2	2	●	●
		教育方法学	2	2	●	●
		総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●
		特別活動論	2	2	●	●
		生徒指導論(進路指導を含む)	2	2	●	●
		教育相談(カウンセリングを含む)	1	2	●	●
	教職実践演習(中・高)	4	2	●	●	
	単位数及び週時間数合計	—	247	155	162	



は、「高校情報」の教科に関する科目
 は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第2-2

<電気システム工学科>

※1から「高校情報」「高校工業」とも11単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校情報	高校工業
リベラル アーツ 教育 科	総合	自校教育論	1	1	●	●
		HITリベラルアーツ	1	1	●	●
		アメリカ学A	1	1	※1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1	※1
		アジア学A	1	1	※1	※1
		広島学A	1	1	※1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1	※1

		生涯スポーツA	1	2	●	●	
		アメリカ学B	3	1	※1	※1	
		ヨーロッパ学B	3	1	※1	※1	
		アジア学B	3	1	※1	※1	
		広島学B	3	1	※1	※1	
		スポーツ科学B	3	1	※1	※1	
		生涯スポーツB	3	2	※1	※1	
		地域課題解決実習	1	1	※1	※1	
		海外語学研修	2	2	※1	※1	
		野外活動実習	2	1	※1	※1	
		ボランティア実習	3	1	※1	※1	
		学外研修	3	2	※1	※1	
		海外体験研修	1	2	※1	※1	
		派遣留学	3	2	※1	※1	
		インターンシップ	3	2	自由科目		
		日本国憲法	1	2	●	●	
		A I ・ データサイエンス入門	1	1	●	●	
		情報技術基礎	3	2	●	●	
		人文	哲学A	1	1	※1	※1
			歴史学A	1	1	※1	※1
			言語・文学A	1	1	※1	※1
			芸術学A	1	1	※1	※1
			哲学B	3	1	※1	※1
			歴史学B	3	1	※1	※1
			言語・文学B	3	1	※1	※1
			芸術学B	3	1	※1	※1
		社会	経済学A	1	1	※1	※1
			法学A	1	1	※1	※1
			社会学A	1	1	※1	※1
			心理学A	1	1	※1	※1
			経済学B	3	1	※1	※1
			法学B	3	1	※1	※1
			社会学B	3	1	※1	※1
			心理学B	3	1	※1	※1
		外国語	E T C A	1	2	●	●
			E T C B	1	2	●	●
			キャリア英語A	2	2	●	●
			キャリア英語B	2	2	※1	※1
プレゼンテーション英語A	3		2	※1	※1		
プレゼンテーション英語B	3		2	※1	※1		
技術英語A	3		2	※1	※1		
技術英語B	3		2	※1	※1		
中国語Ⅰ	1		2	※1	※1		
中国語Ⅱ	2		2	※1	※1		
社会実践教育	実践基礎	社会実践基礎	1	1	●	●	
		電気基礎実験A (PBL)	1	2	●	●	
		電気基礎実験B (PBL)	1	2	●	●	
		プログラム実践基礎	1	1	●	●	
		社会実践応用	2	1	●	●	

		電気応用実験 A (PBL)	2	2	●	●		
		電気応用実験 B (PBL)	2	2	●	●		
実践 発展		プログラム実践応用	2	1	●	●		
		専門ゼミナールA	3	2	●	●		
		専門ゼミナールB	3	2	●	●		
		卒業研究A	4	2	●	●		
		卒業研究B	4	2	●	●		
		技術者倫理	4	1	●	●		
専門 教育 科目	専門 基盤	知的所有権	4	2		●		
		産学連携実習	3	2				
		電気ものづくり基礎実習	1	1	●	●		
		電気応用実験 C	3	2	●	●		
		電気応用実験 D	3	2	●	●		
		プログラミング	1	2	●	●		
		プログラミング演習	2	1	●	●		
		情報基礎実習	1	1	●	●		
		電気のための線形代数 A	1	1	●	●		
		電気のための線形代数 B	1	1	●	●		
		電気のための線形代数 C	1	1	●	●		
		電気のための微分積分 A	1	1	●	●		
		電気のための微分積分 B	1	1	●	●		
		電気のための微分積分 C	1	1	●	●		
		電気のための微分積分 D	2	2	●			
		微分方程式	2	2	●	●		
		応用数学 A	3	2	●	●		
		応用数学 B	3	2	●	●		
		応用数学 C	3	2		●		
		基礎力学 A	1	2	●	●		
		基礎力学 B	2	2	●	●		
		波動と熱の物理	2	2	●	●		
		電子物性	3	2		●		
		電気電子材料	4	2		●		
		電気数学	1	2	●			
		基礎電気回路 I	1	2	●	●		
		基礎電気回路 II	2	2	●	●		
		基礎電気回路演習	1	1	●	●		
		電気回路理論 A	2	2	●	●		
		電気回路理論 B	2	2		●		
		デジタル電子回路	2	2	●	●		
		電子回路 I	3	2	●	●		
		電子回路 II	3	2				
		電気数学演習	1	1	●			
		基礎電磁気学 I	2	2	●	●		
		基礎電磁気学 II	2	2	●	●		
		基礎電磁気学演習 A	2	1	●	●		
		基礎電磁気学演習 B	2	1	●	●		
		設計製図	4	2				
		AI・データサイエンス応用	3	2	●			
		ス テ ィ ム	エ ネ ル	電気機器 A	2	2	●	●
				電気機器 B	3	2	●	●

	パワーエレクトロニクス	3	2		●
	電力発生工学	3	2		●
	電力伝送工学	3	2		●
	電力システム工学	4	2		
	電気応用	4	2		●
	エネルギー総合管理及び法規	4	2		●
情報通信システム	信号処理	2	2	●	●
	通信工学	3	2	●	
	デジタル交換工学	3	2	●	
	情報理論	4	2	●	
	電磁波工学	3	2		●
	高周波工学	3	2		●
	無線通信工学	4	2		
	電気通信法規	4	2		●
コンピュータシステム	電気電子計測	2	2	●	
	コンピュータ計測システム	3	2	●	
	制御工学Ⅰ	3	2	●	
	制御工学Ⅱ	3	2	●	
	コンピュータシステム	2	2	●	●
	コンピュータエンジニアリング	3	2	●	
	情報数理	4	2		
	集積回路設計	4	2		
教職科目	情報と職業	1	1	●	
	職業指導Ⅰ	3	2		●
	職業指導Ⅱ	3	2		●
	工業概論A	3	2		●
	工業概論B	3	2		●
	教職論	1	2	●	●
	教育原理	1	2	●	●
	教育心理学	1	2	●	●
	特別支援教育	2	2	●	●
	工業科教育法Ⅰ	3	2		●
	工業科教育法Ⅱ	3	2		●
	情報科教育法Ⅰ	3	2	●	
	情報科教育法Ⅱ	3	2	●	
	教育実習指導	4	1	●	●
	教育実習(高)	4	2	●	●
	教育社会学	2	2	●	●
	教育方法学	2	2	●	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●
	特別活動論	2	2	●	●
	生徒指導論(進路指導を含む)	2	2	●	●
	教育相談(カウンセリングを含む)	1	2	●	●
	教職実践演習(中・高)	4	2	●	●
	単位数及び週時間数合計	—	248	155	162



は、「高校情報」の教科に関する科目

は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第 2-3

<機械システム工学科>

※1 から「高校情報」「高校工業」とも 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校情報	高校工業
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●	●
		H I T リベラルアーツ	1	1	●	●
		アメリカ学A	1	1	※1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1	※1
		アジア学A	1	1	※1	※1
		広島学A	1	1	※1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●	●
		アメリカ学B	3	1	※1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1	※1
		アジア学B	3	1	※1	※1
		広島学B	3	1	※1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1	※1
		海外語学研修	2	2	※1	※1
		野外活動実習	2	1	※1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1	※1
		学外研修	3	2	※1	※1
		海外体験研修	1	2	※1	※1
		派遣留学	3	2	※1	※1
		インターンシップ	3	2	自由科目	
		日本国憲法	1	2	●	●
	A I ・データサイエンス入門	1	1	●	●	
	情報技術基礎	3	2	●	●	
	人文	哲学A	1	1	※1	※1
		歴史学A	1	1	※1	※1
		言語・文学A	1	1	※1	※1
		芸術学A	1	1	※1	※1
		哲学B	3	1	※1	※1
		歴史学B	3	1	※1	※1
		言語・文学B	3	1	※1	※1
		芸術学B	3	1	※1	※1
	社会	経済学A	1	1	※1	※1
		法学A	1	1	※1	※1
		社会学A	1	1	※1	※1
心理学A		1	1	※1	※1	
経済学B		3	1	※1	※1	
法学B		3	1	※1	※1	
社会学B		3	1	※1	※1	
心理学B		3	1	※1	※1	
外国語	E T C A	1	2	●	●	
	E T C B	1	2	●	●	
	キャリア英語A	2	2	●	●	

		キャリア英語B	2	2	※1	※1
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1	※1
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1	※1
		技術英語A	3	2	※1	※1
		技術英語B	3	2	※1	※1
		中国語Ⅰ	1	2	※1	※1
		中国語Ⅱ	2	2	※1	※1
社会実践教育科目	実践基礎	実践基礎A	1	2	●	●
		実践基礎B	1	2	●	●
		実践基礎C	1	2	●	●
		実践基礎D	1	2	●	●
		実践基礎E	2	2	●	●
		実践基礎F	2	2	●	●
		実践基礎G	2	2	●	●
		実践基礎H	2	2	●	●
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●	●
		専門ゼミナールB	3	2	●	●
		卒業研究A	4	2	●	●
		卒業研究B	4	2	●	●
専門教育科目	専門基盤	技術者倫理	3	1	●	●
		知的所有権	4	2	●	●
		産学連携実習	3	2		
		解析基礎	1	2	●	●
		基礎数理	1	2	●	●
		微分積分学A	1	2	●	●
		微分積分学B	1	2		
		線形代数	1	2	●	●
		ベクトル解析	2	2		
		機械系の微分方程式	2	2		●
		機械系の応用数学	2	2		●
		基礎力学A	1	2	●	●
		基礎力学A演習	1	1		
		基礎力学B	1	2	●	●
		機械系の物理学	2	2		
		機械系の物理学実験	1	2	●	●
		機械工学実習A	2	2	●	●
		機械工学実習B	2	2	●	●
		機械工学実験A	3	2	●	●
		機械工学実験B	3	2	●	●
		材料の基礎	1	2	●	●
		材料力学A	2	2	●	●
		材料力学B	2	2		●
		熱力学A	2	2	●	●
		熱力学B	2	2		●
		流れの力学A	2	2	●	●
		流れの力学B	3	2		●
		機械力学A	2	2	●	●
		機械力学B	3	2		●
		機械加工学	3	2	●	●
		制御工学	3	2	●	●

	情報の基礎	1	2	●	
	情報システム	1	2	●	
	情報システム応用	2	2	●	
	数値計算	2	2	●	
	情報ネットワーク	3	2	●	
	A I ・データサイエンス応用	3	2		
デジタルものづくり	製図の基礎	1	2		●
	設計製図A	2	2	●	●
	設計製図B	2	2	●	
	機械システム設計製図	3	2		●
	CAD・CAM・CAE	4	2	●	
	機械要素の設計A	3	2	●	●
	機械要素の設計B	3	2		●
	工作機械	2	2		●
	精密加工・計測	4	2	●	
	生産工学	3	2		●
	品質管理	3	2		●
先端材料	機械材料	2	2		●
	航空宇宙材料	3	2		●
	材料強度学	4	2		●
	食品製造機械	4	2		
環境エネルギー	伝熱工学	3	2		●
	エネルギー変換	3	2		●
	流体機械	3	2		●
	航空宇宙工学	4	2		●
	数理統計学B	4	2		
制御システム	電気の基礎	1	2	●	
	電気機械システム	3	2	●	
	システム制御	3	2	●	
	ロボット工学	4	2	●	
	情報数理	4	2		
教職科目	情報と職業	1	1	●	
	職業指導 I	3	2		●
	職業指導 II	3	2		●
	工業概論 A	3	2		●
	工業概論 B	3	2		●
	教職論	1	2	●	●
	教育原理	1	2	●	●
	教育心理学	1	2	●	●
	特別支援教育	2	2	●	●
	工業科教育法 I	3	2		●
	工業科教育法 II	3	2		●
	情報科教育法 I	3	2	●	
	情報科教育法 II	3	2	●	
	教育実習指導	4	1	●	●
	教育実習 (高)	4	2	●	●
	教育社会学	2	2	●	●
	教育方法学	2	2	●	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●

	特別活動論	2	2	●	●
	生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●	●
	教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●	●
	教職実践演習（中・高）	4	2	●	●
	単位数及び週時間数合計	—	258	162	164



は、「高校情報」の教科に関する科目

は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第 2-4

< 知能機械工学科 >

※1 から「高校情報」「高校工業」とも 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校情報	高校工業
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●	●
		HITリベラルアーツ	1	1	●	●
		アメリカ学A	1	1	※1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1	※1
		アジア学A	1	1	※1	※1
		広島学A	1	1	※1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●	●
		アメリカ学B	3	1	※1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1	※1
		アジア学B	3	1	※1	※1
		広島学B	3	1	※1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1	※1
		海外語学研修	2	2	※1	※1
		野外活動実習	2	1	※1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1	※1
		学外研修	3	2	※1	※1
		海外体験研修	1	2	※1	※1
	派遣留学	3	2	※1	※1	
	インターンシップ	3	2	自由科目		
	日本国憲法	1	2	●	●	
	AI・データサイエンス入門	1	1	●	●	
	情報技術基礎	3	2	●	●	
	人文	哲学A	1	1	※1	※1
		歴史学A	1	1	※1	※1
言語・文学A		1	1	※1	※1	
芸術学A		1	1	※1	※1	
哲学B		3	1	※1	※1	
歴史学B		3	1	※1	※1	
言語・文学B		3	1	※1	※1	
芸術学B		3	1	※1	※1	
会社	経済学A	1	1	※1	※1	

		法学A	1	1	※1	※1		
		社会学A	1	1	※1	※1		
		心理学A	1	1	※1	※1		
		経済学B	3	1	※1	※1		
		法学B	3	1	※1	※1		
		社会学B	3	1	※1	※1		
		心理学B	3	1	※1	※1		
	外国語	ETC A	1	2	●	●		
		ETC B	1	2	●	●		
		キャリア英語A	2	2	●	●		
		キャリア英語B	2	2	※1	※1		
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1	※1		
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1	※1		
		技術英語A	3	2	※1	※1		
		技術英語B	3	2	※1	※1		
		中国語Ⅰ	1	2	※1	※1		
		中国語Ⅱ	2	2	※1	※1		
	社会実践教育科目	実践基礎	社会実践A	1	2	●	●	
			社会実践B	1	2	●	●	
社会実践C			1	2	●	●		
社会実践D			1	2	●	●		
社会実践E			2	2	●	●		
社会実践F			2	2	●	●		
社会実践G			2	2	●	●		
社会実践H			2	2	●	●		
実践発展		専門ゼミナールA	3	2	●	●		
		専門ゼミナールB	3	2	●	●		
		卒業研究A	4	2	●	●		
		卒業研究B	4	2	●	●		
		専門教育科目	専門基盤	技術者倫理	3	1	●	●
				知的所有権	4	2	●	●
産学連携実習	3			2				
解析基礎	1			2	●	●		
基礎数理	1			2	●	●		
微分積分学A	1			2	●	●		
微分積分学B	1			2	●	●		
線形代数	1			2		●		
ベクトル解析	2			2		●		
機械系の微分方程式	2			2	●	●		
機械系の応用数学	2			2	●	●		
基礎力学A	1			2	●	●		
基礎力学A演習	1			1				
基礎力学B	1			2	●	●		
機械系の物理学	2			2		●		
機械系の物理学実験	1			2	●	●		
知能機械工学実習A	2			2	●	●		
知能機械工学実習B	2	2	●	●				
知能機械工学実験A	3	2	●	●				
知能機械工学実験B	3	2	●	●				
材料の基礎	1	2	●	●				

	材料力学A	2	2	●	●
	材料力学B	2	2		●
	熱力学A	2	2	●	●
	熱力学B	2	2		●
	流れの力学A	2	2	●	●
	流れの力学B	3	2		●
	機械力学A	2	2	●	●
	機械力学B	3	2		●
	機械加工学	3	2		●
	制御工学	3	2	●	●
	情報の基礎	1	2	●	●
	情報システム	1	2	●	
	情報システム応用	2	2	●	
	数値計算	2	2	●	
	情報ネットワーク	3	2	●	
	A I ・ データサイエンス応用	3	2		
デジタル設計	3次元CAD基礎	1	2	●	●
	基礎製図	1	2		●
	機械要素設計	2	2	●	●
	コンピュータ支援設計・製図	2	2	●	●
	コンピュータ支援設計・解析	3	2		●
	機械設計工学	3	2		●
	CAD・CAM・CAE	4	2	●	
知能化分野	電気電子基礎	2	2	●	●
	電子機械システム	2	2	●	
	知能システム制御	3	2	●	
	知的制御系デザイン	4	2	●	
	自動車基礎工学	3	2		●
	自動車システム	3	2		●
	ロボット基礎工学	3	2	●	
	ロボット運動制御	3	2	●	
	生産システム工学	3	2	●	
	生産管理工学	3	2	●	
	次世代知能化技術	4	2	●	
教職科目	情報と職業	1	1	●	
	職業指導Ⅰ	3	2		●
	職業指導Ⅱ	3	2		●
	工業概論A	3	2		●
	工業概論B	3	2		●
	教職論	1	2	●	●
	教育原理	1	2	●	●
	教育心理学	1	2	●	●
	特別支援教育	2	2	●	●
	工業科教育法Ⅰ	3	2		●
	工業科教育法Ⅱ	3	2		●
	情報科教育法Ⅰ	3	2	●	
	情報科教育法Ⅱ	3	2	●	
	教育実習指導	4	1	●	●
	教育実習(高)	4	2	●	●

	教育社会学	2	2	●	●
	教育方法学	2	2	●	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●
	特別活動論	2	2	●	●
	生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●	●
	教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●	●
	教職実践演習（中・高）	4	2	●	●
	単位数及び週時間数合計	—	244	155	162



は、「高校情報」の教科に関する科目

は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第 2-5

<環境土木工学科>

※1 から 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校工業
リベラル アーツ 教育科目	総合	自校教育論	1	1	●
		HITリベラルアーツ	1	1	●
		アメリカ学A	1	1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1
		アジア学A	1	1	※1
		広島学A	1	1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●
		アメリカ学B	3	1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1
		アジア学B	3	1	※1
		広島学B	3	1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1
		海外語学研修	2	2	※1
		野外活動実習	2	1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1
		学外研修	3	2	※1
		海外体験研修	1	2	※1
		派遣留学	3	2	※1
		インターンシップ	3	2	自由科目
		日本国憲法	1	2	●
		AI・データサイエンス入門	1	1	●
	情報技術基礎	3	2	●	
	人文	哲学A	1	1	※1
		歴史学A	1	1	※1
		言語・文学A	1	1	※1
		芸術学A	1	1	※1
		哲学B	3	1	※1

	社会	歴史学B	3	1	※1		
		言語・文学B	3	1	※1		
		芸術学B	3	1	※1		
		経済学A	1	1	※1		
		法学A	1	1	※1		
		社会学A	1	1	※1		
		心理学A	1	1	※1		
		経済学B	3	1	※1		
		法学B	3	1	※1		
	社会学B	3	1	※1			
	心理学B	3	1	※1			
	外国語	E T C A	1	2	●		
		E T C B	1	2	●		
		キャリア英語A	2	2	●		
		キャリア英語B	2	2	※1		
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1		
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1		
		技術英語A	3	2	※1		
		技術英語B	3	2	※1		
		中国語Ⅰ	1	2	※1		
中国語Ⅱ		2	2	※1			
社会実践教育科目	実践基礎	基礎ゼミナールA	1	2	●		
		情報の科学A	1	2	●		
		総合ゼミナールA	1	2	●		
		計測の科学A	1	2	●		
		基礎ゼミナールB	2	2	●		
		情報の科学B	2	2	●		
		総合ゼミナールB	2	2	●		
		計測の科学B	2	2	●		
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●		
		専門ゼミナールB	3	2	●		
		卒業研究A	4	2	●		
		卒業研究B	4	2	●		
		専門教育科目	専門基盤	技術者倫理	4	1	●
				知的所有権	4	2	
産学連携実習	3			2			
建設基礎数学A	1			2	●		
建設基礎数学B	1			2	●		
建設基礎数学C	1			2	●		
線形代数A	1			1	●		
線形代数B	1			2	●		
応用数学A	2			2			
応用数学B	2			2			
基礎力学A	1			2	●		
基礎力学A演習	1			1	●		
基礎力学B	1			2	●		
コンピュータシミュレーション入門	1			2	●		
物理学実験	2	2					
測量学Ⅰ	2	2	●				
測量学実習	3	2	●				

		測量学Ⅱ	3	2	●
		土木基礎工学	1	2	●
		建設C A D	2	1	
		設計製図	4	2	●
		都市総合工学A	2	2	●
		都市総合工学B	3	2	●
		建設工学実験	3	2	●
		技術者総合演習	3	1	●
		施工と安全	4	1	●
		A I ・ データサイエンス応用	3	2	
		構造物の設計と施工		橋の工学	1
構造力学Ⅰ	1			2	●
構造力学Ⅰ演習	1			1	●
構造力学Ⅱ	2			2	●
構造力学Ⅱ演習	2			1	
構造設計学	2			2	●
コンクリート工学	3			2	●
鉄筋コンクリート工学	3			2	●
プレストレストコンクリート	4			1	
地盤工学Ⅰ	2			2	●
地盤工学Ⅰ演習	2			1	●
地盤工学Ⅱ	2			2	●
地盤基礎工学	3			2	●
耐震工学	4			2	
環境の保全と再生		環境と土木	1	2	●
		資源循環型社会	2	1	●
		新エネルギー学	2	1	●
		環境再生技術	3	2	●
		環境診断と評価	3	2	
		流域環境管理	4	2	
		水理学Ⅰ	2	2	●
		水理学Ⅰ演習	2	1	●
		水理学Ⅱ	3	2	●
		水環境システム	3	2	●
		河川工学	3	2	●
都市空間の計画と防災		都市計画	1	2	●
		交通計画	2	2	●
		景観工学	2	2	
		空間創造設計	3	2	●
		道路工学	3	2	
		建設行政	3	2	
		空間創造実習	4	2	
		気象災害学	1	1	
		都市環境保全	3	1	●
		都市防災工学	3	1	
		維持管理工学	4	1	
教職科 目		職業指導Ⅰ	3	2	●
		職業指導Ⅱ	3	2	●
		工業概論A	3	2	●

	工業概論B	3	2	●
	教職論	1	2	●
	教育原理	1	2	●
	教育心理学	1	2	●
	特別支援教育	2	2	●
	工業科教育法Ⅰ	3	2	●
	工業科教育法Ⅱ	3	2	●
	教育実習指導	4	1	●
	教育実習(高)	4	2	●
	教育社会学	2	2	●
	教育方法学	2	2	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●
	特別活動論	2	2	●
	生徒指導論(進路指導を含む)	2	2	●
	教育相談(カウンセリングを含む)	1	2	●
	教職実践演習(中・高)	4	2	●
	単位数及び週時間数合計	—	239	161

■ は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第2-6

<建築工学科>

※1 から 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校工業
リベラル アーツ 教育科目	総合	自校教育論	1	1	●
		HITリベラルアーツ	1	1	●
		アメリカ学A	1	1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1
		アジア学A	1	1	※1
		広島学A	1	1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●
		アメリカ学B	3	1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1
		アジア学B	3	1	※1
		広島学B	3	1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1
		海外語学研修	2	2	※1
		野外活動実習	2	1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1
		学外研修	3	2	※1
		海外体験研修	1	2	※1
		派遣留学	3	2	※1
		インターンシップ	3	2	自由科目
		日本国憲法	1	2	●
AI・データサイエンス入門	1	1	●		

		情報技術基礎	3	2	●	
人文		哲学A	1	1	※1	
		歴史学A	1	1	※1	
		言語・文学A	1	1	※1	
		芸術学A	1	1	※1	
		哲学B	3	1	※1	
		歴史学B	3	1	※1	
		言語・文学B	3	1	※1	
		芸術学B	3	1	※1	
	社会		経済学A	1	1	※1
			法学A	1	1	※1
			社会学A	1	1	※1
			心理学A	1	1	※1
			経済学B	3	1	※1
			法学B	3	1	※1
			社会学B	3	1	※1
		心理学B	3	1	※1	
外国語		E T C A	1	2	●	
		E T C B	1	2	●	
		キャリア英語A	2	2	●	
		キャリア英語B	2	2	※1	
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1	
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1	
		技術英語A	3	2	※1	
		技術英語B	3	2	※1	
		中国語Ⅰ	1	2	※1	
		中国語Ⅱ	2	2	※1	
社会実践教育科目	実践基礎	建築概論	1	2	●	
		構造生産基礎	1	2	●	
		建築測量基礎	1	1	●	
		社会実践基礎	1	2	●	
		建築情報	2	2	●	
		構造生産応用	2	2	●	
		建築測量応用	2	1	●	
		社会実践応用	2	2	●	
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●	
		専門ゼミナールB	3	2	●	
		卒業研究A	4	2	●	
		卒業研究B	4	2	●	
		専門基礎	技術者倫理	4	1	●
			知的所有権	4	2	
産学連携実習	3		2			
建設基礎数学A	1		2	●		
建設基礎数学B	1		2	●		
建設基礎数学C	1		2	●		
建設基礎数学D	2		2			
線形代数A	1		1	●		
線形代数B	1		2	●		
応用数学A	2		2			

	応用数学B	2	2	
	基礎力学A	1	2	●
	基礎力学A演習	1	1	●
	基礎力学B	1	2	●
	基礎力学B演習	1	1	●
	物理学実験	1	2	●
	構造力学	1	2	●
	構造力学演習	1	1	●
	材料力学	1	2	●
	材料力学演習	1	1	●
	建築基礎図学	1	1	●
	建築製図法	2	2	●
	建築設計製図Ⅰ	2	2	●
	建築設計製図Ⅱ	3	2	●
	建築総合設計製図	3	2	●
	建築CAD	2	2	●
	建築法規	3	2	●
	建築キャリアデザインA	3	1	●
	建築キャリアデザインB	4	1	●
	A I ・データサイエンス応用	3	2	
構造	建築構造設計概論	2	2	●
	構造解析法Ⅰ	2	2	●
	構造解析法Ⅱ	2	2	●
	建築木質構造学	2	2	●
	鉄筋コンクリート構造学	2	2	●
	鉄筋コンクリート構造学演習	3	1	●
	鋼構造学	3	2	●
	鋼構造学演習	3	1	●
	建築振動学	3	2	
	建築塑性解析	3	2	
	耐震構造設計	4	2	
	建築構造実験	3	2	●
生産・維持管理・材料	建築生産	3	2	●
	建築施工管理	4	2	
	建築維持管理	3	2	
	建築生産情報	3	2	
	建築積算	3	2	
	建築材料学	2	2	●
	地盤工学	3	2	●
	建築基礎構造	3	2	●
	建築材料実験	2	2	●
計画	建築計画A	2	2	●
	建築計画B	2	2	●
	建築史	2	2	●
	建築意匠・技法	3	2	●
	都市計画	4	2	
	建築設計演習	4	2	
環境・設備	建築環境工学A	2	2	●
	建築環境工学B	2	2	●
	建築環境工学演習	3	1	

		建築設備 A	2	2	●
		建築設備 B	3	2	
		建築設備演習	3	1	
	教職科目	職業指導 I	3	2	●
		職業指導 II	3	2	●
		工業概論 A	3	2	●
		工業概論 B	3	2	●
		教職論	1	2	●
		教育原理	1	2	●
		教育心理学	1	2	●
		特別支援教育	2	2	●
		工業科教育法 I	3	2	●
		工業科教育法 II	3	2	●
		教育実習指導	4	1	●
		教育実習 (高)	4	2	●
		教育社会学	2	2	●
		教育方法学	2	2	●
		総合的な学習の時間の指導法	3	2	●
		特別活動論	2	2	●
		生徒指導論 (進路指導を含む)	2	2	●
		教育相談 (カウンセリングを含む)	1	2	●
		教職実践演習 (中・高)	4	2	●
		単位数及び週時間数合計	—	242	162

は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第 2-7

<情報工学科>

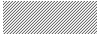
※1 から 14 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校情報
リベラル アーツ 教育科目	総合	自校教育論	1	1	●
		H I T リベラルアーツ	1	1	●
		アメリカ学 A	1	1	※1
		ヨーロッパ学 A	1	1	※1
		アジア学 A	1	1	※1
		広島学 A	1	1	※1
		スポーツ科学 A	1	1	※1
		生涯スポーツ A	1	2	●
		アメリカ学 B	3	1	※1
		ヨーロッパ学 B	3	1	※1
		アジア学 B	3	1	※1
		広島学 B	3	1	※1
		スポーツ科学 B	3	1	※1
		生涯スポーツ B	3	2	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1
		海外語学研修	2	2	※1
		野外活動実習	2	1	※1

		ボランティア実習	3	1	※1		
		学外研修	3	2	※1		
		海外体験研修	1	2	※1		
		派遣留学	3	2	※1		
		インターンシップ	3	2	自由科目		
		日本国憲法	1	2	●		
	人文	情報技術基礎	3	2	●		
		哲学A	1	1	※1		
		歴史学A	1	1	※1		
		言語・文学A	1	1	※1		
		芸術学A	1	1	※1		
		哲学B	3	1	※1		
		歴史学B	3	1	※1		
		言語・文学B	3	1	※1		
	社会	芸術学B	3	1	※1		
		経済学A	1	1	※1		
		法学A	1	1	※1		
		社会学A	1	1	※1		
		心理学A	1	1	※1		
		経済学B	3	1	※1		
		法学B	3	1	※1		
		社会学B	3	1	※1		
	外国語	心理学B	3	1	※1		
		E T C A	1	2	●		
		E T C B	1	2	●		
		キャリア英語A	2	2	●		
		キャリア英語B	2	2	※1		
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1		
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1		
		技術英語A	3	2	※1		
		技術英語B	3	2	※1		
		中国語Ⅰ	1	2	※1		
	中国語Ⅱ	2	2	※1			
社会実践教育科目	実践基礎	H I T 基礎実践A	1	2	●		
		H I T 基礎実践B	1	2	●		
		H I T 基礎実践C	1	2	●		
		H I T 基礎実践D	1	2	●		
		H I T 応用実践A	2	2	●		
		H I T 応用実践B	2	2	●		
		H I T 応用実践C	2	2	●		
		H I T 応用実践D	2	2	●		
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●		
		専門ゼミナールB	3	2	●		
		卒業研究A	4	2	●		
		卒業研究B	4	2	●		
		専門教育	専門基盤	技術者倫理	3	1	●
				知的所有権	4	2	
産学連携実習	3			2			
情報数理基礎	1			2	●		

	信号処理数学基礎	1	2	●
	データ解析入門	1	2	●
	データ解析数学基礎	1	2	●
	発展数学A	3	2	
	発展数学B	3	2	
	計測物理実験	2	2	
	情報テクノロジー	1	2	●
	情報マネジメント	1	2	●
	情報ストラテジ	2	2	●
	情報とキャリア	1	1	●
	情報工学概論	1	2	●
	情報コミュニケーション概論	1	2	●
	回路入門	1	2	●
	情報ネットワーク入門	1	2	●
	メディア活用	1	2	●
	問題解決法	1	2	●
	アルゴリズム入門	1	2	●
	プログラミング入門	1	2	●
	アルゴリズム基礎	2	2	●
	プログラミング基礎	2	2	●
	プログラミング応用	2	2	●
	オブジェクト指向言語	3	2	●
	アプリケーションデザインA	2	2	●
	アプリケーションデザインB	3	2	●
	経営学	3	2	
	ソフトウェア工学	4	2	
	離散数学	2	2	
	自然言語処理	3	2	●
	マルチメディア表現	3	2	●
	画像音声処理	3	2	●
	データ解析	3	2	
	マーケティング	3	2	
	シミュレーション	3	2	
	情報システム開発	2	2	●
	プロジェクトマネジメント	4	2	
	情報リテラシ	1	1	
コンピュータ	コンピュータアーキテクチャ	2	2	●
	オペレーティングシステム	2	2	●
	デジタル制御	3	2	●
	組込みシステム	3	2	●
	デジタルシステム設計	4	2	
インタフェース	デジタル信号処理	2	2	●
	センシング	2	2	●
	人工知能	2	2	●
	画像音声認識	3	2	●
	インタフェース設計	4	2	
ネットワーク	データベース	2	2	●
	ネットワーク技術	2	2	●
	情報セキュリティ	3	2	●
	ネットワークプログラミング	3	2	●

		ネットワークシステム設計	4	2	
教職科目		教職論	1	2	●
		教育原理	1	2	●
		教育心理学	1	2	●
		特別支援教育	2	2	●
		情報科教育法Ⅰ	3	2	●
		情報科教育法Ⅱ	3	2	●
		教育実習指導	4	1	●
		教育実習(高)	4	2	●
		教育社会学	2	2	●
		教育方法学	2	2	●
		総合的な学習の時間の指導法	3	2	●
		特別活動論	2	2	●
		生徒指導論(進路指導を含む)	2	2	●
		教育相談(カウンセリングを含む)	1	2	●
		教職実践演習(中・高)	4	2	●
単位数及び週時間数合計			—	229	153

 は、「高校情報」の教科に関する科目

別表第 2-8

<情報コミュニケーション学科>


※1 から 14 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校情報
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●
		HITリベラルアーツ	1	1	●
		アメリカ学A	1	1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1
		アジア学A	1	1	※1
		広島学A	1	1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●
		アメリカ学B	3	1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1
		アジア学B	3	1	※1
		広島学B	3	1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1
		海外語学研修	2	2	※1
		野外活動実習	2	1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1
		学外研修	3	2	※1
		海外体験研修	1	2	※1
		派遣留学	3	2	※1
		インターンシップ	3	2	自由科目
				日本国憲法	1
		情報技術基礎	3	2	●

	人文	哲学A	1	1	※1
		歴史学A	1	1	※1
		言語・文学A	1	1	※1
		芸術学A	1	1	※1
		哲学B	3	1	※1
		歴史学B	3	1	※1
		言語・文学B	3	1	※1
		芸術学B	3	1	※1
	社会	経済学A	1	1	※1
		法学A	1	1	※1
		社会学A	1	1	※1
		心理学A	1	1	※1
		経済学B	3	1	※1
		法学B	3	1	※1
		社会学B	3	1	※1
		心理学B	3	1	※1
	外国語	E T C A	1	2	●
		E T C B	1	2	●
		キャリア英語A	2	2	●
		キャリア英語B	2	2	※1
プレゼンテーション英語A		3	2	※1	
プレゼンテーション英語B		3	2	※1	
技術英語A		3	2	※1	
技術英語B		3	2	※1	
中国語Ⅰ		1	2	※1	
中国語Ⅱ		2	2	※1	
社会実践教育科目	実践基礎	H I T 基礎実践A	1	2	●
		H I T 基礎実践B	1	2	●
		H I T 基礎実践C	1	2	●
		H I T 基礎実践D	1	2	●
		H I T 応用実践A	2	2	●
		H I T 応用実践B	2	2	●
		H I T 応用実践C	2	2	●
		H I T 応用実践D	2	2	●
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●
		専門ゼミナールB	3	2	●
		卒業研究A	4	2	●
		卒業研究B	4	2	●
専門教育科目	専門基礎	技術者倫理	3	1	●
		知的所有権	4	2	
		産学連携実習	3	2	
		情報数理解基礎	1	2	
		信号処理数学基礎	1	2	
		データ解析入門	1	2	●
		データ解析数学基礎	1	2	●
		発展数学A	3	2	●
		発展数学B	3	2	●
		計測物理実験	2	2	●
		情報テクノロジー	1	2	●

	情報マネジメント	1	2	●
	情報ストラテジ	2	2	●
	情報とキャリア	1	1	●
	情報工学概論	1	2	
	情報コミュニケーション概論	1	2	●
	回路入門	1	2	●
	情報ネットワーク入門	1	2	●
	メディア活用	1	2	●
	問題解決法	1	2	●
	アルゴリズム入門	1	2	●
	プログラミング入門	1	2	●
	アルゴリズム基礎	2	2	●
	プログラミング基礎	2	2	●
	プログラミング応用	2	2	●
	オブジェクト指向言語	3	2	●
	アプリケーションデザインA	2	2	●
	アプリケーションデザインB	3	2	●
	経営学	3	2	●
	ソフトウェア工学	4	2	
	離散数学	2	2	●
	自然言語処理	3	2	●
	マルチメディア表現	3	2	●
	画像音声処理	3	2	●
	データ解析	3	2	●
	マーケティング	3	2	
	シミュレーション	3	2	●
	情報システム開発	2	2	●
	プロジェクトマネジメント	4	2	
経営情報システム	インダストリアル・エンジニアリング	2	2	
	オペレーションズ・リサーチ	2	2	●
	ファイナンス管理	3	2	●
	技術経営	3	2	
	経営情報システムデザイン	4	2	
データサイエンス	データベース	2	2	●
	データマイニング	3	2	●
	データビジュアライゼーション	3	2	
	ビジネスデータサイエンス	4	2	
ソーシャルメディア	ソーシャルネットワーク科学	2	2	●
	機械学習	3	2	●
	ゲーミフィケーション技術	3	2	
	ソーシャルアプリケーション開発	4	2	
コミュニケーション	Webデザイン	2	2	●
	認知科学	2	2	●
	行動科学	3	2	●
	サイバネティクス	3	2	
	コミュニケーションシステムデザイン	4	2	
教職科目	教職論	1	2	●
	教育原理	1	2	●
	教育心理学	1	2	●
	特別支援教育	2	2	●

	情報科教育法Ⅰ	3	2	●
	情報科教育法Ⅱ	3	2	●
	教育実習指導	4	1	●
	教育実習(高)	4	2	●
	教育社会学	2	2	●
	教育方法学	2	2	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●
	特別活動論	2	2	●
	生徒指導論(進路指導を含む)	2	2	●
	教育相談(カウンセリングを含む)	1	2	●
	教職実践演習(中・高)	4	2	●
	単位数及び週時間数合計	—	234	153

 は、「高校情報」の教科に関する科目

別表第2-9

<建築デザイン学科>

※1 から 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校工業
リベラル アーツ 教育科目	総合	自校教育論	1	1	●
		HITリベラルアーツ	1	1	●
		アメリカ学A	1	1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1
		アジア学A	1	1	※1
		広島学A	1	1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●
		アメリカ学B	3	1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1
		アジア学B	3	1	※1
		広島学B	3	1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1
		海外語学研修	2	2	※1
		野外活動実習	2	1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1
		学外研修	3	2	※1
		海外体験研修	1	2	※1
		派遣留学	3	2	※1
		インターンシップ	3	2	自由科目
		日本国憲法	1	2	●
	AI・データサイエンス入門	1	1	●	
	情報技術基礎	3	2	●	
	人文	哲学A	1	1	※1
	歴史学A	1	1	※1	
	言語・文学A	1	1	※1	
	芸術学A	1	1	※1	

		哲学B	3	1	※1	
		歴史学B	3	1	※1	
		言語・文学B	3	1	※1	
		芸術学B	3	1	※1	
	社会	経済学A	1	1	※1	
		法学A	1	1	※1	
		社会学A	1	1	※1	
		心理学A	1	1	※1	
		経済学B	3	1	※1	
		法学B	3	1	※1	
		社会学B	3	1	※1	
		心理学B	3	1	※1	
	外国語	E T C A	1	2	●	
		E T C B	1	2	●	
		キャリア英語A	2	2	●	
		キャリア英語B	2	2	※1	
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1	
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1	
		技術英語A	3	2	※1	
		技術英語B	3	2	※1	
中国語Ⅰ		1	2	※1		
中国語Ⅱ	2	2	※1			
社会実践教育科目	実践基礎	デザインスタディA	1	1	●	
		デザインスタディB	1	1	●	
		デザインスタディC	1	1	●	
		デザインスタディD	1	1	●	
		デザインスタディE	2	1	●	
		デザインスタディF	2	1	●	
		デザインスタディG	2	1	●	
		デザインスタディH	2	1	●	
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●	
		専門ゼミナールB	3	2	●	
		卒業研究A	4	2	●	
		卒業研究B	4	2	●	
	専門教育科目	専門基礎	技術者倫理	4	1	●
			知的所有権	4	2	
			産学連携実習	3	2	
			建築デザイン数理基礎	1	1	
建築デザイン数理			1	2		
建築デザインとデータ解析			2	1		
建築法規			3	2	●	
キャリアデザイン			3	1		
建築キャリアデザインA			3	1	●	
建築キャリアデザインB			4	1	●	
建築キャリアデザインC			4	1		
A I ・データサイエンス応用		3	2			
建築計		住居デザイン実習A	1	2	●	
		建築デザイン実習A	2	2	●	
	住居デザイン実習B	2	2	●		

		建築デザイン実習B	3	2	●
		デザインスタジオ	3	2	
		特別建築デザイン実習	4	2	
		製図技法	1	2	
		建築計画	1	1	●
		住居計画	1	1	●
		施設計画A	2	1	●
		集合住宅計画	2	1	●
		施設計画B	3	1	●
		リノベーション	3	2	
		都市・コミュニティ計画	4	2	●
		現代の建築	1	1	●
		世界建築史	1	2	●
		近代建築史	2	2	●
		日本建築史	2	2	●
		建築デザイン論	3	2	
		建築論	3	2	
	コンピュータ シヨナルデザ イン	コンピュータシヨナルデザイン	1	2	
		デジタルファブ리케이션演習	2	2	
		BIM実習	2	2	
	木工・ インテ リア	デザインワークショップ	1	1	
		インテリア計画	1	2	
		色彩・照明計画	2	2	
		工房実習	2	2	
		プロダクトデザインA	3	1	
		プロダクトデザインB	3	1	
		木質計画	4	2	
	建築 環境	環境工学A	2	2	●
		環境工学基礎演習	2	1	
		建築設備	3	2	●
		建築設備演習	3	1	●
		環境工学B	3	2	
	建築 構造・ 維持管 理	建築一般構造	1	1	●
		建築材料学A	1	1	●
		建築材料学B	2	1	●
		構造力学A	2	2	●
		構造力学基礎演習	2	1	●
		構造力学B	2	2	●
		構造デザインA	3	2	●
		構造デザイン演習	3	1	
		建築材料実験	3	2	●
		構造デザインB	3	1	●
		建築生産	2	2	●
		建築積算	3	2	
		建築施工管理	3	2	●
		建築積算演習	3	1	
		建築維持管理	4	2	●
	科目 教職	職業指導Ⅰ	3	2	●
		職業指導Ⅱ	3	2	●

工業概論 A	3	2	●
工業概論 B	3	2	●
教職論	1	2	●
教育原理	1	2	●
教育心理学	1	2	●
特別支援教育	2	2	●
工業科教育法 I	3	2	●
工業科教育法 II	3	2	●
教育実習指導	4	1	●
教育実習 (高)	4	2	●
教育社会学	2	2	●
教育方法学	2	2	●
総合的な学習の時間の指導法	3	2	●
特別活動論	2	2	●
生徒指導論 (進路指導を含む)	2	2	●
教育相談 (カウンセリングを含む)	1	2	●
教職実践演習 (中・高)	4	2	●
単位数及び週時間数合計	—	222	164

は、「高校工業」の教科に関する科目

別表第 2-10

<地球環境学科>



※1 から「中学理科」「高校理科」「高校情報」とも 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目名	開講年次	単位数	中学理科	高校理科	高校情報	中高等学校理科科	中高等学校情報科	中高等学校校理理科科報
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●	●	●	●	●	●
		H I Tリベラルアーツ	1	1	●	●	●	●	●	●
		アメリカ学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		アジア学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		広島学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●	●	●	●	●	●
		アメリカ学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		アジア学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		広島学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		海外語学研修	2	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		野外活動実習	2	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		学外研修	3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		海外体験研修	1	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		派遣留学	3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1
インターンシップ	3	2	自由科目							
日本国憲法	1	2	●	●	●	●	●	●		
A I ・データサイエンス入門	1	1	●	●	●	●	●	●		

	人文	情報技術基礎	3	2	●	●	●	●	●	●		
		哲学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		歴史学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		言語・文学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		芸術学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		哲学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		歴史学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		言語・文学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		芸術学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
		社会	経済学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			法学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			社会学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			心理学A	1	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			経済学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			法学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			社会学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			心理学B	3	1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
		外国語	E T C A	1	2	●	●	●	●	●	●	●
	E T C B		1	2	●	●	●	●	●	●	●	
	キャリア英語A		2	2	●	●	●	●	●	●	●	
	キャリア英語B		2	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	プレゼンテーション英語A		3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	プレゼンテーション英語B		3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	技術英語A		3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	技術英語B		3	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	中国語Ⅰ		1	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	中国語Ⅱ		2	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
	社会実践教育科目	実践基礎	基礎ゼミナールⅠ	1	1	●	●	●	●	●	●	
			環境キャリアデザインⅠ	1	1	●	●	●	●	●	●	
			環境調査実践Ⅰ	1	2	●	●	●	●	●	●	
			地球環境演習Ⅰ	1	1	●	●	●	●	●	●	
			基礎ゼミナールⅡ	2	1	●	●	●	●	●	●	
			環境キャリアデザインⅡ	2	1	●	●	●	●	●	●	
環境調査実践Ⅱ			2	2	●	●	●	●	●	●		
地球環境演習Ⅱ			2	1	●	●	●	●	●	●		
実践発展		専門ゼミナールA	3	2	●	●	●	●	●	●		
		専門ゼミナールB	3	2	●	●	●	●	●	●		
		専門分野ゼミナール	4	2	●	●	●	●	●	●		
		フィールド実習A	3	1	●	●	●	●	●	●		
		フィールド実習B	4	1	●	●	●	●	●	●		
		卒業研究A	4	2	●	●	●	●	●	●		
		卒業研究B	4	2	●	●	●	●	●	●		
専門教育科目	専門基礎	技術者倫理	3	1	●	●	●	●	●	●		
		知的所有権	4	2			●		●	●		
		産学連携実習	3	2								
		環境基礎解析学Ⅰ	1	2	●	●	●	●	●	●		
		環境基礎解析学Ⅰ演習	1	1	●	●	●	●	●	●		
		環境基礎解析学Ⅱ	2	1	●	●	●	●	●	●		
		環境基礎線形代数学	1	2	●	●	●	●	●	●		
		環境基礎統計学	2	2	●	●	●	●	●	●		
		環境教理基礎	2	2	●	●	●	●	●	●		
		情報処理基礎A	1	2	●	●	●	●	●	●		
		情報処理基礎B	1	1			●		●	●		
		環境基礎物理学A	1	2	●	●	●	●	●	●		
		環境基礎物理学B	1	2	●	●	●	●	●	●		
		環境基礎物理学実験	2	2	●	●		●	●	●		
		A I ・ データサイエンス応用	3	2			●		●	●		

地球科学	地球科学概論	1	2	●	●	●	●	●	●
	大気水圏の科学A	1	2	●	●	●	●	●	●
	大気水圏の科学B	1	2	●	●		●	●	●
	地球環境物理学	2	2	●	●	●	●	●	●
	地球環境システム論	2	2	●	●	●	●	●	●
	地球科学実習	3	2	●	●	●	●	●	●
	環境解析演習	3	1			●		●	●
	自然災害科学概論	1	2	●	●	●	●	●	●
	地圏の科学	2	2	●	●	●	●	●	●
	地圏の災害	2	2	●	●		●	●	●
	気象と水の災害	2	2	●	●	●	●	●	●
	地盤と地震	3	2	●	●		●	●	●
	自然災害対策演習	3	1			●		●	●
	応用地球科学論	4	2			●		●	●
	環境共生	環境共生概論	1	2	●	●	●	●	●
環境基礎生物学		1	2	●	●	●	●	●	●
生物圏の科学		1	2	●	●	●	●	●	●
生態学		2	2	●	●	●	●	●	●
生物保護学		2	2	●	●		●	●	●
環境応答学		2	2	●	●		●	●	●
自然環境再生学		3	2	●	●		●	●	●
環境共生計画演習		4	1			●		●	●
環境生物実験		3	2	●	●		●	●	●
環境基礎化学		1	2	●	●		●	●	●
水質環境学		2	2	●	●		●	●	●
環境分析化学		2	2	●	●		●	●	●
環境分析化学実験		3	2	●	●		●	●	●
循環資源論		3	2	●	●		●	●	●
環境アセスメント		2	2	●	●	●	●	●	●
応用環境科学論	4	2							
環境情報	環境情報概論	1	2	●	●	●	●	●	●
	画像処理工学	2	2			●		●	●
	リモートセンシングA	2	2			●		●	●
	リモートセンシングB	3	2			●		●	●
	リモートセンシング演習	3	1			●		●	●
	空間情報処理論	1	2	●	●	●	●	●	●
	空間情報処理演習	2	1	●	●	●	●	●	●
	測量情報処理論	2	2	●	●	●	●	●	●
	測量情報処理実習	3	2	●	●	●	●	●	●
	プログラミングI	2	2			●		●	●
	プログラミングII	3	2			●		●	●
	環境情報処理A	3	2			●		●	●
	環境情報処理B	4	2			●		●	●
環境情報処理演習	3	1			●		●	●	
教職教科	情報と職業	1	1			●		●	●
	教職論	1	2	●	●	●	●	●	●
	教育原理	1	2	●	●	●	●	●	●
	教育心理学	1	2	●	●	●	●	●	●
	特別支援教育	2	2	●	●	●	●	●	●
	理科教育法I(中・高)	3	2	●	●		●	●	●
	理科教育法II(中・高)	3	2	●	●		●	●	●
	理科教育法III(中)	4	2	●	●		●	●	●
	理科教育法IV(中)	4	2	●	●		●	●	●
	情報科教育法I	3	2			●		●	●
	情報科教育法II	3	2			●		●	●
	教育実習指導	4	1	●	●	●	●	●	●
	教育実習(高)	4	2			●		●	●

	教育実習（中・高）	4	4	●			●		●
	教育社会学	2	2	●	●	●	●	●	●
	教育方法学	2	2	●	●	●	●	●	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●	●	●	●	●
	特別活動論	2	2	●	●	●	●	●	●
	生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●	●	●	●	●	●
	教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●	●	●	●	●	●
	教職実践演習（中・高）	4	2	●	●	●	●	●	●
	道徳教育の指導法	2	2	●			●		●
合計単位数			244	161	153	154	161	184	192

 は、「中学理科」及び「高校理科」の教科に関する科目
 は、「高校」情報の教科に関する科目

別表第 2-11

<食品生命科学科>

※1 から 11 単位以上を修得

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	高校理科
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●
		H I Tリベラルアーツ	1	1	●
		アメリカ学A	1	1	※1
		ヨーロッパ学A	1	1	※1
		アジア学A	1	1	※1
		広島学A	1	1	※1
		スポーツ科学A	1	1	※1
		生涯スポーツA	1	2	●
		アメリカ学B	3	1	※1
		ヨーロッパ学B	3	1	※1
		アジア学B	3	1	※1
		広島学B	3	1	※1
		スポーツ科学B	3	1	※1
		生涯スポーツB	3	2	※1
		地域課題解決実習	1	1	※1
		海外語学研修	2	2	※1
		野外活動実習	2	1	※1
		ボランティア実習	3	1	※1
		学外研修	3	2	※1
		海外体験研修	1	2	※1
	派遣留学	3	2	※1	
	インターンシップ	3	2	自由科目	
	人文	日本国憲法	1	2	●
		A I ・データサイエンス入門	1	1	●
		情報技術基礎	3	2	●
		哲学A	1	1	※1
		歴史学A	1	1	※1
	言語・文学A	1	1	※1	
	芸術学A	1	1	※1	
	哲学B	3	1	※1	

	社会	歴史学B	3	1	※1		
		言語・文学B	3	1	※1		
		芸術学B	3	1	※1		
		経済学A	1	1	※1		
		法学A	1	1	※1		
		社会学A	1	1	※1		
		心理学A	1	1	※1		
		経済学B	3	1	※1		
		法学B	3	1	※1		
		社会学B	3	1	※1		
	心理学B	3	1	※1			
	外国語	E T C A	1	2	●		
		E T C B	1	2	●		
		キャリア英語A	2	2	●		
		キャリア英語B	2	2	※1		
		プレゼンテーション英語A	3	2	※1		
		プレゼンテーション英語B	3	2	※1		
		技術英語A	3	2	※1		
		技術英語B	3	2	※1		
		中国語Ⅰ	1	2	※1		
中国語Ⅱ		2	2	※1			
社会実践教育科目	実践基礎	H I T基礎実践A	1	1	●		
		H I T基礎実践B	1	1	●		
		H I T基礎実践C	1	1	●		
		H I T基礎実践D	1	1	●		
		H I T応用実践A	2	1	●		
		H I T応用実践B	2	1	●		
		H I T応用実践C	2	1	●		
		H I T応用実践D	2	1	●		
	実践発展	専門ゼミナールA	3	2	●		
		専門ゼミナールB	3	2	●		
		卒業研究A	4	2	●		
		卒業研究B	4	2	●		
		専門教育科目	専門基盤	生命倫理	3	1	●
				知的所有権	3	2	
産学連携実習	3			2			
食品生命のための数学A	1			2	●		
食品生命のための数学B	1			2	●		
食品生命のための数学C	2			2	●		
基礎物理学A	1			2	●		
基礎物理学B	1			2	●		
地学概論	2			2	●		
化学A	1			2	●		
化学B	1			2	●		
分析化学	2			2	●		
基礎生物学	1			2	●		
生物化学Ⅰ	1			2	●		
生物化学Ⅱ	2	2	●				
生物化学Ⅲ	2	2	●				
解剖学	1	2	●				

	生理学	1	2	●
	病理学	2	2	●
	身体の発育発達と栄養	2	2	●
	公衆衛生学	2	2	●
	データ解析	1	2	●
	分子細胞生物学	1	2	●
	植物生理学	2	2	●
	環境科学概論	3	2	●
	微生物学	1	2	●
	応用微生物学	2	2	
	基礎栄養学	2	2	●
	食品学総論	2	2	●
	発酵食品学A	3	2	●
	発酵食品学B	3	2	●
	食品機能学	3	2	
	計測制御工学	3	2	●
	3次元CAD基礎	3	2	
	食品生命科学実験Ⅰ	1	2	●
	食品生命科学実験Ⅱ	2	2	●
	食品生命科学実験Ⅲ	2	2	●
	食品生命科学実験Ⅳ	3	2	●
	A I ・ データサイエンス応用	3	2	
応用生物	農学概論	3	2	●
	植物育種学	3	2	●
	作物栽培学	3	2	●
	植物工場論	4	2	
	遺伝学	2	2	●
	細胞工学	2	2	●
	遺伝子・細胞操作管理学	3	2	●
	生物資源利用学A	3	2	●
	生物資源利用学B	4	2	
食品製造	食品衛生学	2	2	●
	食品製造学A	3	2	●
	食品製造学B	3	2	●
	食品工学A	2	2	
	食品工学B	3	2	
	食品製造機械	3	2	
	品質管理学	3	2	
	食品マーケティング	3	2	
	新食品開発	4	2	
教職科目	教職論	1	2	●
	教育原理	1	2	●
	教育心理学	1	2	●
	特別支援教育	2	2	●
	理科教育法Ⅰ	3	2	●
	理科教育法Ⅱ	3	2	●
	教育実習指導	4	1	●
	教育実習(高)	4	2	●
	教育社会学	2	2	●

	教育方法学	2	2	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●
	特別活動論	2	2	●
	生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●
	教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●
	教職実践演習（中・高）	4	2	●
	単位数及び週時間数合計	—	228	154

■ は、「高校理科」の教科に関する科目

再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第19条の規定に基づき、学生が本大学再入学する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(手続)

第2条 再入学を志願する者は、所定の再入学志願書に、本学の退学時又は除籍時の成績証明書及び学則第42条第1号に規定する入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(選考等)

第3条 再入学を志願する者については、本人の修得単位数・成績などを調査し、選考する。

2 再入学志願者の受入れの可否並びに既修得単位の取扱い及び再入学年次の決定は、学務委員会の議を経て教授会が行う。

3 前項の既修得単位の取扱いについては、別に定める。

(受入学生数)

第4条 再入学により受け入れる学生数は、若干名とする。

(再入学年次)

第5条 再入学年次は、認定単位数を勘案のうえ決定する。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、年度始めとする。

(学則等の適用)

第7条 再入学を許可された者には、再入学を許可された年次の学則等を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学を許可された者の入学金及び委託徴収による諸納入金の額については、再入学する年度の新入生と同額とする。

(修業年限及び在学期間)

第8条 再入学した者の在学すべき年数及び在学できる年数は、再入学前の本学在学期間を含むものとし、学則第3条及び第4条の規定を準用する。

(書類等の返還)

第9条 提出済みの書類及び既納の入学検定料は、一切返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、再入学の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

編入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、学生が本大学に編入学する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(編入学資格)

第2条 本大学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 他大学において2年以上在学し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学省の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること）を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了もしくは卒業した者
- (6) 外国において第1号及び第2号と同程度の課程を修了した者

(志願者の募集)

第3条 編入学志願者の募集は、公募によるものとする。

(手続)

第4条 編入学を志願する者は、別に定める書類に学則第42条第1号に規定する入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(選考等)

第5条 編入学を志願する者については、第2条に定める学校での修得単位数及び学業成績等を参考として別に定める方法により選考する。

2 編入学志願者の受入れの可否については、入試委員会の議を経て教授会で決定する。

(既修得単位)

第6条 編入学を許可された者（以下「編入学者」という。）の既修得単位の認定は、学務委員会の議を経て教授会で決定する。

2 前項の既修得単位の取り扱いは、別に定める。

(受入学生数)

第7条 編入学により受け入れる学生数は、若干名とする。

(編入学年次)

第8条 編入学者の編入学年次は、既修得認定単位数により、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 2年次 58単位未満
- (2) 3年次 58単位以上

2 前項の定めにかかわらず、生命学部生体医工学科においては、次に掲げるすべてに該当する場合は3年次編入とし、いずれかが該当しない場合は2年次編入とする。

- (1) 合計58単位以上の認定
- (2) 別表第1に示す科目の認定
- (3) リベラルアーツ教育科目選択科目5単位以上の認定（プールA科目の卒業に必要な修得要件を満たすものとして認定）

(4) 専門教育科目必修科目 42 単位以上の認定

(編入学の時期)

第9条 編入学の時期は、年度始めとする。

(学則等の適用)

第10条 編入学者には、編入学を許可した年次の学則等を適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、編入学者の入学金及び委託徴収による諸納入金の額については、編入学する年度の新入生と同額とする。

(修業年限及び在学期間)

第11条 編入学を許可された者の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 2年次に編入学した者 3年
- (2) 3年次に編入学した者 2年

- 2 編入学を許可された者の在学できる年数は、次のとおりとする。

- (1) 2年次に編入学した者 6年
- (2) 3年次に編入学した者 4年

(書類等の返還)

第12条 提出済みの書類及び既納の入学検定料は、一切返還しない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、編入学の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

区分	分野	授業科目	単位数				
			必修	選択	自由	計	
リベラルアーツ教育科目	外国語	ETC A	2			2	
		ETC B	2			2	
社会実践教育科目	実践基礎	社会実践演習 A	1			1	
		社会実践演習 B	1			1	
		社会実践演習 C	1			1	
		社会実践演習 D	1			1	
専門科目	専門基盤	学部共通	生命倫理	1			1
		臨床工学に必要な理工学的基礎	応用数学 A	2			2
			応用数学 B	2			2
			応用数学 B 演習	1			1
			電気工学	2			2
			電気工学演習	1			1
			電気工学実習	1			1
			電子工学	2			2
			電子工学演習	1			1
			機械工学	2			2
			機械工学演習	1			1
		臨床工学に必要な医学的基礎	医学概論	1			1
			公衆衛生学	1			1
			生化学	2			2
		人体の構造及び機能	解剖学	2			2
			生理学	2			2
		医用生体工学	医用工学概論	1			1
			計測工学	2			2
		臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	情報処理工学	2			2
		医用機器学	医用機器学概論	2			2
			医用治療機器学 A	2			2
生体計測装置学 A	2				2		
単位数及び週時間数合計			43	0	0	43	

学士入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第19条の2に定める学士入学の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(学士入学資格)

第2条 本大学に学士入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 本大学を卒業し学士の学位を有する者、もしくは卒業見込の者。
- (2) 他大学を卒業し学士の学位を有する者、もしくは卒業見込の者。
- (3) 学校教育法第104条第7項の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者、もしくは授与見込の者。
- (4) 外国において学校教育における16年以上の課程を修了し、かつ学士と同等の学位を有する者、もしくは修了見込で、かつ学士と同等の学位を取得見込の者。

(志願者の募集)

第3条 学士入学志願者の募集は、公募により行うものとする。

- 2 学士入学募集人数は、若干名とする。

(手続)

第4条 学士入学を志願する者は、別に定める書類に学則第42条第1号に定める入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(選考等)

第5条 学士入学を志願する者については、第2条に定める学校での修得単位数及び学業成績等を参考として別に定める方法により選考する。

- 2 学士入学志願者の受入れの可否については、入試委員会の議を経て教授会で決定する。

(既修得単位)

第6条 学士入学を許可された者（以下「学士入学者」という。）の既修得単位の認定は、学務委員会の議を経て教授会で決定する。

- 2 前項の既修得単位の取扱いは、別に定める。

(学士入学年次)

第7条 学士入学者の入学年次は、既修得認定単位数により、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 2年次 58単位未満
 - (2) 3年次 58単位以上
- 2 前項の定めにかかわらず、生命学部生体医工学科においては、次に掲げるすべてに該当する場合は3年次編入とし、いずれかが該当しない場合は2年次編入とする。
- (1) 合計58単位以上の認定
 - (2) 別表第1に示す科目の認定
 - (3) リベラルアーツ教育科目選択科目5単位以上の認定（プールA科目の卒業に必要な修得要件を満たすものとして認定）
 - (4) 専門教育科目必修科目42単位以上の認定

(学則等の適用)

第8条 学士入学者には、学士入学を許可した年次の学則等を適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学士入学者の入学金及び委託徴収による諸納入金の額については、学士入学する年度の新生と同額とする。

(修業年限及び在学期間)

第9条 学士入学を許可された者の修業年限は、次のとおりとする。

(1) 2年次に学士入学した者 3年

(2) 3年次に学士入学した者 2年

2 学士入学者の在学できる年数は、次のとおりとする。

(1) 2年次に学士入学した者 6年

(2) 3年次に学士入学した者 4年

(書類等の返還)

第10条 提出済みの書類及び既納の入学検定料は、一切返還しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学士入学の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

区分	分野	授業科目	単位数			
			必修	選択	自由	計
リベラルアーツ教育科目	外国語	ETC A	2			2
		ETC B	2			2
社会実践教育科目	実践基礎	社会実践演習 A	1			1
		社会実践演習 B	1			1
		社会実践演習 C	1			1
		社会実践演習 D	1			1
専門科目	専門基盤	学部共通	生命倫理	1		1
		臨床工学に必要な理工学的基礎	応用数学 A	2		2
			応用数学 B	2		2
			応用数学 B 演習	1		1
			電気工学	2		2
			電気工学演習	1		1
			電気工学実習	1		1
			電子工学	2		2
			電子工学演習	1		1
			機械工学	2		2
			機械工学演習	1		1
		臨床工学に必要な医学的基礎	医学概論	1		1
			公衆衛生学	1		1
			生化学	2		2
		人体の構造及び機能	解剖学	2		2
			生理学	2		2
		医用生体工学	医用工学概論	1		1
			計測工学	2		2
		臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	情報処理工学	2		2
		医用機器学	医用機器学概論	2		2
医用治療機器学 A	2			2		
生体計測装置学 A	2			2		
単位数及び週時間数合計			43	0	0	43

広島工業大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第49条の規定に基づき、研究生の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として本学に入学を希望することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) その他学長が前各号に準じると認めた者

(出願手続)

第3条 研究生として本学に入学することを希望する者は、入学を希望する学期始めの1か月前までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終卒業学校の卒業又は卒業見込証明書

2 前項の規定にかかわらず、外国の国籍を有する者（日本国の永住許可を受けている者は除く。以下「外国人」という。）が研究生として本学に入学することを希望する場合の提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該外国人が外国に居住する場合は、第10号及び第11号に定める書類は除くものとし、提出期限は、入学を希望する学期始めの5か月前までとする。

- (1) 研究生許可願（外国人用）
- (2) 履歴書（外国人用）
- (3) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書
- (4) 最終卒業（見込み）学校の成績証明書
- (5) 推薦書
- (6) 身元保証書（保証人は日本在住者に限る。）
- (7) 入学検定料の領収書の写し
- (8) 預金残高証明書
- (9) 住民票記載事項証明書
- (10) パスポートの写し

(入学許可)

第4条 学長は、前条の願い出があった場合は、関係学部、学科において支障がない場合に限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

(指導教員)

第5条 学長は、各研究生に対し、指導教員を定めるものとする。

(納入金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の入学金及び研究料を納入しなければならない。

(入学時期)

第7条 研究生の入学時期は、毎学期始めとする。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、6か月又は1年とする。

2 研究生が研究終了後引き続き研究を希望するときは、研究期間終了日の1か月前までに、次の各号に掲げる書類により、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(1) 研究生研究期間延長許可願

(2) 健康診断書（研究期間1年ごとに1回）

3 延長を許可する研究期間については、前第1項の規定を適用する。この場合において、研究期間は、継続して2年を超えては許可しない。

4 研究期間延長許可にかかる手続きについては、第4条の規定を適用する。

5 前第2項の規定による研究期間を延長する者の入学検定料及び入学金は、徴収しない。

（出願手続、入学時期及び研究期間の特例）

第9条 学長は、出願手続、入学時期及び研究期間について特別の事情があると認めた場合は、第3条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、当該学科の意見を徴した後、教授会の議を経て特例措置を講ずることができる。

（授業）

第10条 学科長は、研究生の研究について必要があると認めるときは、当該関連のある授業科目の講義又は実験実習に研究生を出席させることができる。

（研究成果の報告）

第11条 研究生は、研究期間が終了した時は、研究成果報告書を学科長を経て学長に提出しなければならない。

（免除）

第12条 学長が、特別の事情があると認めるときは、諸納入金の一部又は全部を免除することができる。

（特別経費）

第13条 研究生の研究に要する特別の経費は、研究生の負担とする。

（返還）

第14条 既納の諸納入金は、理由の如何にかかわらず、これを返還しない。

（証明書）

第15条 研究成果報告書を提出した者に対しては、本人の請求により、研究生として在学したことの証明書を発行する。

2 研究生に対しては、身分証明書及び通学証明書を発行する。

（規定の準用）

第16条 研究生は、この規程に定めるもののほか、学則及び学生準則を遵守しなければならない。

（改廃）

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか、研究生の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

（事務）

第19条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

広島工業大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第49条の2に定める科目等履修生（以下「履修生」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(履修生の許可)

第2条 履修生を志願する者がある場合は、学長は、選考のうえ、教授会の議を経て許可することができる。

(資格)

第3条 履修生を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有していると認める者
- (3) 教育ネットワーク中国の高大連携事業に参加する高校生
- (4) 学長が必要と認める高校生

2 前項第3号に該当する者の取り扱いについては、別に定める。

(手続)

第4条 履修生を志願する者は、本学所定の願書に次の各号に掲げるものを添えて、学期初めの1か月前までに願出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 写真（3か月以内に撮影したもの）
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 検定料

2 検定料の額については、別に定める。

(納入金)

第5条 履修生は、入学金及び履修料を納入しなければならない。

2 履修生が、実験又は実習の授業科目を履修する場合は、履修料のほか、実験実習費を納入しなければならない。

3 履修生が、製図、演習又は演習を伴う授業科目を履修する場合において、実験実習費に類する経費が必要なときは、履修料のほか、その経費を納入しなければならない。

4 既納の検定料及び前3項の納入金は、一切返還しない。ただし、先行履修科目において前期に単位が認定されなかったことから後期の履修が認められない場合は、後期の当該科目に係る納入金を返還する。

5 第1項から第3項までに規定する納入金の金額及び納入方法は、別に定める。

(履修期間)

第6条 履修期間は、履修を許可された当該年度内とする。

(単位の認定)

第7条 履修した単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(履修科目数等の制限)

第8条 履修生が履修できる授業科目数及び認定単位数は、1学期につき8科目、16単位以内とする。

(許可の取消し)

第9条 履修生が、次の各号の一に該当した場合は、履修の許可を取り消す。

- (1) 先行履修科目の履修条件を満たさないとき

- (2) 成業の見込がないと認められたとき
- (3) 履修生としての本分に反する行為があったとき
- (4) 第5条に定める納入金の納入義務を怠ったとき

(証明書)

第10条 第7条に定める規定により単位を認定された者に対しては、本人の申請により、単位修得証明書を発行する。

2 履修生には、本人の申請により、通学証明書を発行する。

(規定の準用)

第11条 履修生には、この規程に定めるもののほか、学則及び学生準則の関係規定を準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

チューター制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学生の修学並びに学生生活に関し、面談、相談及び支援を行い、本学教育の充実を図るためのチューター制度の取扱いに関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 チューター制度は、積極的に、教員と学生とのふれあいの場を設定し、その交流を通じて、より豊かな人間性の創造につとめ、有意義な学生生活を実現することを目的とする。

(チューターの委嘱)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、学年の始めに、学生グループ（以下「チューターグループ」という。）を担任する教員を、専任教員のうちから、原則として各学科の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 前項により委嘱された教員を、チューターと称する。

(チューターの編成)

第4条 チューターグループは、全学年において編成し、各学科が指導の実状や教育効果を踏まえて、編成するものとする。この場合において、1年次生及び2年次生のチューターグループは、少人数で編成することを原則とする。

(任期)

第5条 チューターの任期は1年とし、再任を妨げない。

2 チューターに欠員が生じた場合、学長は、すみやかに、後任チューターの委嘱手続を行うものとする。この場合、前項に関わらず、後任チューターの任期は、前任者の残任期間とする。

(チューターの業務)

第6条 チューターの業務は、概ね次のとおりとし、必要に応じて行うものとする。

- (1) チューターグループ会（教員と学生とのふれあい・交流行事等）の開催
- (2) 受講ガイダンスと修学に関する指導
- (3) 学生生活に関する一般的指導又は助言
- (4) 不正又は学生の本分に反する言動のあった学生に対する指導
- (5) 修学又は学生生活上の問題に関し、保護者との連絡や面談
- (6) 学生への指導上生じる関係教職員又は関係部署との連携
- (7) 指導内容等の記録及び関係教職員又は関係部署への意見や所見の表明
- (8) チューターに関連する会議への出席
- (9) その他、特に、学長が必要と認めた事項

(進級及び卒業に関する学修指導)

第7条 チューターは、前条第5号の定めに基づき、修得単位数の不足により進級又は卒業の要件を満たさないことが明らかになった学生に対し、速やかに保護者同伴のもと面談による学修指導を行うものとする。

(調整)

第8条 学長は、チューターが指導等を行うにあたり、必要に応じて、各種委員会、関係部署又は関係教職員との調整を行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、チューター制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

TA・SA 制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）に設置する TA（ティーチングアシスタント）及び SA（スチューデントアシスタント）制度の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部教育の充実
- (2) 学部及び大学院教育の有機的連携の促進
- (3) TA 及び SA（以下「TA 等」という。）の学生としての資質向上

(TA・SA の資格)

第3条 TA とは、本学大学院に在学する学生で、授業担当教員（以下「教員」という。）のパートナーとして、教育支援を行うための十分な学力及び人間性を有している者とする。

2 SA とは、本学学部にて在学する 2 年次以上の学生で、教員の授業運営を補助できる十分な学力及び人間性を有している者とする。

3 TA 等は、担当する授業科目を修得している者又はそれと同等以上の能力を有している者とする。

(TA の業務)

第4条 TA は、教員の責任のもと、授業に関わる教育支援業務を行う。

2 TA は成績評価を行うことはできない。

(SA の業務)

第5条 SA は、教員の責任のもと、授業に関わる教育補助業務を行う。

2 SA は成績評価を行うことはできない。

(担当授業科目等)

第6条 TA 等が担当できる授業科目等は、次のとおりとする。

- (1) 各学科の教育課程表に定める授業科目
- (2) リメディアル科目
- (3) フォローアッププログラム（採用人員枠）

(教員の役割)

第7条 TA 等の協力を得て授業を実施する教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) TA 等に依頼する業務内容及び責任等を明確にする。
- (2) TA 等の勤務管理を行う。
- (3) TA 等が履修者と良好な関係を保てるよう配慮する。

(採用上限時限数)

第8条 TA 等を採用することができる上限時限数は、授業時間割上で示す時限（1 時限 50 分）を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条第1号及び第3号に定める授業科目等については、合計 1 学科あたり年間 2,520 時限とする。
- (2) 第6条第2号に定める授業科目については、次のとおりとする。
 - ア) 「数学 I・A」「数学 I・A・II・B」については、合計 1 学科あたり年間 290 時限を上限とする。
 - イ) ア) 以外の授業科目については、第1号に定める上限時限数に含めるものとする。

(採用申請)

第9条 TA等の採用において、当該学科の学科長は、予めTA等の担当授業回を定めた上で別に定める申請書により願い出て、学長の承認を得るものとする。この場合において、TA等の教育研究に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

2 前項に定める申請にあたり、学科長は授業におけるTA等の必要性を判断し、年間の採用計画を作成するものとする。

(雇用期間)

第10条 TA等の雇用期間は、原則として前期又は後期のいずれかとする。ただし、通年開講の授業科目は、この限りではない。

(勤務条件)

第11条 TA等の勤務条件については、当該TA等と締結する個人ごとの雇用契約書に定めるとおりとする。

(勤務日の確認)

第12条 TA等として採用された者は、勤務した日について出勤簿に必ず記入及び押印し、教員の確認印を得た上で、当該月末までに所属学科事務室へ提出しなければならない。

2 学科長は、当該月末に前項の勤務日について確認を行い、その結果を学長に報告するものとする。

3 雇用契約書に定める勤務日以外の勤務は、原則認めないものとする。ただし、休講及び補講の関係から勤務日を変更する場合は、事前に届出のあったものについて許可する。

(手当額)

第13条 TA等の手当額については、当該TA等と締結する雇用契約書に定める。

(遵守事項)

第14条 TA等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 学園の諸規程等を遵守し、教員の指示に従い、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(2) 学園の名誉若しくは信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) 雇用期間に関わらず、職務上知ることのできた機密情報及び個人情報等を他に漏らしてはならない。

(研修)

第15条 TA等は、採用時等に大学が実施する研修を受講するものとする。

(振返り)

第16条 TA等の協力を得て授業を実施した教員は、授業終了時に、当該授業を履修した学生が理解しにくい点や授業運営上の問題点等について、TA等から授業改善の提言を受けるものとする。

2 TA等から授業改善の提言を受けた教員は、その内容を次年度以降の授業運営に反映するよう授業の改善を行うものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、TA及びSA制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

入試特待生制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）が入学者選抜の成績優秀者に対して、授業料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）の一部を免除又は給付する「入試特待生制度」（以下「本制度」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(種類及び期間)

第2条 本制度の種類及び免除額又は給付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入試特待生Ⅰ・・・・・・・・・・年額 100 万円免除
- (2) 入試特待生Ⅱ・・・・・・・・・・年額 50 万円免除
- (3) 入試特待生Ⅲ・・・・・・・・・・年額 25 万円免除
- (4) 女性エンジニア育成奨励金・・・年額 50 万円給付
- (5) 学修奨励金・・・・・・・・・・年額 25 万円給付

2 前項第1号の適用期間は、学部4年間及び大学院1年間の合計5年間とし、第2号から第5号については学部入学年度の1年間とする。

(選考及び決定)

第3条 本制度の適用者の選考は、別に定める入学者選抜における合格判定時の成績をもって行い、教授会の議を経て、学長が決定する。

(通知)

第4条 前条に定める適用者に対しては、入学者選抜合格通知と併せて通知する。

(免除及び給付方法)

第5条 第2条第1項第1号から第3号の適用者に対する免除は、学期ごとに当該各号に定める免除額の半額を当該期の授業料等から控除することにより行う。ただし、既に授業料等が納入されている場合は、免除額を返還することでこれに換える。

2 第2条第1項第4号及び第5号の適用者に対する給付は、前期については当該期の授業料等の納入及び在学を確認した後に同号に定める給付額の半額を給付し、後期については当該期の授業料等から残額を控除することでこれに換える。

(資格の取消)

第6条 第2条第1項の適用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 学生としての本分にもとる行為があった場合
- (2) 疾病その他の事由により休学した場合（ただし、海外留学のための休学については、この限りでない。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、学長が適用者として不相当と認めた場合

2 第2条第1項第1号の適用者が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、翌年度以降の資格を取り消すものとする。

- (1) 学部1年次から3年次
 - ア 当該年度 GPA3.0 未満
 - イ 当該年度修得単位数 30 単位未満（自由科目を除く。）
 - ウ 当該年度進級制限者
 - エ 当該年度におけるトラック制度に関する規程第4条に規定する発展トラック算入ポイントが 50 ポイント未満

オ 前項により資格を取り消された履歴がある場合

カ アからオまでに定めるもののほか、学長が適用者として不相当と認めた場合

(2) 学部 4 年次

ア 広島工業大学学士修士接続早期修了制度不認定者

イ アに定めるもののほか、学長が適用者として不相当と認めた場合

- 3 前 2 項に該当する者のうち、学長が特別な事情があると認めた場合は、その資格を取り消さないことができる。

(免除額等の納入)

第 7 条 適用者が、前条の定めにより資格を取り消された場合は、取り消された日が属する月の末日までに次項に定める免除額又は給付額（以下「免除額等」という。）を納入しなければならない。

- 2 前項に定める免除額等は、資格を取り消された日が属する月を起算月とし、月割計算により算出する。

(督促及び除籍)

第 8 条 前条第 1 項に定める期日までに同条第 2 項に定める免除額等を納入しない者に対しては、当該期日から 14 日経過後の日を期限とする督促を行うものとする。

- 2 前項の督促にもかかわらず免除額等を納入しない者は、大学学則第 41 条第 1 項第 2 号又は大学院学則第 31 条の規定により除籍する。

(併用)

第 9 条 本制度内又は他制度との併用については次のとおりとする。

- (1) 本規程第 2 条に定める種類間は重複して適用を受けることはできない。
(2) 適用者は、同一年度に、以下に掲げる制度と重複して適用を受けてはならない。

ア 広島工業大学大学院スカラシップ制度

イ 広島工業大学大学院特待生制度

ウ 広島工業大学特待生制度

エ 広島工業大学成績優秀者奨学金制度

オ 鶴虎太郎奨学会奨学金制度

カ 広島工業大学同窓会奨学金制度

- 2 本学における他の減免及び給付制度を併用する場合の減免額及び給付額の総額は、授業料等を上限とし、その適用順については、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、入試特待生制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第 12 条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和 5 年度入学生から適用する。

遠隔地学生給付奨学金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）に入学する学生の経済的支援を目的として設置する「遠隔地学生給付奨学金」（以下「遠隔地奨学金」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「遠隔地」とは、近畿地区以東又は九州地区（沖縄県を含む）の都道府県をいう。

(対象)

第3条 遠隔地奨学金の対象者は、遠隔地に所在する高等学校等から、別に定める入学者選抜により本学に入学した学部生とする。

2 高等学校等通信制課程から入学した学部生にあつては、スクーリングに通ったサポート校の所在地をもって、また高等学校卒業程度認定試験により入学した学部生にあつては、出願時の居住地をもって、遠隔地の判断を行うものとする。

3 2年次以降の適用者は、前2項のいずれかに該当し、当該年度の4月1日に在学する者とする。

(給付)

第4条 遠隔地奨学金の給付額は、年額10万円とし、別に定める日に当該年度分の全額を給付する。

(期間)

第5条 遠隔地奨学金の適用期間は、入学後4年間とし、休学等による延長は行わない。

(決定)

第6条 遠隔地奨学金の適用者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(通知)

第7条 前条に定める適用者に対しては、入学者選抜合格通知と併せて通知する。

(資格の取消)

第8条 遠隔地奨学金の適用者が、疾病その他の事由により休学した場合は、当該年度の資格を取り消すものとする。ただし、海外留学のための休学については、この限りでない。

2 遠隔地奨学金の適用者が、退学又は除籍となった場合は、その資格を取り消すものとする。

3 前2項に該当する者のうち、学長が特別な事情があると認めた場合は、その資格を取り消さないことができる。

(給付額の返金)

第9条 遠隔地奨学金の適用者が、前条の規定により資格を取り消された場合は、取り消された日が属する月の末日までに当該年度の給付額全額を返金しなければならない。

(督促)

第10条 前条に定める期日までに給付額を返金しない者に対しては、当該期日から14日経過後の日を期限とする督促を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、遠隔地奨学金の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

奨学金給付規程

公益財団法人 鶴虎太郎奨学会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鶴虎太郎奨学会(以下「本会」という。)定款第4条第1号 に基づく奨学金の給付事業の施行に伴う必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となることのできるものは、主として学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な学生・生徒であり、次条の指定校の在學生(外国人留學生を含む)であること。

(奨学生指定校)

第3条 前条の奨学生の指定校は、私学教育の発展に尽力された鶴虎太郎先生の教育精神を継承する次の各学校とする。

1. 学校法人鶴学園

広島工業大学、広島工業大学専門学校、広島工業大学高等学校、
広島なぎさ高等学校、広島なぎさ中学校、なぎさ公園小学校

2. 学校法人広陵学園

広陵高等学校

3. 学校法人広島国際学院

広島国際学院高等学校

(奨学生の種類および給付金額)

第4条 奨学生の種類および給付金額については、別記による。

2 給付された奨学金は、第13条に該当する場合を除き返還の義務はない。

(奨学金の給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、1か年とする。但し、継続して奨学生となることのできるものとする。

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第6条 奨学生志願者は、毎年度ごとに、学校長に奨学生願書(様式1)を提出する。

2 学校長は、志願者の学内選考を行い、推薦調書(様式2)及び推薦一覧表(様式3)を作成し、本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を当該学校長を経て志願者に通知する。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金は、原則として、本会の指定する月に給付を行うものとする。

2 奨学金の給付は、学校長を経て志願者またはその保護者に給付するものとする。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の給付を受けた奨学生は、ただちに奨学金受領書を学校長を経て本会に提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 学校長は、当該奨学生が次号のいずれかに該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- 1 休学、復学、転学または退学したとき
- 2 停学、その他の指導上の処分を受けたとき
- 3 長期にわたる欠席が続くとき。

(奨学金の休止)

第 11 条 本会は、前条の異動届出に基づき、奨学金の給付を休止する。

(奨学金の復活)

第 12 条 本会は、前条の規定により奨学金の給付を休止された者が、その事由が解かれ当該学校長が書面をもって願い出たときは、奨学金の給付を復活することができるものとする。

(奨学金の停止または返還請求)

第 13 条 本会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学校長の意見を徴して奨学金の給付を停止、またはすでに給付した奨学金の返還を請求することができるものとする。

- 1 修学の見込みがなくなったとき
- 2 学業成績または素行が不良となったとき
- 3 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 4 前各号のほか、奨学生として適当でない事由が生じたとき
- 5 その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(委任)

第 14 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 24 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別 記

奨学生の種類および奨学金給付額は次のとおりとする。

小学校奨学生	月額	5,000円
中学校奨学生	月額	5,000円
高等学校奨学生	月額	5,000円
専門学校奨学生	月額	10,000円
大学奨学生	月額	10,000円

広島工業大学同窓会 奨学金給付規程

第1条 総 則

広島工業大学同窓会会則第1章第4条にもとづき、この規程を定める。

第1項 奨学生の資格

本会の奨学生となるものは広島工業大学に在学し、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

第2項 奨学金の給付期間及び金額

奨学金の給付できる最長期間は正規の最短修業年限の範囲内とする。但し、奨学生については1年毎に新規出願者と併せ審議のうえ、継続給付の可否を決定する。

この期間中に給付する奨学金の額は次のとおりとする。

年額1人当り 120,000円

第2条 奨学生の採用と奨学金の交付

第3項 奨学生の願書の提出

奨学生志望者は本会あての奨学生願書を本会に提出するものとする。

第4項 奨学生の採用

奨学生の採用は会長が採用候補者に対して面接を行った後、同窓会役員会の選考を経て決定する。その結果は大学を経て、本人および保証人に通知する。

第5項 奨学金の交付

奨学金は採用決定通知とともに会長より交付するものとする。

第6項 奨学金の受領書の提出

奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど奨学金受領書を提出しなければならない。

第7項 生活状況の報告

奨学生は毎年度末に生活状況報告書を会長あてに提出しなければならない。

第8項 異動届出

奨学生は次の各号の1に該当する場合は直ちに届出なければならない。

1. 休学、復学、転学、または退学したとき
2. 停学その他処分を受けたとき

第9項 奨学金の休止

奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を休止する。

奨学生の学業または素行などの状況により、指導上必要があると認めたときは奨学金の交付を休止することがある。

第10項 奨学金の復活

前項の規定により奨学金の交付を休止された者がその事由が止んだときは届出により奨学金の交付を復活することがある。

第11項 奨学金の廃止

奨学生が次の各号に該当するときは、奨学金の交付を廃止する。

1. 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
2. 素行が不良となったとき
3. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
4. 在学中処分を受け、学籍を失ったとき
5. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
6. その他第1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

第12項 奨学金の辞退

奨学生はいつでも大学を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3条 補 則

第13項 実施細目

この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は昭和51年4月29日から実施する。

平成元年4月16日一部改正

平成5年4月24日一部改正

平成17年4月16日一部改正

学園内推薦入学者奨学金制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学（以下「本学」という。）が学校推薦型選抜（指定校制〔学園内推薦入学〕）により入学した学生に対して、授業料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）の一部を給付する「学園内推薦入学者奨学金制度」（以下「本制度」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(給付額及び期間)

第2条 本制度の給付額は、年額20万円とする。

2 本制度の適用期間は、学部2年次から4年次の最長3年間とする。

(適用者)

第3条 本制度の適用者（以下「適用者」という。）は、学校推薦型選抜（指定校制〔学園内推薦入学〕）により入学し、かつ、当該年度の4月1日に在学している者のうち、次のすべてに該当する者とする。

(1) 前年度末における通算GPA2.7以上

(2) 前年度修得単位数30単位以上（自由科目を除く。）

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、適用者から除外する。

(1) 学則第34条の4に規定する進級ができなかった履歴のある者

(2) 学則第35条に規定する卒業が前年度に認定されなかった者

(3) 学生としての本分にもとる行為があった者

3 前項各号に該当する者のうち、学長が特別な事情があると認めた場合、適用者として扱うことができる。

(他制度との併用)

第4条 適用者は、同一年度に、次に掲げる制度と重複して適用を受けてはならない。なお、重複する場合は、減免又は給付額が本制度の給付額以上の制度を優先して適用するものとする。

(1) 広島工業大学特待生制度

(2) 広島工業大学成績優秀者奨学金制度

(3) 鶴虎太郎奨学会奨学金制度

(4) 広島工業大学同窓会奨学金制度

2 本学における他の減免及び給付制度を併用する場合の給付額の総額は、授業料等を上限とし、その適用順については、別に定める。

(決定)

第5条 適用者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(通知)

第6条 前条に定める適用者に対して、証書を交付するとともに、保証人に通知する。

(給付方法)

第7条 奨学金は、前期については当該期の授業料等が納入された後、第2条第1項に定める給付額の半額を給付する。後期については第2条第1項に定める給付額の半額を当該期の授業料等から控除することでこれに換える。

(資格の取消)

第8条 適用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該年度の資格を取り消すものとする。

(1) 学生としての本分にもとる行為があった場合

(2) 疾病その他の事由により休学した場合（ただし、海外留学のための休学については、この限りでない。）

(3) 前2号に定めるもののほか、学長が適用者として不相当と認めた場合

2 前項に該当する者のうち、学長が特別な事情があると認めた場合は、その資格を取り消さないことができる。

(奨学金の返還)

第9条 適用者が、前条の定めにより資格を取り消された場合は、取り消された日が属する月の末日までに奨学金を返還しなければならない。

2 前項に定める返還額は、資格を取り消された日が属する月を起算月とし、月割計算により算出する。

(督促及び除籍)

第10条 前条第1項に定める期日までに奨学金を返還しない者に対しては、当該期日から14日経過後の日を期限とする督促を行うものとする。

2 前項の督促にもかかわらず奨学金を返還しない者は、学則第41条第1項第2号の規定により除籍する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本制度の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規則は、令和4年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第9条の4第4項の定めに基づき、多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「面接授業」とは、教室等において、教員が履修者と対面で行う授業をいう。
- (2) 「メディア授業」とは、授業の開始から終了までの全時間に渡り、学則第9条の4第2項に定める「多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」方法をとる授業をいう。
- (3) 「メディア授業科目」とは、メディア授業を、全授業回の半数以上の回で行う授業科目をいう。

(メディア授業)

第3条 メディア授業は次のとおり実施するものとする。

- (1) メディア授業を行う授業回、受講方法、受講時の留意点等について、シラバス等で事前に学生に明示する。
- (2) 時間割のとおり授業を行う。
- (3) 授業時間内に実施する小テスト又はアンケート等により、履修者の出席確認を行う。
- (4) 授業中、履修者の活動を確認できる仕組みを設ける。
- (5) 授業中に生じた履修者の疑問等に対応するため、質問を受付ける場を設ける。
- (6) その他、面接授業と同等以上の教育効果が得られるよう工夫を施す。

(開講の限定)

第4条 各学科において、卒業に必要な単位数のうちメディア授業科目により修得した単位数が60単位を超えないよう、開講科目を限定する。

- 2 メディア授業科目のうち、実施方法を変更し、第2条第3号に定める定義を満たさなくなった授業科目（以下「実施方法変更科目」という。）の単位数は、前項に定める60単位に含めるものとする。

(メディア授業科目)

第5条 社会実践教育科目及び専門教育科目のうち、メディア授業科目及び実施方法変更科目の対象科目は、別表のとおりとする。

- 2 リベラルアーツ教育科目（ただし、外国語分野の必修科目は除く）は、メディア授業科目の対象科目とすることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。

別表

学科名	科目名 (令和2年度カリキュラム)	開講 年次	開講期	単位数・認定区分			メディア 授業科目	実施方法変 更科目	備考
				必修	選択	自由			
電子情報工学科	微分方程式	2	前期		2		○		
	数理統計学A	2	後期		2		○		
	数理統計学B	3	前期		2		○		
	情報代数学	3	後期		2		○		
	コンピュータ工学	2	前期		2		○		
	プログラミングB	2	前期		2		○		
	アーキテクチャとOS	2	後期		2		○		
	情報理論	2	後期		2		○		
電気システム工学科	電子物性	3	後期		2		○		
機械システム工学科	流れの力学A	2	後期	2			○		
	機械材料	2	前期		2		○		
環境土木工学科	河川工学	3	後期		2		○		
	交通計画	2	前期		2		○		
建築工学科	鋼構造学	3	前期	2			○		
	建築史	2	後期		2		○		
建築デザイン学科	建築デザインとデータ解析	2	前期		1		○		
	建築積算	3	前期		2		○		
	建築施工管理	3	後期		2		○		
情報工学科	コンピュータアーキテクチャ	2	前期		2		○		
	技術者倫理	3	後期	1			○		

履修に係る要件規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第32条第4項に基づき、履修の要件に関して、必要な事項を定める。

(授業科目の区分等)

第2条 授業科目の区分は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

2 授業科目の区分、週時間数及び履修年次等は、学則別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5に定めるとおりとする。

(履修の許可)

第3条 学生は、履修する授業科目について、履修申請を行い、学長の許可を得なければならない。

2 プール科目については、抽選により履修科目を決定する。

(受付期間)

第4条 履修申請を受付ける期間（以下「受付期間」という。）は、履修申請期間、履修確認期間及び履修修正期間とする。

2 前項にかかわらず、プール科目の履修申請を受付ける期間は、別に定める。

3 前2項に定める各期間は、年度初めに決定し周知する。

(履修申請)

第5条 履修申請は、前条に定める各期間内に行うものとする。

2 履修申請を行わない学生は、授業科目を履修することができない。

3 既に単位取得した授業科目は、履修申請することができない。

4 上級年次に開講される授業科目は履修申請することができない。

5 授業時間割表上で同一の曜日かつ時限に配置されている授業科目は、重複して履修申請することができない。ただし、第16条に定める卒業見込者を対象とした特例履修が可能な場合を除く。

6 履修定員を制限する授業科目については、事前に実施する履修者調整等によって許可された者のみ、履修申請を行うことができる。

7 プール科目は、履修希望順位を付して履修申請を行うものとする。

(履修申請の変更)

第6条 受付期間後の履修科目の変更は、次のいずれかに該当する者のみ受付けるものとする。

(1) 履修申請の結果、当該年度末の進級又は卒業が見込めない者並びに重大な履修申請ミスがあると学科が認めた者

(2) その他、学長が履修申請の変更を認めた者

2 前項にかかわらず、プール科目の抽選後の変更（科目の変更、取消、追加など）は、次のいずれかに該当する者のみ受付けるものとする。

(1) 前期に休学し後期から復学する者

(2) 病気、事故又は考慮すべき特別な事情（以下「特別な事情」という。）により履修申請が行えなかった者

(3) その他、学長が履修申請の変更を認めた者

3 前項の定めに基づき履修申請の変更を認めるプール科目は、定員充足率等を勘案し学生・教務センター長が決定する。

4 第1項又は第2項に該当し履修申請の変更を希望する者は、別に定める方法により教学支援部に願出しなければならない。

(履修単位数の上限)

第7条 1年間に履修申請を行うことができる単位数の上限は、学則第32条第2項に定めるとおりとする。ただし、自由科目の単位数は除くものとする。

(クラス分割科目の履修)

第8条 クラス分割科目は、別途、指定されたクラスで履修しなければならない。

(先行修得科目の履修)

第9条 先行修得科目は、別途、指定された順に履修及び修得しなければならない。

(継続授業科目の履修)

第10条 継続授業科目は、開講直前の学期において当該授業科目を履修申請し、未修得であった者のみ履修することができる。

(再履修クラス科目の履修)

第11条 再履修クラス科目は、当該授業科目を履修申請し、未修得であった者のみ履修することができる。

(他学科リベラルアーツ教育科目の履修)

第12条 他学科で開講されるリベラルアーツ教育科目(プール科目を除く。以下、この条において同じ。)

は、次に掲げるすべての事項に該当した場合のみ、履修することができる。

(1) 在学する学科の1年次から3年次までに開講されるリベラルアーツ教育科目が他の授業科目と授業時間割表上で同一の曜日かつ時限に配置されていること

(2) 当該リベラルアーツ教育科目が再履修であること

(3) 当該リベラルアーツ教育科目が履修しようとする他学科において同じ学期に開講されていること

2 前項に定める履修を希望する者は、あらかじめ当該授業科目担当教員の承認を得た後、履修申請期間内に、所定の様式により教学支援部に願出しなければならない。

(他学科専門教育科目の履修)

第13条 他学科で開講される専門教育科目は、自由科目として履修することができる。

2 前項に定める履修を希望する者は、あらかじめ当該授業科目担当教員の承認を得た後、履修申請期間内に、所定の様式により教学支援部に願出なければならない。

(異なるカリキュラムの授業科目の履修)

第14条 異なるカリキュラムで開講されている授業科目は、別に定める履修条件(履修可能授業科目、履修可能学科及び年次など)を満たした場合のみ、自由科目として履修することができる。

2 前項に定める履修を希望する者は、あらかじめ当該授業科目担当教員の承認を得た後、履修申請期間内に、所定の様式により教学支援部に願出なければならない。

(大学院授業科目の先行履修)

第15条 学則第3条に規定する修業年限を当該年度末までに満了する見込のある4年次生(以下「卒業見込者」という。)のうち、次の各号に定める者が大学院授業科目を履修しようとする場合、自由科目として先行履修することができる。

(1) 発展トラックに認定された学生

(2) 大学院入学試験(学内推薦及び一般)の合格者

(3) 広島工業大学学士修士接続早期修了制度の適用者

2 前項の定めにより履修可能な授業科目及び単位数の上限は次表のとおりとする。

	授業科目	単位数の上限
前項第1号又は第2号に該当する者	コースワーク科目、特別演習・特別研究科目及びインターンシップ科目を除く、全科目	8単位
前項第3号に該当する者	特別研究及びインターンシップを除く、全科目	上限なし

3 第1項に定める履修を希望する者は、あらかじめ当該授業科目担当教員の承認を得た後、履修申請期間内に、所定の様式により教学支援部に願出なければならない。

(卒業見込者を対象とした特例履修)

第16条 卒業見込者は、次表に定める履修要件を満たした場合、学長の許可を得て、指定した履修形態による特例履修を行うことができる。

	履 修 要 件	履 修 形 態
(1)	前期開講の必修科目が修得できなかった場合、その原因は特別な事情にあると当該授業科目担当教員が認めたとき	未修得科目の成績が不可となった年度の後期における当該授業科目の再履修
(2)	後期開講の必修科目が修得できず、卒業判定において卒業延期と判定された場合、その原因は特別な事情にあると当該授業科目担当教員が認めたとき	未修得科目の成績が不可となった年度の翌年度前期における当該授業科目の再履修
(3)	同一の曜日かつ時限に社会実践教育科目又は専門教育科目が重複したとき(少なくとも1科目は、下級年次の再履修科目であること。)	重複履修
(4)	別に定める必修の授業科目(以下「指定科目」という。)を在学する学科で再履修する場合において、他の授業科目が同一の曜日かつ時限に重複したとき(他学科で再履修できる授業科目は、指定科目とする。)	必修(再履修)科目の他学科履修
(5)	学則第35条に定めるプール科目の修得要件を満たさないとき	定員充足率等を勘案し学生・教務センター長が履修科目を指定(他学科で開講される科目の履修も可)
(6)	(5)の特例履修を適用する際に、同一の曜日かつ時限に当該プール科目と社会実践教育科目又は専門教育科目が重複したとき	重複履修

2 特例履修を希望する者は、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を得た後、履修申請期間内に所定の様式により教学支援部に願出しなければならない。

3 特例履修を行った科目の成績は、当該授業科目を履修した学期末に処理する。

4 第1項第1号及び第2号に定める特例履修は、履修申請(本特例履修を含む。)の結果、当該学期末に学則第35条に定める卒業に必要な単位数を修得することが可能な者のみ行うことができる。

(特例履修等の許可)

第17条 学長は、前条に定める特例履修について、学務委員会の議を経てその可否を決定する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、履修の要件に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

広島工業大学大学院工学系研究科における修士論文の審査手続き要領

(趣 旨)

- 1 この要領は、広島工業大学学位規則第 19 条第 3 項に基づき、修士論文の審査及び最終試験等の取扱いに関して必要な事項を定める。

(修士論文主題提出)

- 2 学生は、修士論文審査申請年度の前期履修申請期間に、広島工業大学大学院工学系研究科教育担当資格規程（以下「資格規程」という。）に定める M[Ⓞ]（以下「M[Ⓞ]教員」という。）の記名及び承認印を得て、別に定める「修士論文主題提出書」（様式 1）を学務部に提出する。

なお、M[Ⓞ]教員に加え、資格規程に定める M 合（以下「M 合教員」という。）の指導を併せて受ける者は、様式 1 に M[Ⓞ]教員と M 合教員の記名及び承認印を得て提出する。

(修士論文提出にあたっての各様式の配付)

- 3 「修士論文主題」を提出した学生に対しては、次の様式を当該年度の 11 月末日までに配付する。
 - (1) 修士論文題目提出書・・・様式 2
 - (2) 修士論文審査申請書・・・別紙 3
 - (3) 修士論文要旨・・・・・・・・別紙 4
 - (4) 論文目録・・・・・・・・別紙 5

(修士論文題目提出)

- 4 学生は、当該年度の 12 月末日までに、M[Ⓞ]教員の記名及び承認印を得て、様式 2 を学務部に提出する。

なお、M[Ⓞ]教員に加え、M 合教員の指導を併せて受ける者は、様式 2 に M[Ⓞ]教員と M 合教員の記名及び承認印を得て提出する。

(修士論文の提出)

- 5 「修士論文」を提出する学生は、当該論文及び様式 3 から様式 5 までの書類を当該年度の 2 月 15 日までに学務部に提出する。修士論文は、任意の様式（サイズは A4 判）により作成する。

(主査・副査の選定)

- 6 各専攻長は、修士論文の審査を行う主査 1 名及び副査 1 名以上の審査委員を当該年度の 12 月末日までに研究科長に連絡する。

なお、主査は当該専攻の者とし、副査については他専攻から選任できるものとする。
研究科長は、速やかに研究科委員会を開催し、主査 1 名及び副査 1 名以上の審査委員の承認を得るものとする。

(論文審査及び最終試験)

- 7 研究科委員会において承認された審査委員は、当該年度の 2 月末日までに修士論文の審査を行うものとする。

また、最終試験については、修士論文を提出した学生に対して、当該専攻において当該年度の 2 月末日までに実施するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

- 8 各専攻長は、審査委員から提出された修士論文の審査結果及び最終試験の結果を併せて当該年度の 2 月末日までに別に定める様式により学務部を通じて研究科長に報告する。

研究科長は、審査結果及び最終試験結果の報告がなされた場合、速やかに研究科委員会を開催し、学位

授与の審議を行う。

(学位授与の決定)

- 9 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、審査委員から提出された審査結果及び専攻長から提出された最終試験結果報告をもとに、学位の授与について審議する。
学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与するか否かを決定する。

附 則

この要領は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年度入学生から適用する。

広島工業大学大学院工学系研究科における博士論文の審査手続き要領

第1章 総 則

(趣旨)

- 1 この要領は、広島工業大学学位規則（以下「学位規則」という。）第8条の規定に基づき、博士の学位審査に係る手続きに関して必要な事項を定める。

第2章 課程による学位

I 申請要件

(申請要件)

- 2 博士の学位審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、学会論文誌等にレフェリー付きの主体的論文（以下「レフェリー付論文」という。）を博士論文提出までに1編以上、学位授与の判定までに通算2編以上発表（掲載決定を含む。以下同じ。）していることを原則とする。
 - (2) (1)の定めにかかわらず、社会人特別選考で入学し優れた成績をあげた申請者については、博士論文提出までにレフェリー付論文を1編以上発表していることを原則とする。
 - (3) 前2号に定めるレフェリー付論文は入学前に発表したものを含むものとする。

II 予備審査

(予備審査委員会の設置)

- 3 申請者の研究指導教員（以下「研究指導教員」という。）は、学位審査が必要となる年度（以下「審査年度」という。）の7月末日までに、専攻長を通じて研究科長に予備審査の申出を行うものとする。
 - (2) 研究科長は、(1)に定める申出を受けた場合、広島工業大学大学院工学系研究科教育担当資格規程第3条第1項第3号に定める者（以下「D ㊦の者」という。）で構成する工学系研究科委員会（以下「D ㊦委員会」という。）に予備審査委員会の設置について提案し、承認を得るものとする。
 - (3) (2)に定める予備審査委員会は、主査となる研究指導教員の他、2名以上の副査（原則として、D ㊦の者とする。）で構成するものとする。
 - (4) D ㊦委員会が審査のため必要と認めた場合は、博士の学位授与について審査実績のある他の大学又は研究所等に所属する適任者を副査として加えることができる。
 - (5) 予備審査委員のうち3名以上は本学の専任教員とする。
 - (6) 副査の半数以上は本学の専任教員とする。

(書類提出)

- 4 申請者は、審査年度の11月末日までに研究指導教員を通じ、学務部に次の書類を提出する。

書類	部数
① 博士論文（草稿）	前項に定める予備審査委員人数分
② 博士論文の要旨	
③ 論文目録（別刷りを添付する。）	
④ 学位申請者調書	1部

- (2) 研究指導教員は、申請要件及び博士論文の内容を検討し、予備審査受付の可否を決定する。

(博士論文説明会)

- 5 研究指導教員は、審査年度の12月末までに博士論文説明会を開き、申請者に博士論文の概要を説明させるものとする。
 - (2) 研究指導教員は、博士論文説明会の開催について、事前に研究指導教員が所属する専攻内全教員に通知するものとする。

(博士論文及び書類の審査)

- 6 研究指導教員は、博士論文説明会の開催後、審査年度の12月末までに予備審査委員会を開き、博士論文の内容を説明するとともに、申請者の経歴及び業績等を報告する。
- (2) 予備審査委員会は、博士論文説明会及び(1)に定める報告の内容をもとに、博士論文を本審査に諮ることの適否について審査を行う。

(予備審査の合否)

- 7 研究科長は、D◎委員会を開き、研究指導教員に前項(2)に定める審査結果を報告させるものとする。
- (2) D◎委員会は、(1)に定める報告をもとに、予備審査の合否について決定する。

(博士論文の補足及び訂正)

- 8 予備審査委員会は、論文に不備な箇所があるときは、申請者に補足又は訂正をさせることができる。

III 本審査

- 9 研究科長は、博士論文が予備審査において合格した場合、D◎委員会を開催し、博士論文審査委員会の設置について提案し、承認を得るものとする。
- (2) (1)に定める博士論文審査委員会は、主査となる研究指導教員の他、2名以上の副査（原則として、D◎の者とする。）で構成するものとする。
- (3) (2)に定める博士論文審査委員は、予備審査委員と同一人物であることを妨げない。
- (4) D◎委員会が審査のため必要と認めた場合は、博士の学位授与について審査実績のある他の大学又は研究所等に所属する適任者を副査として加えることができる。
- (5) 博士論文審査委員のうち3名以上は本学の専任教員とする。
- (6) 副査の半数以上は本学の専任教員とする。

(博士論文提出)

- 10 予備審査に合格した者は、審査年度の1月末日までに次の書類を学務部に提出する。

書類	部数
① 学位申請書	1部
② 博士論文(製本)	前項に定める博士論文審査委員人数分
③ 博士論文の要旨	
④ 論文目録(製本した別刷りを添付する。)	
⑤ 履歴書	
⑥ 学位申請者調書	1部

(博士論文公聴会)

- 11 博士論文審査委員会は、別に定める期日までに博士論文公聴会を開き、申請者に博士論文を発表させるものとする。
- (2) 博士論文公聴会の開催に先立ち、研究科長は、その日程等を公示するものとする。

(博士論文審査及び最終試験)

- 12 博士論文審査委員会は、博士論文公聴会の開催後、別に定める期日までに博士論文審査及び最終試験を行うものとする。
- (2) (1)に定める最終試験は、博士論文を中心とし広く専攻分野に関連する科目について、口答又は筆答により行うものとする。

(本審査結果の報告)

- 13 博士論文審査委員会は、博士論文審査及び学識確認の結果の要旨に博士の学位を授与できるか否かの意見を添え、D◎委員会に文書をもって報告する。

IV 学位授与

(学位授与の決定)

14 研究科長は、D④委員会を開催し、前項に定める報告をもとに、博士の学位の授与について審議する。

(2) (1)に定める審議の結果に基づき、学長は博士の学位を授与するか否かについて決定する。

(3) 研究科長は、(1)に定める審議の結果及び(2)に定める決定の内容について、研究科委員会に報告する。

(学位授与の特例)

15 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し退学した日から起算して1年以内に博士の学位を申請した者については、学位規則第6条の規定にかかわらず、課程による学位として取り扱うものとする。

第3章 論文による学位

I 申請要件

(申請時期)

16 論文による学位の申請時期は、4月末日及び10月末日の年2回とする。

(申請要件)

17 申請者は、博士論文提出までに、学会論文誌等に博士論文主題に関係するレフェリー付論文を5編以上発表していることを原則とする。

II 予備審査

(書類提出)

18 申請者は、大学院博士後期課程のD④の教員と事前相談のうえ、学務部に次の書類を提出する。

書類	部数
① 博士論文(草稿)	次項に定める予備審査委員人数分
② 博士論文の要旨	
③ 論文目録(別刷りを添付する。)	
④ 履歴書	
⑤ 学位申請者調書	1部

(2) 専攻長は、博士論文の内容に基づき、D④の者から申請者の指導教員(以下「論文指導教員」という。)を選出する。

(3) 論文指導教員は、申請要件及び博士論文の内容を検討し、博士論文受付の可否を決定する。

(4) 論文指導教員は、所属する専攻の専攻長を通じて、博士論文受付の可否を研究科長に報告するものとする。

(予備審査委員会の設置)

19 研究科長は、前項(3)により博士論文受付が可能である旨報告を受けた場合、D④委員会に予備審査委員会の設置について提案し、承認を得るものとする。

(2) (1)に定める予備審査委員会は、主査となる論文指導教員の他、2名以上の副査(原則として、D④の者とする。)で構成するものとする。

(3) D④委員会が審査のため必要と認めた場合は、博士の学位授与について審査実績のある他の大学又は研究所等に所属する適任者を副査として加えることができる。

(4) 予備審査委員のうち3名以上は本学の専任教員とする。

(5) 副査の半数以上は本学の専任教員とする。

(博士論文説明会)

20 論文指導教員は、別に定める期日までに博士論文説明会を開き、申請者に博士論文の概要を説明させるものとする。

(2) 論文指導教員は、博士論文説明会の開催について、事前に論文指導教員が所属する専攻内全教員に通知するものとする。

(博士論文及び書類の審査)

- 21 論文指導教員は、博士論文説明会の開催後、別に定める期日までに予備審査委員会を開き、博士論文の内容を説明するとともに、申請者の経歴及び業績等を報告する。
- (2) 予備審査委員会は、博士論文説明会及び(1)に定める報告の内容をもとに、博士論文を本審査に諮ることの適否について審査を行う。

(予備審査の合否)

- 22 研究科長は、D④委員会を開き、論文指導教員に前項(2)に定める審査結果を報告させるものとする。
- (2) D④委員会は、(1)に定める報告をもとに、予備審査の合否について決定する。

(博士論文の補足及び訂正)

- 23 予備審査委員会は、論文に不備な箇所があるときは、申請者に補足又は訂正をさせることができる。

III 本審査

(博士論文提出)

- 24 予備審査に合格した者は、別に定める期日までに次の書類に学位審査料を添えて、学務部に提出する。

書類	部数
① 学位申請書	1部
② 博士論文(製本)	次項に定める博士論文審査委員人数分
③ 博士論文の要旨	
④ 論文目録(製本した別刷りを添付する。)	
⑤ 履歴書	
⑥ 最終学校の卒業証明書	1部
⑦ 学位申請者調書	1部

- 25 研究科長は、博士論文が予備審査において合格した場合、D④委員会を開催し、博士論文審査委員会の設置について提案し、承認を得るものとする。
- (2) (1)に定める博士論文審査委員会は、主査となる研究指導教員の他、2名以上の副査(原則として、D④の者とする。)で構成するものとする。
- (3) (2)に定める博士論文審査委員は、予備審査委員と同一人物であることを妨げない。
- (4) D④委員会が審査のため必要と認めた場合は、博士の学位授与について審査実績のある他の大学又は研究所等に所属する適任者を副査として加えることができる。
- (5) 博士論文審査委員のうち3名以上は本学の専任教員とする。
- (6) 副査の半数以上は本学の専任教員とする。

(博士論文公聴会)

- 26 博士論文審査委員会は、別に定める期日までに博士論文公聴会を開き、申請者に博士論文を発表させるものとする。
- (2) 博士論文公聴会の開催に先立ち、研究科長は、その日程等を公示するものとする。

(博士論文審査及び学識確認)

- 27 博士論文審査委員会は、博士論文公聴会の開催後、別に定める期日までに博士論文審査及び学識確認のため次の試問を行うものとする。
- ① 博士論文を中心とし広く専攻分野に関連する科目について、口答又は筆答による試験
 - ② 1種類以上の外国語について口答又は筆答による試験

(本審査結果の報告)

- 28 博士論文審査委員会は、博士論文審査及び学識確認の結果の要旨に博士の学位を授与できるか否かの意見を添え、D④委員会に文書をもって報告する。

IV 学位授与

(学位授与の決定)

- 29 研究科長は、D合委員会を開催し、前項に定める報告をもとに、博士の学位の授与について審議する。
- (2) (1)に定める審議の結果に基づき、学長は博士の学位を授与するか否かについて決定する。
- (3) 研究科長は、(1)に定める審議の結果及び(2)に定める決定の内容について、研究科委員会に報告する。

第4章 補 則

(申請書類)

- 30 学位申請関係書類の様式については、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 12 日から施行する。

広島工業大学大学院学位論文評価基準

広島工業大学学位規則に定める修士論文及び博士論文については、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準に従って評価する。

1 修士論文

(1) 研究テーマの妥当性

明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

(2) 研究方法及び情報収集の適切性

① 設定した研究テーマ及び当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査及び実験、また、その結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。

② 先行研究を十分に理解、検討し、研究内容との関連及び相違を明確に提示していること。

(3) 論述・論旨の妥当性

論文の構成、論述が明確かつ論理的で、結論に至る展開に一貫性があること。

(4) 論文表現能力

論文の体裁、文章表現及び図表の使用が的確で、情報や文献の引用が適切であること。

(5) 独自性

研究内容に新規性又は独創性が認められること。

2 博士論文

(1) 研究テーマの妥当性

明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

(2) 研究方法及び情報収集の適切性

① 設定した研究テーマ及び当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査及び実験、また、その結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。

② 先行研究を十分に理解、検討し、研究内容との関連及び相違を明確に提示していること。

(3) 論述・論旨の妥当性

論文の構成、論述が明確かつ論理的で、結論に至る展開に一貫性があること。

(4) 論文表現能力

論文の体裁、文章表現及び図表の使用が的確で、情報や文献の引用が適切であり、研究者として相応しい論文作成能力があると認められること。

(5) 独自性

研究内容に新規性又は独創性が認められること。

(6) 学術的貢献

国際的なレベルの知識と技術を有し、独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められ、関連分野及び社会への貢献が期待できること。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

他専攻開講科目の履修及び単位の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学大学院工学系研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）の各専攻に在籍する学生が、他の専攻で開講される授業科目を履修する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(授業科目の履修)

第2条 博士前期課程の各専攻に在籍する学生は、他の専攻が開講する授業科目（特別演習、特別研究及びインターンシップは除く。）について、6科目12単位まで履修し単位を修得することができる。

(修得単位の取扱い)

第3条 前条により修得した単位については、6単位まで広島工業大学大学院学則第28条第1項に定める修了要件にかかる単位に含めることができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、他専攻開講科目の履修及び単位の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

本学大学院以外において修得した単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条の3の規定に基づき、本学大学院（以下「本学」という。）以外の大学院において修得した単位（以下「学外修得単位」という。）を、本学において修得した単位として認定する場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(認定申請)

第2条 学外修得単位を、本学において修得した単位として認定を受けようとするときは、履修した授業科目の学業成績証明書及びシラバス等（外国語で記載されたものは日本語訳を含む）を添付して、所定の単位認定申請書を、教学支援部に提出しなければならない。

(申請期間)

第3条 前条に規定する認定申請は、次の各号に定める期間内に行うものとする。

- (1) 新たに本学の1年次に入学し、学則第27条の2第1項の適用を受けようとする者については、1年次の前期履修申請期間
- (2) 学則第27条の適用を受けようとする者については、当該単位の修得後から本学を修了する日の2か月前までの期間

(認定)

第4条 第2条に定める認定申請があった場合は、認定申請を行った学生の所属する専攻が作成した単位認定原案に基づき、研究科委員会において、単位認定の適否及び単位数について審議し、学長がこれを決定する。

- 2 前項の規定により認定する単位の成績評価の評語は「認定 (P)」とし、授業科目名は他の大学院の授業科目名とする。
- 3 単位を認定する授業科目の認定区分は、選択科目又は自由科目とする。

(修業年限)

第5条 学則第27条第2項及び第27条の2第1項の規定により、本学において修得した単位として認定を受けた者については、修得単位等の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学外修得単位の認定に関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

大学院前期末学位授与に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則第19条第1項に定める工学系研究科博士前期課程の学位を前期末に授与することに関して、必要な事項を定める。

(前期末学位授与)

第2条 前期末に学位を授与できる者は、学則第3条に定める修業年限以上在学したにもかかわらず、学則第28条第1項に定める修了要件（以下「修了要件」という。）を満たすことができなかったために、修了延期となったものとする。

2 前項に定める者が前期末に修了要件を満たした場合は、当該年度の前期末に学位規則第2条第1項に定める学位を授与する。

(学位授与の決定)

第3条 学位授与の決定は、学位規則第25条第1項の規定を準用する。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、前期末の学位授与に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第6条 この細則に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

広島工業大学大学院奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島工業大学大学院（以下「大学院」という。）に在籍する学生に貸与する大学院奨学金の取扱いに関して必要な事項を定める。

(奨学生)

第2条 広島工業大学大学院奨学金（以下「大学院奨学金」という。）は、大学院の学生で人物及び学業成績に優れ、かつ、修学上経済的援助が必要であると認められる者に貸与することとし、当該貸与を受ける学生を奨学生という。

(種別)

第3条 この規程における大学院奨学金は、第1種奨学金及び第2種奨学金の2種類とする。

2 大学院奨学金の金額及び貸与人員は、別に定める。

(期間)

第4条 奨学生の期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 博士前期課程 2年間
- (2) 博士後期課程 3年間

(制限)

第5条 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生は、奨学生となることができない。

(申請手続)

第6条 大学院奨学金の貸与を希望する者は、所定の申請書及び指定された書類を、教学支援部を経て学長に提出しなければならない。

(選考)

第7条 奨学生は、研究科委員会（以下「委員会」という。）で選考のうえ、学長が決定する。

(誓約書の提出)

第8条 大学院奨学金の貸与が決定された者は、連帯保証人1名と連署した誓約書を、学長に提出しなければならない。

(打切)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、委員会の議を経て大学院奨学金の貸与を打ち切ることができる。

- (1) 学業成績が奨学金の貸与を受けるにふさわしくないほど低下したとき。
- (2) 経済的に奨学金の貸与を必要としなくなったとき。
- (3) 第5条の規定により、奨学生となることができなくなったとき。
- (4) その他奨学生として適当でないと認められる事由が生じたとき。

(返還)

第10条 大学院奨学金の貸与を受けた者は、貸与された総額を修了後、別に定める細則により返還しなければならない。ただし、この者が前条第1号若しくは第4号の事由により貸与を打ち切られた場合には、速やかに全額を返還しなければならない。

(異動)

第11条 奨学生は、本人又は連帯保証人の氏名又は住所が変更された場合は、直ちにその旨を教学支援部に報告しなければならない。

2 すでに届けた連帯保証人を変更する場合は、「連帯保証人変更願」を学長に提出し許可を受けなければならない。

(免除及び猶予)

第12条 大学院奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は著しい障害その他の重大な理由により、奨学金を返還することが困難となった場合には、学長は、本人又は連帯保証人の願い出により、委員会の議を経て、第10条の規定にかかわらず、その返還額の全部又は一部を免除又は猶予することができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が総長に上申し、理事長が決定する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、大学院奨学金の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、教学支援部及び経営管理部が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

大学院特待生選考基準に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島工業大学大学院特待生規程第4条第3項の規定に定める大学院特待生の選考基準に関して、必要な事項を定める。

(選考方法)

第2条 特待生の選考方法は、入学試験、学業成績、人物等について総合的に判断するものとする。

(選考対象者)

第3条 第一種特待生は、学内推薦入学試験の合格者とする。

第4条 第二種特待生は、大学院在学生の2年次生以上（博士後期課程の学生は、大学院博士課程の3年次生から5年次生として取扱う。以下同じ。）を対象とし、次の各号に掲げる方法により選考する。

- (1) 2年次生は、各専攻における大学院学業成績の上位3位以内の者を対象として各専攻とも1人の者を候補者として選考する。
- (2) 3年次生は、博士前期課程の各専攻における大学院学業成績上位3位以内の者を対象として、2人の者を候補者として選考する。
- (3) 4年次生及び5年次生は、博士後期課程における大学院学業成績上位3位以内の者を対象として、各2人の者を候補者として選考する。

2 前項に定める大学院成績順位は、次の各号により決定する。

- (1) 学業成績評価の換算にあたっては、@は90、Aは80、Bは70、Cは60とする。
- (2) 1単位あたりの平均値は、次式により算出するものとする。

$$\text{平均値} = \frac{\sum (\text{修得科目の単位数} \times \text{前号の換算値})}{\text{全修得単位数}}$$

- (3) 前号により算出した平均値(小数第3位を、四捨五入したもの)の高い学生から順位を付する。

3 他大学大学院から博士後期課程に入学した者の学業成績は、前項の規定を準用する。

この場合において、他大学の成績表で@の表示がない場合は、関係者協議のうえ、その取扱いを決定する。

(選考)

第5条 特待生の選考は、各専攻において、前2条に定める選考を行い、入学試験終了後の3月中旬に、各専攻のすべての特待生候補者を決定する。

2 前項に定める候補者の決定にあたっては、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 学業成績及び学術研究活動に秀で、研究意欲旺盛であること
- (2) 大学院生として人物が優秀であること
- (3) その他各専攻が必要と判断したこと

(選考結果の報告)

第6条 各専攻は、前条の規定により選考を行った結果に基づき、特待生候補者原案を、研究科長を経て学長に提出する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、特待生の選考基準に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第9条 この細則に関する事務は、教学支援部が担当する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年度入学生から適用する。

その他の規則

- 広島工業大学体育会規約
- 広島工業大学体育会会費に関する細則
- 広島工業大学体育会運動部に関する細則
- 広島工業大学学生自治会会則
- 広島工業大学選挙管理委員会会則

広島工業大学体育会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島工業大学体育会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を広島市佐伯区三宅二丁目 1-1 広島工業大学内におく。

(目 的)

第3条 本会は、鶴学園建学の精神にもとづいて、広島工業大学内における教育活動の一環としてスポーツを通じて心身を練磨し、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、併せて広島工業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの事業をおこなう。

- (1) 会員一般へのスポーツの普及
- (2) 運動部活動の振興及び対外競技
- (3) 学内運動競技会の開催
- (4) 定期刊行物の発行
- (5) その他、本会の目的を達成するために、必要と認められる事業

(会 員)

第5条 会員は、第3条の目的に賛同し、入会したものをいう。

(会員構成)

第6条 本会は、つぎの会員で構成される。

- (1) 正会員 広島工業大学全学生
- (2) 特別会員 広島工業大学教職員
- (3) 賛助会員 前号以外の個人または団体で本会の趣旨に賛同する者
- (4) 名誉会員 本会に功労のあったもので、評議員会の推薦する者

(運 動 部)

第7条 本会に各種の運動部をおく。これについては、別に細則を定める。

第2章 役 員

(役 員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 最高顧問 2名
- (4) 参 与 若干名
- (5) 部 長 各運動部 1名
- (6) 評議員長 1名
- (7) 評 議 員 各運動部及び各クラス各 1名

- (8) 本部長 1名
- (9) 副本部長 1名
- (10) 幹事長 5名
- (11) 幹事 各運動部各 1名以上及び正会員から若干名
- (12) 監査委員 3名

(役員選出)

第9条 役員は、正会員及び特別会員をもってあて、つぎのとおり選出する。

- (1) 会長には学長、副会長には学部長及び学生・教務センター長を推挙する
- (2) 最高顧問には理事長および総長を推挙する
- (3) 部長には各運動部の推挙する本学教職員を会長が委嘱する
- (4) 参与は、教学支援部長、学生・教務副センター長、各学部学務委員長及び体育教員その他会長が必要と認める者を会長が委嘱する
- (5) 評議員長は、評議員の互選による
- (6) 評議員は、各運動部及び各クラスから各 1名選出する
- (7) 本部長・副本部長・幹事長及び幹事は、正会員中より評議員会によって選出する
- (8) 監査委員は、正会員から 2名、特別会員から 1名を会長が委嘱する

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐する
- (3) 最高顧問は、本会の相談に応じる
- (4) 参与は、本会の運営に協力する
- (5) 部長は、各運動部を代表し、部を総括する
- (6) 評議員長は、評議員会を代表し、評議員会の議長となる
- (7) 評議員は、評議員会を構成し、本会の業務について審議する
- (8) 本部長は、本部を代表し、副本部長・幹事長及び幹事と本会の業務をおこなう
- (9) 監査委員は、本会の会計を監査する

(役員の任期)

第11条 前条第6号から第9号までの役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の役員のほかは、別の定めによる。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 本会には、総会・評議員会・協議会及び部長会をおく。

(総 会)

第13条 総会の開催は、原則として年1回とし、会長がこれを召集する。ただし、会員の20分の1以上の要求があるときは、召集しなければならない。

(総会のおこなう事項)

第14条 総会は、つぎの事項についておこなう。

- (1) 会務（事業計画及び予算決算、その他）の報告
- (2) 規約の改正（会費の改定の場合を含む。）
- (3) 本会の解散

2 前項第2号及び第3号の事項については、評議員会において評議員総数の3分の2以上の同意を得、協議会の承認を得たうえで、会員の5分の1以上が総会に出席し過半数の同意を必要とする。

（評議員会の召集）

第15条 評議員会の開催は、原則として月1回とし、評議員長が召集する。ただし、評議員長が必要と認めたとき、本部長の要求があったとき及び評議員総数の3分の1以上の要求があったときは、評議員会を召集しなければならない。

（評議員会の審議事項）

第16条 評議員会は、つぎの事項について審議し、会長の同意を得て決定する。

- (1) 第4条に定められた事業の実施計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 運動部の新設及び廃止
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

（評議員会の定足数及び表決手続）

第17条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 この規約に別段の定めある場合を除き、議決は過半数とし、可否同数の場合は議長が決する。

（協議会の構成）

第18条 協議会は、つぎのものによって構成する。

- (1) 会長、副会長、参与及び部長3名
- (2) 評議員長・評議員10名・本部長・副本部長及び幹事長
- (3) その他会長が必要と認める者

（協議会の召集）

第19条 協議会の開催は、原則として年1回とし、会長が召集して議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは協議会構成員の過半数の要求があったとき開催する。

（協議会の協議事項）

第20条 協議会は、つぎの事項について協議する。

- (1) 会長の必要と認めたもの
- (2) その他重要事項

（協議会の定足数）

第21条 協議会は、協議会構成員総数の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

（部長会）

第22条 部長会は、つぎの事項について協議する。

- (1) 会長の諮問事項
- (2) 評議員会及び本部の相談事項

第4章 本 部

(本 部)

第23条 本部は、本部長・副本部長・幹事長及び幹事で構成され、つぎの5部門をおき本会の業務をおこなう。

- (1) 総 務
- (2) 事 業
- (3) 経 理
- (4) 渉 外
- (5) 広 報

2 前項の各部門の長は、幹事長がこれにあたる。

第5章 運動部及び代表選手

(運動部の義務)

第24条 各運動部は、本部につぎの書類を提出しなければならない。

- (1) 部員名簿及び部則（改正時のみ）
- (2) 部の年間行事計画及び予算案
- (3) 行事実績報告書
- (4) 決算書

(部 則)

第25条 各運動部は、本会の趣旨にそって部則を定めることとする。

(代表選手)

第26条 広島工業大学の代表選手は、各運動部より推薦された正会員で会長の承認を得たものとする。

第6章 会 計

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、会費・寄付金・入会金及びその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第28条 会費及びその徴収方法は別に定める。

2 一旦納入された会費は、一切返却しない。

(会計年度)

第29条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(予算及び決算)

第30条 予算及び決算は、本部が作成し、評議員会で審議し、協議会の議決を経て会長の承認を得るものとする。

(金銭の出納)

第31条 金銭の出納については、別に細則を定める。

(会計監査)

第32条 会計監査は、年1回おこなう。ただし、監査委員が必要と認めるときは随時おこなうことができる。

附 則

この規約は、令和4年10月17日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

広島工業大学体育会会費に関する細則

第1条 この細則は、広島工業大学体育会規約第28条にもとづき、会費及びその徴収方法について定める。

第2条 正会員の入会金及び会費については、次のとおりとする。

(1) 正会員の入会金は1,000円、会費は年間5,000円とする。ただし、会費の納入は在学4年間に限るものとする。会費等納入時期は、入会金及び当該年会費は入会時に、以後、会費は各年度ごとの大学前期授業料等納入時とする。

(2) 編入学生については、上記(1)と同じとする。

第3条 特別会員の会費については、年額1,000円とし、それ以上は寄付金とする。

第4条 会費徴収は、正会員、特別会員ともに法人局経営管理部が、該当時期に代理徴収をする。

附 則

この規約は、令和4年10月17日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

広島工業大学体育会運動部に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島工業大学体育会（以下「本会」という。）規約第7条に基づき、運動部の運営に関して必要な事項を定める。

(区分等)

第2条 運動部は、部、同好会及び愛好会に区分する。

2 運動部の名称については、別に定める。

3 部及び同好会には部費を配分することとし、愛好会には部費を配分しない。

(運動部の設立)

第3条 運動部の設立を申請する場合は、次の各号に沿って行うものとする。

- (1) 次の書類を広島工業大学事務局教学支援部（以下「教学支援部」という。）に提出する。
 - ア) 団体結成願（様式8）
 - イ) 会員名簿
 - ウ) 規約（会則）
 - エ) 年間行事計画
 - オ) その他教学支援部及び本会本部（以下「本部」という。）から提出を要請された書類
- (2) 前号に定める申請書を提出する際にあつては、次の事項に注意すること。
 - ア) 設立理念が明確であること
 - イ) 定期的な活動を行う見込みがあること
 - ウ) 組織の運営に必要な資金を自己調達する能力を有していること
 - エ) 既存同系運動部との相違及び関連の説明ができること
 - オ) 当該運動部の目的の達成に十分な人数を有し、組織的継続性がみられること
 - カ) 部長、主将、会計及び本部役員を選出すること
 - キ) 種目に応じて必要と思われる練習を行っていること
 - ク) 本会規約及び本細則を遵守していること
- (3) 教学支援部及び本部において前2号に定める条件を満たしていると判断された場合は、広島工業大学学務委員会（以下「学務委員会」という。）及び広島工業大学教授会（以下「教授会」という。）で審議する。
- (4) 運動部の設立が学務委員会及び教授会の承認を得た場合は、本会評議員会（以下「評議員会」という。）で審議し、本会会長（以下「会長」という。）の同意を得て決定する。

- (5) 会長は、運動部の設立が評議員会の承認を得た場合、当該運動部の設立許可について、代表者に対し書面をもって通知する。
- (6) 本会本部本部長（以下「本部長」という。）は、運動部の設立が評議員会の承認を得た場合、本会総会（以下「総会」という。）に報告する。

(昇格)

第4条 運動部が同好会又は部への昇格を申請する場合は、次の各号に沿って行うものとする。

- (1) 次の書類を教学支援部に提出する。
 - ア) 団体許可事項変更願（様式 11）
 - イ) 請願書
 - ウ) 会員名簿
 - エ) 当該年度の活動報告書
 - オ) 次年度の年間行事計画
 - カ) 予算案及び決算報告書
 - キ) その他教学支援部及び本部が必要とする書類
- (2) 昇格を申請する場合は、次の事項を満たしていること。
 - ア) 同好会への昇格については、愛好会として4年間以上継続して活動を行っていること
 - イ) 部への昇格については、同好会として3年間以上継続して活動を行っていること
 - ウ) 競技毎の連盟に加盟し、当該連盟が主催する大会に出場していること又はそれに準ずる活動を行っていること
 - エ) 本部が主催する会議及び行事への欠席がないこと。ただし、欠席届が認められた場合を除くこととする
- (3) 教学支援部及び本部において前2号に定める条件を満たしていると判断された場合は、評議員会で審議し、会長の同意を得て決定する。
- (4) 会長は、運動部の昇格が評議員会の承認を得た場合、当該運動部の昇格について、代表者に対し書面をもって通知する。
- (5) 本部長は、運動部の昇格が評議員会の承認を得た場合、総会及び教学支援部に報告する。
- (6) 教学支援部は、運動部の昇格について、学務委員会に報告する。

(降格)

第5条 運動部が同好会又は愛好会へ降格する場合については、次の各号に沿って行うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する部又は同好会は、降格対象とする。
 - ア) 3年間連続して部員がない場合
 - イ) 年2回（前期・後期）提出の活動報告書の内容が不足している場合
 - ウ) 本部会及び行事への出席率が低い場合
 - エ) 本会規約及び本細則の定めに対し、重大な違反があった場合
- (2) 前号ア) からエ) までのいずれかに該当し、教学支援部及び本部において降格が妥当と判断された場合は、評議員会で審議し、会長の同意を得て決定する。降格対象の運動部は、降格の決定について、異議申立をすることができる。
- (3) 会長は、運動部の降格が評議員会の承認を得た場合、当該運動部の降格決定について、代表者に対し書面をもって通知する。
- (4) 本部長は、運動部の降格が評議員会の承認を得た場合、総会及び教学支援部に報告する。
- (5) 教学支援部は、運動部の降格を学務委員会に報告する。

(解散)

第6条 運動部の解散については、次の各号に沿って行うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する運動部は、解散対象とする。
 - ア) 本会の品位を著しく傷つけた場合
 - イ) 運動部としての義務を怠った場合
 - ウ) 愛好会において、現役部員の引退又はその他の理由で3年間連続して部員がない場合
- (2) 前号ア) からウ) までのいずれかに該当し、教学支援部及び本部において解散が妥当と判断された場合は、評議員会で審議し、会長の同意を得て決定する。解散対象の運動部は、解散の決定について、異議申立をすることができる。
- (3) 会長は、運動部の解散が評議員会の承認を得た場合、当該運動部の解散決定について、代表者に対し書面をもって通知する。ただし、第1号ウ) に該当する場合は、通知を行わないものとする。
- (4) 本部長は、運動部の解散が評議員会の承認を得た場合、総会及び教学支援部に報告する。
- (5) 教学支援部は、運動部の解散を学務委員会に報告する。

2 前項の定めにかかわらず、運動部が自ら解散を行う場合は、団体解散願（様式12）を教学支援部に提出するものとする。

(休部)

第7条 運動部の休部は、次の各号に沿って行うものとする。

- (1) 運動部が活動を続けていくことが困難になった場合、活動再開の可能性がある場合に限り、本部に休部届の提出ができるものとする。
- (2) 本部において前号に定める条件を満たしていると判断した場合は、休部を決定する。ただし、休部期間及び条件等については、当該運動部の状況を勘案して変更することができる。
- (3) 本部長は、当該運動部の休部決定について、代表者に対し書面をもって通知する。

2 休部の取消し手続きは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 運動部の設立条件を満たしていることを復帰の条件とする。
- (2) 本部において前号に定める条件を満たしていると判断した場合は、休部の取消しを決定する。
- (3) 本部長は、当該運動部の休部取消しについて、代表者に対し書面をもって通知する。(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、総会の議を経て会長が決定する。

(雑則)

第9条 この細則の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年10月17日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

広島工業大学学生自治会会則

第1章 総 則

第1条 本会は広島工業大学学生自治会と称し本部を広島工業大学内に置く。

第2条 本会は広島工業大学全学生を以って組織する。

第3条 本会は会員相互の協力による自治活動によって、学生の自治、学問の自由を守り、よりよき学園生活を形成し、会員の発展と福祉の増進をはかり、社会に奉仕することのできる人間を形成することを目的とする。

第4条 本会々員は第3条目的達成の為、次の権利、義務を有する。

(権 利)

- 1 本会の各機関を選出し、且つこれを選出されること。
- 2 本会のあらゆる活動に自由に参加し、且つ意見を述べること。
- 3 自治委員会及び学生大会の議事録を自由に閲読すること。

(義 務)

- 1 会費を定期に納入すること。
- 2 自治会の決議に従うこと。
- 3 学生大会に出席すること。

第2章 機 関

第5条 本会は第3条の目的を達成する為、下記の機関を設置する。

- 1 学生大会
- 2 自治委員会
- 3 執行委員会
- 4 選挙管理委員会
- 5 文化局会
- 6 会計監査委員会

第3章 役 員

第6条 本会は第5条の機関を運営する為、下記の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 2名
- 3 書 記 3名
- 4 会 計 2名
- 5 文化局長 1名
- 6 正副部長 各部 2名
- 7 自治委員 各クラス 2名
- 8 会計監査 4名
- 9 選挙管理委員 各クラス 2名 (但し、4年生は含まない)
- 10 顧 問 2名

第7条 自治委員長と執行部委員長の兼任はこれを認めない。

第8条 役員の任期は4月1日より3月末日までとする。但し再選は妨げない。

なお、執行部役員の任期は12月1日より翌年11月30日までとする。

第9条 全ての役員は正当な理由なき場合はこれを辞任する事ができない。その決定は各選出母体によってこれを行う。

第10条 役員に欠員が生じた場合は直ちにその選出母体より選出を行なう。

第11条 自治委員長は自治委員3/4以上の要求によって執行委員会及び執行部員を不適当と認めた場合、リコールを要求し選出母体によってこれを決定する。

第4章 学生大会

第12条 学生大会は本会の最高決議機関であり、本会学生全員をもって構成する。

第13条 学生大会は下記の場合執行委員長によって召集され、会長は学生大会に提出する議題を5日前に告示しなければならない。

但し、緊急の場合はこの限りでない。

- 1 原則として毎期1回。
- 2 自治委員会または執行委員会が緊急且つ必要と認めた場合。
- 3 会員の1/5以上の同意署名の要求があるとき。

第14条 学生大会は会員実数の1/3以上の出席をもって成立する。

但し、自治委員会又は執行委員会が緊急且つ必要と認めた場合に於いては1/4以上の出席をもって成立するものとする。

第15条 大会に於ける正副議長は自治委員会の正副議長がこれに当る。

但し、不在の場合は自治委員中より選出するものとする。

第16条 学生大会の議決は出席者の過半数をもってこれを議決する。

但し、賛否同数の場合は議長の決定に従うものとする。

第17条 本大会に於いて次の事項は少なくとも決定されなければならない。

- 1 予算及び決算に関する事項。
- 2 本規約の決定。
- 3 その議決が全学生に重大な影響を及ぼすと考えられる場合。
- 4 自治委員並びに執行委員の承認及び不信任。

第5章 自治委員会

第18条 自治委員会は学生大会に次ぐ決議機関である。

第19条 自治委員は各学年の各科より2名ずつ選出する。

第20条 自治委員会は自治委員と執行委員とによって構成される。

なお、決議権は自治委員及び執行委員長及び局長が有するものとする。

第21条 自治委員の任期は1年（4月1日～3月31日）とし欠員を生じた場合直ちにその選出母体より補選する。その選出方法は各選出母体に委任するものとする。

第22条 自治委員の任務及び義務は下記のとおりである。

- 1 選出母体の意志を反映して執行委員会に勧告する。

- 2 第 11 条に関する件。
- 3 自治委員会に出席し、決定事項を選出母体に報告する。
- 4 自治会の行事に参加すること。

第 23 条 自治委員会は執行委員長及び自治委員長により次の場合召集される。

- 1 原則として毎月 1 回開く
- 2 執行委員会から要求があった場合
- 3 自治委員の 1/3 以上の要求があった場合
- 4 全会員の 1/10 以上の署名により要求があった場合

第 24 条 自治委員会は委員実数 1/2 以上を以って成立し委任状は認めない。

第 25 条 自治委員会の議長、副議長は常任とし、自治委員会の正副委員長がこれにあたる。

但し、自治委員長及び副自治委員長の選出は自治委員会に委任する。

第 26 条 自治委員の任期が終った場合又は学生大会に於いて出席委員数の 2/3 以上の不信任を受けた場合即時その選出母体に於いて改選されなければならない。

第 27 条 自治委員会は下記の事項を審議議決する。

- 1 自治委員会運営に関する事項
- 2 学生大会提出議案
- 3 学生大会より付託された事項
- 4 顧問の承認
- 5 その他必要なる事項

但し、その決議は出席委員実数の 2/3 以上をもって決定される。

第 6 章 執 行 委 員 会

第 28 条 執行委員会は本会の最高執行機関であり構成は次の通りである。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 2 名
- 3 会 計 2 名
- 4 書 記 3 名
- 5 文化局長 1 名
- 6 顧 問 2 名

但し、会長が必要と認めた場合は各部長を参加させることができる。

第 29 条 執行委員会は会長が必要と認めた場合、会長がこれを召集する。

第 30 条 執行委員長は会長がこれを兼任する。

第 31 条 執行委員長は学生大会を統括し、執行委員会及び自治会を代表するものとする。

副執行委員長（即ち副会長）は委員長を補佐し委員長事故あるときはこれに代る。

第 32 条 執行委員会の任務は次の通りである。

- 1 学生大会の決議事項及び自治委員会に従って本会の活動を行うこと。
- 2 各部の活動の充実を図る。
- 3 議事録の作成。
- 4 その他必要な任務を統括する。

第 33 条 執行委員は自治委員会に出席すること。

第 34 条 執行委員会は全役員の 2/3 以上をもって成立する。

第 7 章 局 及 び 部

第 35 条 文化局は各部の責任者 1 名をもって構成され局長がこれを統括する。

尚、局長は必要に応じてその補佐を任命することができる。

局長は局会を召集する権利を有す。但し、局長は選挙によってこれを決定する。

第 36 条 文化局各部の新設については原則として同好会で 1 年以上の活動を行い、部としての最低活動人員の連署をもって局長を通じて局会の推薦の上執行委員会長に申し出、自治委員会で 2/3 以上の賛成をもって部として新設される。

但し、学生総会において承認された場合この限りでない。

2 復活の場合は廃部になった日より起算して最低 1 年間（但し停止の場合は半年間）部活動は出来ず 1 年過ぎて願い出があれば自治委員会で活動期間を決めてその後に自治委員会にかけて決定する。

第 37 条 文化局を通じて第 1 章第 3 条の目的に反する行為があった時、もしくは部としての行為を全くなし得なくなった時自治委員会にはかり 2/3 以上の賛成をもって廃止又は停止することができる。なお、同好会に於いても前項にしたがうものとする。

第 38 条 同好会の結成は自治委員会の 2/3 以上の承認をもって成立される。

第 8 章 会 計 及 び 会 計 監 査

第 39 条 本会の経費は入会金、会費、寄附金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 40 条 本会の会費は会員 1 人当り年間 5,000 円とし、前期一括納入として授業料納入と同時に納入するものとする。

第 41 条 本会の入会金は 1 人当り 1,000 円とし、これを入学時に納入するものとする。

第 42 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月末日に終るものとする。

第 43 条 予算支出の際は各部長が会計に要求し、会長、会計の承認を経て支出される。

但し、会長不在の場合は副会長が代理する。

第 44 条 会計及び会計監査は定例学生大会に於いて会計報告及び会計監査報告を行う義務を有する。

但し、臨時学生大会に於いては学生の要求があれば中間報告をしなければならない。

第 45 条 自治会費を使用する各部はその経理について理由の如何にかかわらず会計監査の監査に応じなければならない。

第 9 章 予 算

第 46 条 会長は年度始めにその指示を 1 週間前にして予算会議を召集しなければならない。

尚、予算会議は執行委員、自治委員及び各部の部長をもって構成され、委員実数の 2/3 以上をもって成立し会員の傍聴のみを許す。

但し、決議権は執行委員長、局長及び自治委員が有し、決議は出席委員実数の 1/2 以上の賛成をもって決定する。同数の場合は議長が決定する。

第 47 条 部及び同好会には予算処理を講ずる。

但し、同好会は同好会援助金として予算委員が一括してこれを定める。

なお、予算査定後新しく部を結成しても次年度までは予算の配分を行なわない。

第 48 条 予算原案は執行部役員が作成する。

第 49 条 各部の会計責任者は執行部の指示する日時までに予算請求書を執行委員長に提出しなければならない。

尚、それ以後は一切受け付けないものとする。

第 50 条 各部の部長は予算会議に於いて活動記録簿、会計簿、備品簿を参考資料として提出しなければならない。

但し、以上のものは部長印を有するものに限る。

第 51 条 第 49 条、50 条の事項に基づく資料の提出なき場合は、部への予算配分は認めない。

第 52 条 自治会予算は総会の承認を必要とする。

第 53 条 配分された予算は原則として、内訳に明記されたるもののみを使用し、予備費の使用に関しては自治委員会の承認を必要とする。

尚、予算支出方法については会計に一任するものとする。

附 則

この会則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

広島工業大学選挙管理委員会会則

総 則 本規約は第1章第3条に基づき、自治会々員の直接選挙により執行委員会を公選し選挙が公明且つ公正に行なわれることを目的とする。

第1章 選挙規則

第1条 本会々員は執行役員の選挙に於いて選挙権及び被選挙権を有す。

第2条 当選は各役員共、有効投票数の最多数を得票したるものとする。

但し、得票数同数の場合は再投票を行なう。

尚、選挙は全会員の1/3以上の投票で成立する。

第3条 立候補規定数の場合は信任投票を行ない、有効投票の過半数を取得すれば当選する。

尚、信任投票で否定された場合、或いは立候補者が規定数に満たない場合は現行の執行委員会及び自治委員会の推薦者を以って再び信任投票を行いその結果は前述に従うものとする。

第4条 学生大会において全会員の2/3以上によって不信任の決議がなされた場合は執行委員会へのリコールが成立する。

第2章 選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会は各クラスより2名（但し4年生は含まない）により構成されその選出は自治委員が一括して決める。

第6条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出される。委員長は副委員長1名と書記1名を指名する権利を有すると共に委員会召集の権限を有す。

第7条 選挙管理委員の任期は、5月1日より1年とする。

第8条 選挙管理委員会は、本大学自治会執行部委員の選挙に関する全ての事務を管理し次の任務を負う。

- 1 本委員会は次期自治会執行委員を10月下旬までに決定する。
- 2 選挙の告示は選挙日より少なくとも2週間前までに行なわなければならない。
- 3 候補者の立候補承認並びに告示。
- 4 投票用紙並びに候補者ポスター用紙の用意。
- 5 選挙運動の管理。
- 6 開票及び結果発表。
- 7 違反行為のあった時の処置。
- 8 その他、必要事項の告示。

第9条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。本会は各クラスから2名（但し4年生を含まない）より成り選挙の公正を期さねばならない。

第10条 本委員会は選挙運動又はそれに類する行為を行なってはならない。

第11条 候補者受付は選挙日より1週間前までとする。

第12条 選挙管理委員会は投票に関する事項を選挙日より3日前に全て告示しなければならない。

第3章 選挙運動

第13条 立候補者は手続き終了後直ちに選挙運動を行ない得る。

但し、選挙管理委員会の指示に従って公明正大に行なわなければならない。

第14条 立候補者は責任者1名を会員より定めなければならない。但し、立候補者は推薦制を認める。

第15条 立候補者は会員10名以上集まる場合は随時立候補演説を行なうことができる。

但し、事前に選挙管理委員会に届け出て選挙管理委員会の許可、若しくは選挙管理委員1名以上の立会を要する。

第16条 ポスター枚数、掲示場所は選挙管理委員会で別にこれを定める。

第17条 選挙管理委員会は投票前に全立候補者の合同演説会を少なくとも1回は行わなくてはならない。

第4章 選挙方法

第18条 投票は1人1票の連記無記名投票とする。

第19条 次の投票は無効とする。

- 1 立候補者名の判別しにくいもの。
- 2 正規の用紙を用いないもの。
- 3 必要以外の事を記載したもの。

第20条 開票は選挙管理委員会が当り、立会人の前で行なう。

但し、立会人は各立候補者の責任者をもってこれに当る。

第5章 会計および監査に関する細則

第21条 会計は会計面の出納に関して全責任を負い、会計監査終了後は会計監査委員も連帯責任を負う。尚、会計監査の選出を自治委員会に委任する。

第22条 会計監査は各部及び同好会会計の会計簿と領収書の調査を少なくとも毎月一回行なわなければならない。従って各会計責任者は会計監査の要求に応じて必要書類を提出しなければならない。

第24条 自治会費を使用する各部及び会は原則として自治会指定店にて物品を購入すること。

尚、無許可による購入に関しては自治会は一切責任を負わず、該当部員の連帯責任とする。

第25条 自治会費にて購入した備品の紛失時には速やかに会計監査に報告しなければならない。

補則第1条 各部の催しに関する件

第1項 パーティー及びその他の催しについては事前に執行部にその由を提出すること。

但し、その期限は学則に従うものとする。

第2項 特に金銭的な件については全て執行部にその詳細を報告すること。

但し、その収益は部費に臨時収入として加えるものとする。

第3項 催しに対する券の発行はその許可の後に行なうこと。

第4項 自己の催しに本大学の名を使用するを認めず。

第5項 上記の各項に反する行為のあった場合はその催しを直ちに中止しそれに関係するあらゆる機能を一時停止する。

但し、停止期間は自治委員会に委託するものとし、それ以上の決定を下すことも可とする。

補則第2条 各会議の傍聴はその会の議長に一任する。

補則第3条 顧問は選挙管理委員会、会計監査以外の会議に出席し必要に応じて助言し、決議権はなく又、原則として発言権もないものとする。

尚、顧問の選出は会長が指名し、自治委員会において承認を必要とする。